

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度
(第101期)

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

OKI

沖電気工業株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	3
3	事業の内容	4
4	関係会社の状況	6
5	従業員の状況	7

第2 事業の状況

1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2	サステナビリティに関する考え方及び取組	12
3	事業等のリスク	19
4	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
5	重要な契約等	26
6	研究開発活動	28

第3 設備の状況

1	設備投資等の概要	30
2	主要な設備の状況	31
3	設備の新設、除却等の計画	33

第4 提出会社の状況

1	株式等の状況	
(1)	株式の総数等	34
(2)	新株予約権等の状況	35
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	41
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	41
(5)	所有者別状況	41
(6)	大株主の状況	42
(7)	議決権の状況	44
2	自己株式の取得等の状況	45
3	配当政策	45
4	コーポレート・ガバナンスの状況等	
(1)	コーポレート・ガバナンスの概要	46
(2)	役員の状況	53
(3)	監査の状況	64
(4)	役員の報酬等	68
(5)	株式の保有状況	71

第5 経理の状況

1	連結財務諸表等	
(1)	連結財務諸表	79
(2)	その他	121
2	財務諸表等	
(1)	財務諸表	122
(2)	主な資産及び負債の内容	135
(3)	その他	135

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1	提出会社の親会社等の情報	137
2	その他の参考情報	137

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【事業年度】	第101期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	沖電気工業株式会社
【英訳名】	Oki Electric Industry Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 森 孝廣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務部長 小笠原 鑑
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦4丁目10番16号
【電話番号】	03-5635-8209
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務部長 小笠原 鑑
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	392,868	352,064	369,096	421,854	452,457
経常損益 (百万円)	8,766	7,691	△328	18,293	16,808
親会社株主に帰属する 当期純損益 (百万円)	△819	2,065	△2,800	25,649	12,479
包括利益 (百万円)	10,423	△2,204	△5,746	43,783	7,037
純資産額 (百万円)	111,598	107,635	99,279	141,314	145,745
総資産額 (百万円)	371,546	369,170	390,425	423,399	410,965
1株当たり純資産額 (円)	1,286.41	1,240.62	1,143.96	1,628.78	1,679.42
1株当たり当期純損益金額 (円)	△9.47	23.85	△32.33	295.93	143.93
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	23.81	—	295.61	143.83
自己資本比率 (%)	30.0	29.1	25.4	33.3	35.4
自己資本利益率 (%)	△0.8	1.9	△2.7	21.4	8.7
株価収益率 (倍)	—	35.47	—	3.90	6.84
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,398	5,921	△3,148	24,721	39,261
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,784	△17,597	△17,623	△14,335	△19,634
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,852	1,680	23,275	△15,709	△17,861
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	41,830	33,379	37,498	34,422	36,237
従業員数 (人)	15,639	14,850	14,452	14,439	13,906
[外、平均臨時雇用人員]	[2,503]	[2,521]	[2,669]	[2,878]	[3,044]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第97期及び第99期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第97期及び第99期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第98期においてクラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストについて会計方針の変更を行っており、第97期に係る主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の指標等となっております。なお、第96期以前に係る累積的影響額については、第97期の期首の純資産額に反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	216,445	222,848	234,884	286,525	320,599
経常損益 (百万円)	3,539	△3,290	△8,618	16,812	14,529
当期純損益 (百万円)	1,258	△3,787	△6,291	23,604	13,739
資本金 (百万円)	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
発行済株式総数 (千株)	87,217	87,217	87,217	87,217	87,217
純資産額 (百万円)	89,898	81,886	72,985	102,748	112,416
総資産額 (百万円)	288,671	299,957	324,482	354,816	346,327
1株当たり純資産額 (円)	1,036.59	943.98	841.20	1,184.59	1,295.95
1株当たり配当額 (円)					
普通株式	20.00	30.00	20.00	30.00	45.00
(内、1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純損益金額 (円)	14.54	△43.74	△72.63	272.34	158.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	14.51	—	—	272.04	158.35
自己資本比率 (%)	31.1	27.3	22.5	28.9	32.4
自己資本利益率 (%)	1.4	△4.4	△8.1	26.9	12.8
株価収益率 (倍)	79.09	—	—	4.24	6.21
配当性向 (%)	137.6	—	—	11.0	28.4
従業員数 (人)	4,395	4,760	4,740	4,648	4,612
株主総利回り (%)	115.4	88.4	77.7	123.7	111.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	1,251	1,207	873	1,205	1,216
最低株価 (円)	882	778	683	708	773

- (注) 1. 第101期の1株当たり配当額45円については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第98期及び第99期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 株価収益率及び配当性向については、第98期及び第99期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1881年 1月	沖牙太郎が電信機・電話機・電線・電鈴等を製造・販売するため、当社の前身である明工舎を創業
1907年 5月	合資会社沖商会に組織変更
1912年 8月	合資会社沖商会の販売部門として沖電気（株）を設立
1917年 2月	合資会社沖商会を沖電気（株）に合併
1927年 8月	東京市芝区に芝浦事業所を開設
1949年 11月	企業再建整備法による法定整備計画に基づき沖電気（株）は解散、同日にその第二会社として沖電気工業（株）（資本金1億8千万円）を設立
1951年 11月	東京証券取引所に上場
1958年 11月	情報処理装置生産のため群馬県高崎市に高崎事業所を開設
1961年 7月	大阪証券取引所に上場
1962年 5月	電子通信装置生産のため埼玉県本庄市に本庄事業所（現本庄工場）を開設
1973年 6月	富岡沖電気（株）を吸収合併し群馬県富岡市に富岡工場を開設
1979年 12月	情報処理装置生産のため静岡県沼津市に沼津工場を開設
1981年 1月	創業100周年
1986年 10月	埼玉県蕨市にシステム開発センタ（現蕨システムセンター）を開設
1987年 12月	欧州におけるプリンターの販売統括会社OKI EUROPE LTD. を英国に設立
1992年 8月	サービス部門強化のため（株）沖電気カスタマードテック（現OKIクロステック（株））を設立
1994年 4月	タイ国にプリンターのキーコンポーネントの組立工場（現OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.）を開設
10月	プリンター、ファクシミリ及びこれに関連する事業を（株）沖データに譲渡
1997年 4月	沖電気工事（株）（現OKIクロステック（株））の株式を東京証券取引所市場第二部に上場
2000年 4月	執行役員制を導入
2001年 7月	A T Mの生産拡大と中国市場での販売のため、中国に沖電気実業（深セン）有限公司を設立
2004年 4月	埼玉県蕨市の事業所を拡張し、システムセンター（現蕨システムセンター）を竣工
2006年 6月	中国にOKIグループの中国販売統括会社 日沖商業（北京）有限公司を設立
2008年 10月	半導体事業を譲渡
2010年 6月	株式交換により沖ウィンテック（株）（現OKIクロステック（株））を完全子会社化
2017年 12月	公開買付により沖電線（株）を連結子会社化
2019年 4月	リカーリング型ビジネスの強化を目指してOKIクロステック（株）を設立
2021年 4月	（株）沖データを吸収合併
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3【事業の内容】

OKIグループ（当社及び関係会社）は、「パブリックソリューション」、「エンタープライズソリューション」、「コンポーネントプロダクツ」、「EMS」の4事業及び「その他」について、製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他のサービスを行っております。

事業区分別の事業の内容は、以下のとおりであります。なお、以下の事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

<パブリックソリューション事業>

当事業では、主に以下の製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供及びその他サービスを行っております。

道路関連システム、航空関連システム、消防・防災関連システム、官公庁向けシステム、防衛関連システム、航空機器、通信キャリア向け通信機器など

<エンタープライズソリューション事業>

当事業では、主に以下の製品の製造・販売、工事・保守及びその他サービスを行っております。

ATM、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機、ATM監視・運用サービス、金融営業店システム、事務集中システム、予約発券システムなど

<コンポーネントプロダクツ事業>

当事業では、主に以下の製品の製造・販売及びその他サービスを行っております。

エッジデバイス（IoT）、センサーネットワーク、PBX、ビジネスホン、コンタクトセンター、クラウドサービス、LEDプリンターなど

<EMS事業>

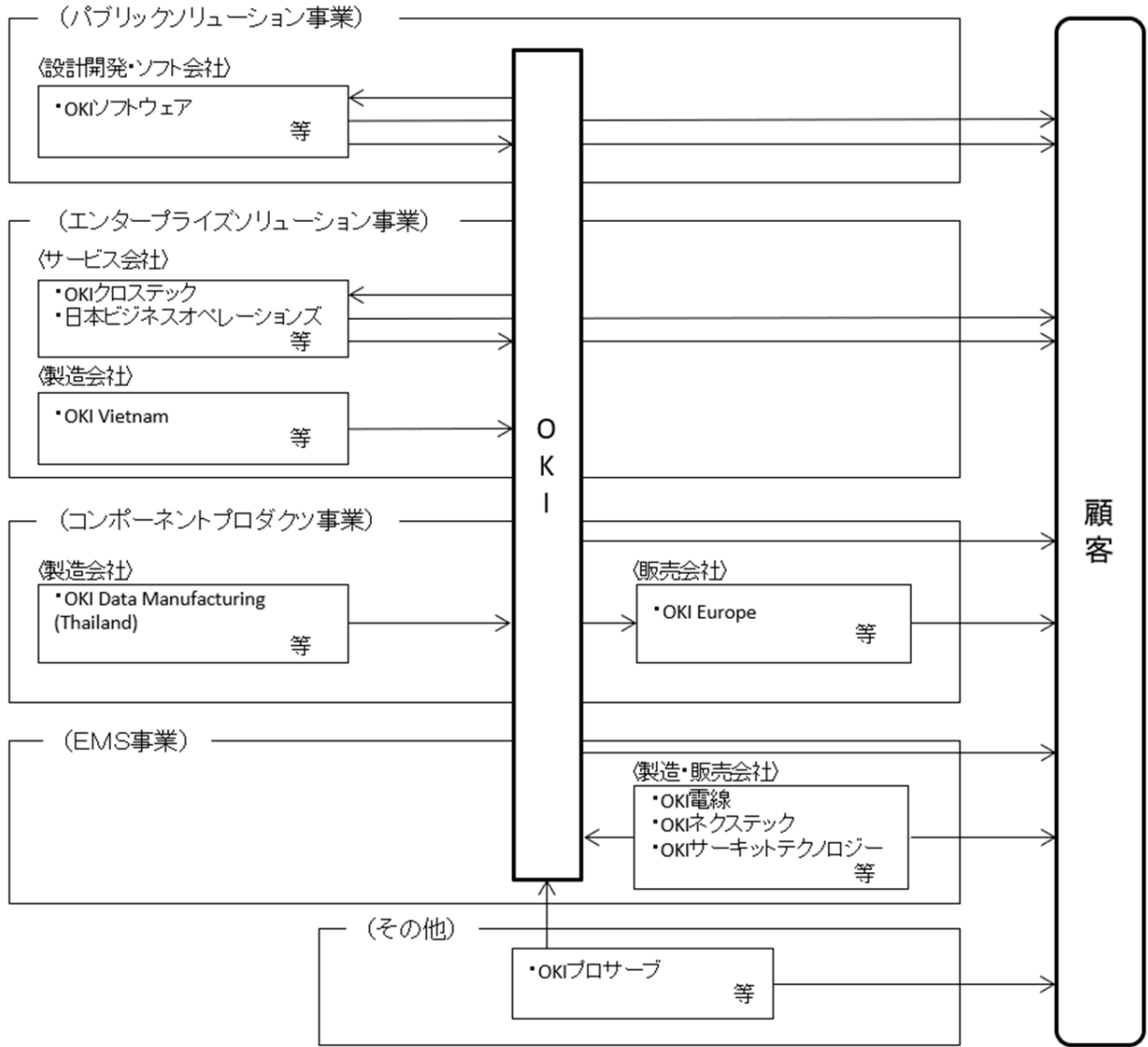
当事業では、主に以下の製品の製造・販売及びその他サービスを行っております。

設計・生産受託サービス、プリント配線板、ケーブル・電極線、エンジニアリングなど

<その他>

その他では、主に用役提供を行うとともに、将来事業創出に向けた活動も推進しております。

OKIグループにおける、OKI（親会社）及び関係会社の取引関係を図示すると、概ね以下のとおりになります。
(2025年3月31日現在)



4 【関係会社の状況】

(2025年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) OKIクロステック(株)	東京都 中央区	2,001	エンタープライズ ソリューション	100.0	当社が電気通信工事役務及び工事保守役務 を購入しております。 役員の兼任等…有
OKIサーキットテクノロジー(株)	山形県 鶴岡市	480	EMS	100.0	当社がプリント配線板を購入しており、 又、資金を貸付けております。 役員の兼任等…無
(株)OKIソフトウェア	埼玉県 蕨市	400	パブリックソリュー ーション	100.0	当社がソフトウェアを購入しております。 役員の兼任等…有
OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	AYUTTHAYA, THAILAND	千バーツ 420,000	コンポーネントプ ロダクツ	100.0	当社のプリンターの受託生産を行って おり、又、当社は資金を貸付けて おります。 役員の兼任等…無
OKI EUROPE LTD.	SURREY, U. K.	千ユーロ 141,366	コンポーネントプ ロダクツ	100.0	当社よりプリンターを購入しており、 又、当社は資金を貸付けて おります。 役員の兼任等…無
その他52社					
(持分法適用関連会社) その他1社					

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. OKI DATA MANUFACTURING(THAILAND)CO., LTD. 及びOKI EUROPE LTD. は、特定子会社に該当します。なお、(連結子会社) その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は、OKI BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS E TECNOLOGIA EM AUTOMAÇÃO LTDA. であります。

3. 沖電気金融設備(深セン)有限公司は債務超過会社であり、債務超過の金額は、2025年3月末時点で372,469千円であります。

4. OKIクロステック(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(連結会社相互間の内部取引消去前)

(1) 売上高	76,458百万円
(2) 経常利益	9,170百万円
(3) 当期純利益	6,540百万円
(4) 純資産額	17,573百万円
(5) 総資産額	43,586百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（人）	
パブリックソリューション	3,257	[698]
エンタープライズソリューション	4,851	[1,097]
コンポーネントプロダクツ	2,619	[143]
EMS	2,149	[771]
その他	592	[228]
全社（共通）	438	[108]
合計	13,906	[3,044]

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
4,612	44.2	19.1	7,810,663

セグメントの名称	従業員数（人）
パブリックソリューション	1,804
エンタープライズソリューション	1,285
コンポーネントプロダクツ	870
EMS	133
その他	82
全社（共通）	438
合計	4,612

(注) 平均年間給与は、賞与及び時間外手当を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

OKIグループ（当社及び一部の国内連結子会社）には、OKIグループ労働組合連合会が組織されており、OKIグループ労働組合連合会は、上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）に加盟しております。また、労使関係は安定しております。

なお、2025年3月31日現在におけるグループ内の組合員数は7,573人であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	うち 正規雇用	うち 非正規雇用
6.1	103.0	72.4	73.7	60.1

② 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1、3	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2、4	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1、5		
			全労働者	うち 正規雇用	うち 非正規雇用
株式会社OK I アイディエス	—	100.0	84.8	82.2	—
株式会社アダチ・プロテクノ	—	—	83.9	79.1	86.5
株式会社OK I アドテックサポート	—	100.0	91.1	88.3	—
OK I アレステック株式会社	—	0.0	66.4	65.9	72.1
沖エンジニアリング株式会社	—	100.0	76.1	80.1	69.3
OK I クロステック株式会社	1.9	69.0	58.2	72.7	48.1
株式会社OK I コムエコーズ	—	—	69.0	72.1	61.3
株式会社沖コムテック	—	—	63.9	63.9	—
沖コンサルティングソリューションズ株式会社	—	—	57.2	—	57.5
OK I サーキットテクノロジー株式会社	1.9	40.0	62.3	64.9	64.6
株式会社OK I ジェイアイピー	—	100.0	67.7	70.8	71.0
OK I シンフォテック株式会社	—	50.0	66.7	69.3	80.5
株式会社OK I ソフトウェア	3.5	83.0	81.6	81.5	84.0
株式会社沖ソフトウェアエクスパートサービス	—	—	90.1	82.3	70.6
株式会社OK I データME S	5.6	—	63.0	62.4	71.0
沖電線株式会社	—	0.0	55.9	74.4	47.9
OK I 東邦電子株式会社	—	—	60.2	71.0	67.3
OK I 富岡マニユファクチャリング株式会社	—	66.0	61.6	69.0	95.3
株式会社OK I トラステック	15.4	100.0	71.5	73.7	71.0
日本ビジネスオペレーションズ株式会社	6.4	—	89.5	88.0	109.8
OK I ネクステック株式会社	2.5	100.0	72.4	80.6	52.1

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1、3	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2、4	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1、5		
			全労働者	うち 正規雇用	うち 非正規雇用
株式会社OKIハイテック	—	0.0	78.7	79.3	95.3
バンキングチャネルソリューションズ株式会社	—	—	—	—	—
株式会社OKIプロサーブ	21.1	50.0	83.4	80.7	73.0
沖マイクロ技研株式会社	—	0.0	68.9	67.7	63.1
モガミ電線株式会社	—	—	98.4	97.6	—
株式会社沖ワークウェル	—	100.0	87.0	93.5	99.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

3. 「—」は管理職に占める女性労働者の割合を算出する際、該当する女性労働者が在籍していない場合を示しております。

4. 「—」は男性労働者の育児休業取得率を算出する際、配偶者が出産した男性労働者が該当年度でいない場合を示しております。

5. 「—」は労働者の男女の賃金の差異を算出する際、該当する従業員区分の労働者が在籍していないか、該当する男性又は女性労働者が在籍していない場合を示しております。

多様な人材が最大限能力を発揮できる環境の整備と社員の成長支援に関する取り組みについては、「第2 事業の状況 サステナビリティに関する考え方及び取組」の内容をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

OKIグループ（当社及び連結子会社）の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてOKIグループが判断したものであります。

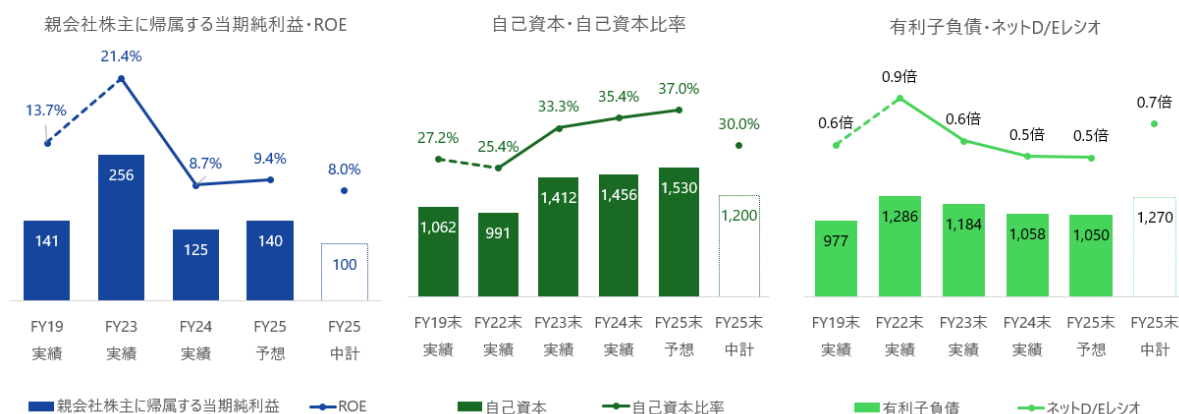
OKIは、創業以来の「進取の精神」を脈々と受け継ぎ、140年を超える歴史の中で常に現場のお客さまの課題に寄り添い、止まることが許されないミッションクリティカルな社会インフラを支える商品・サービスを提供してきました。「社会の大丈夫を作っていく。」企業として、地球上のすべての人々の生活の基盤を向上させていくことがOKIの使命であります。

中期経営計画2025は「成長へ舵を切り、縮小均衡から脱却する」という基本方針のもと、「2019年度水準へ業績を回復し、棄損した財務基盤を回復」することと「2026年度以降の将来事業の創出」をテーマに、2025年度の売上高4,500億円、営業利益180億円、自己資本比率30%という経営目標を立てました。「成長への舵切り1st Stage」として掲げた施策をやり切ってこの目標を達成し、創業150周年となる2031年をターゲットに将来事業を拡大する「成長への舵切り2nd Stage」（2026年度～）へとつなげてまいります。

（1）中期経営計画2025経営目標の状況

2024年度は、売上高・営業利益が2019年度水準まで回復し、財務基盤も着実に回復しております。2025年度は、中期経営計画2025で掲げた当期純利益目標100億円に対して140億円、ROE目標8%に対して9.4%、自己資本比率目標30%に対して37%、ネットD/Eレシオ目標0.7倍に対して0.5倍と、いずれも目標を上回る水準を目指しております。

（単位：億円）



（2）事業戦略の状況

<成長事業>

◇パブリックソリューション

成長事業として堅調に推移しております。

社会インフラソリューションは、消防・防災・道路市場への対応強化継続とともに、キャリア向けプロダクツの自営ネットワーク市場への展開などに取り組んでおります。

特機システムは、防衛力整備需要拡大を追い風に、技術開発・生産能力増強、海外展開強化に取り組んでおります。

◇EMS

半導体市場やFA・ロボット市場の低迷長期化による減収減益を踏まえ、2025年度は収益力回復に注力しております。さらに次期中期経営計画に向けて戦略を再検討してまいります。

<安定化事業>

◇エンタープライズソリューション

2023年度・2024年度の新紙幣対応案件終了後も、国内金融市場における更改需要は継続し、市場機会の獲得にも取り組んでおります。さらに、ベトナム・アジア市場におけるビジネス拡大、ベトナムへの生産移管によるコストダウンに取り組んでおります。規模・収益ともに安定化のうえ、次期中期経営計画では「安定化事業」からの脱却を目指してまいります。

◇コンポーネントプロダクツ

プリンターの開発・生産に関する事業統合によるエトリア株式会社への参画をテコに構造改革の推進に目途をたて、その効果を実現し、中長期での安定収益化を目指してまいります。

<将来事業創出>

- ・C F Bは、フォトニクス、パワー半導体の2026年度量産化に向け、2025年度での準備完了に取り組んでおります。
- ・グローバルでは、シリコンバレーを拠点にオープンイノベーション活動に取り組むとともに、共創ファンドを活用しながら、グローバルサウス地域での社会課題解決を目指し、スタートアップ企業との連携を加速しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

OKIグループ（当社及び連結子会社）のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてOKIグループが判断したものであり、組織名については当連結会計年度末現在のものです。

OKIグループは、企業理念に掲げた「進取の精神」のもと、「社会の大丈夫をつくっていく。」企業としてモノづくり・コトづくりを通じて社会課題の解決に貢献するとともに、ステークホルダーの皆様の信頼に応える誠実な企業活動を実践しております。

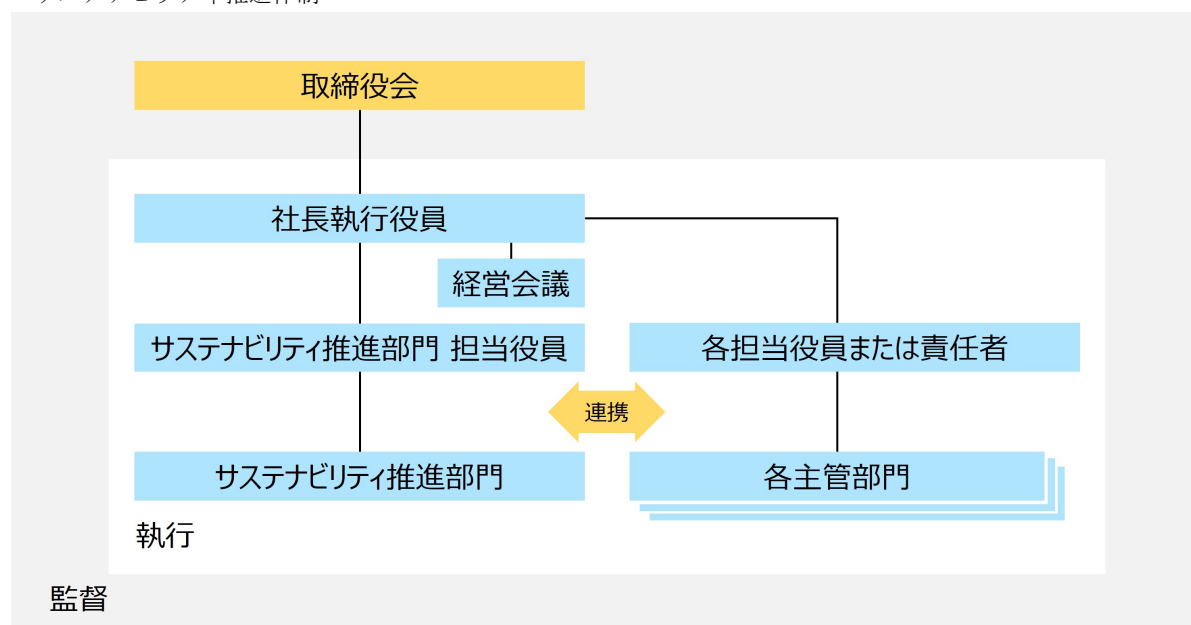
（1）サステナビリティ全般

① ガバナンス

OKIグループは持続的な成長を目的に、特定したマテリアリティに基づく取り組みを推進しております。社長執行役員の指示のもと、サステナビリティの専任組織であるサステナビリティ推進部門、サステナビリティ推進部門担当役員と各主管部門が連携を取りながらマネジメントを行い、サステナビリティの取り組みを推進する体制としております。

サステナビリティに関する重要事項については、経営会議において決定しております。上述の専任組織をはじめとする関係部門から、マテリアリティを具体化した環境・社会・ガバナンスの取り組み状況や課題について、経営会議への報告を行っております。取締役会に対しては、事業に大きな影響を及ぼす事項が報告されます。

サステナビリティ推進体制



< E S G連動報酬 >

当社は、取締役の個人別の報酬等にE S G（自社拠点CO₂排出量の削減率や女性幹部社員比率等）に関する指標を業績評価指標として採用しております。詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 （4）役員の報酬等」をご参照ください。

< 業務執行におけるガバナンスの強化 >

2024年度は、グループ全体のサステナビリティ体制を改善することを目的に、サステナビリティ推進部門及び担当役員を中心に関連部門と議論を重ね、サステナビリティ分野における外部の動向や内部の課題を抽出し、グループとして中長期に対応する範囲やレベルを設定しました。これを基に、人権、労働安全衛生に関するグループ全体、自社内、サプライチェーン、それぞれの推進計画を策定し、2025年1月から活動をスタートさせております。

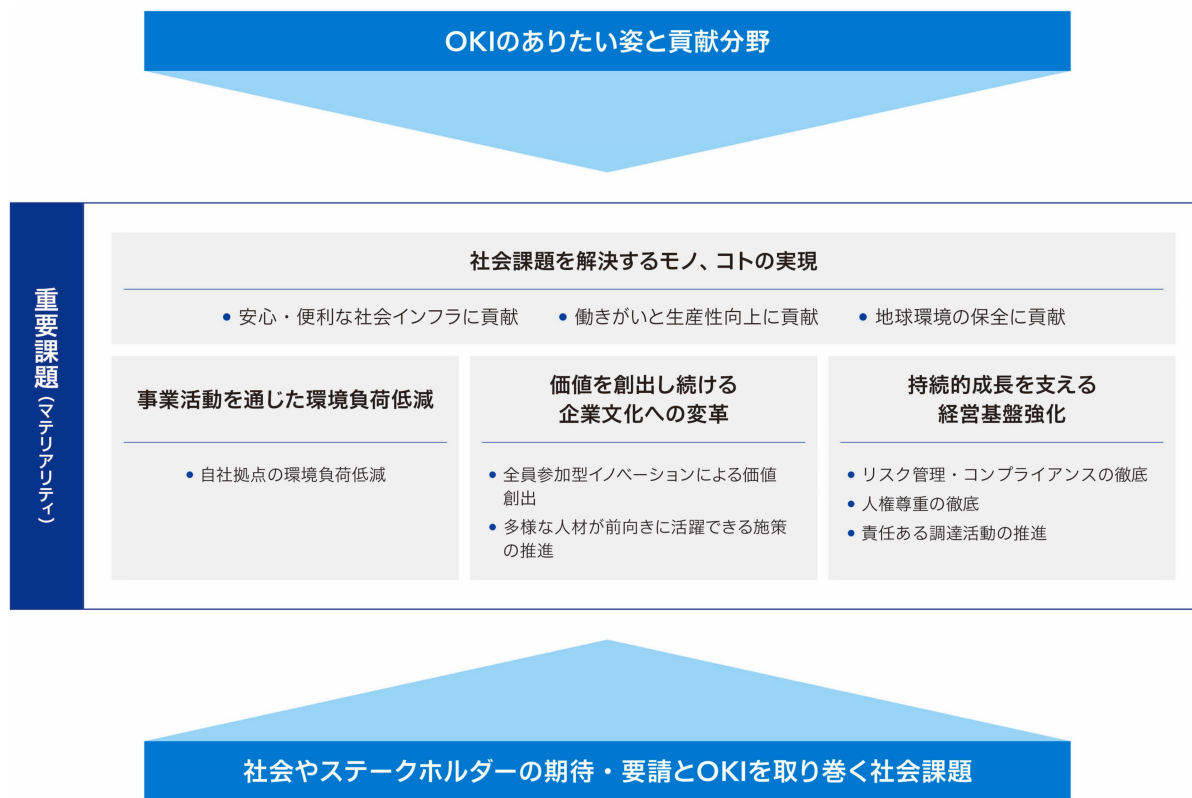
当社グループのガバナンス全般については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

② 戦略

社会やステークホルダーの期待・要請を踏まえ、OKIを取り巻く社会課題の再整理を行ったうえで、サステナビリティ戦略の一環として中期経営計画2025の策定に合わせてマテリアリティをアップデートし、日々の事業活動の中で推進しております。

3つの貢献分野での「社会課題を解決するモノ、コトの実現」と、その基盤となる「事業活動を通じた環境負荷低減」「価値を創出し続ける企業文化への変革」「持続的成長を支える経営基盤強化」を実践し、ESGの取り組みを着実に進めております。中期経営計画2025の最終年度である2025年度の定性的・定量的な目標の進捗を管理するとともに、その進捗を適切に開示し、自社の課題や社会の要請を的確に把握して活動の強化につなげております。

＜「社会の大丈夫をつくっていく。」企業としてサステナビリティ経営を実践＞



マテリアリティを設定するにあたり、当社が込めた想いと主な価値創造の貢献分野、及び主な取り組みテーマは次のとおりであります。

マテリアリティ	私たちの想い	主な価値創造の貢献分野
社会課題を解決するモノ、コトの実現	企業理念に掲げた「進取の精神」のもと「社会の大丈夫をつくっていく。」、すなわち、止まることが許されないミッションクリティカルな商品・サービスの提供を通じて社会課題を解決していくことは、OKIグループとして不変のあるべき姿であり、不断の努力で取り組んでまいります。	・安心・便利な社会インフラに貢献
		・働きがいと生産性向上に貢献
		・地球環境の保全に貢献

マテリアリティ	私たちの想い	主な取り組みテーマ
事業活動を通じた環境負荷低減	より良い地球環境を次世代に継承するため、グループ全体の環境方針や環境ビジョンに基づき、事業活動を通じた環境負荷低減に取り組んでおります。	・自社拠点の環境負荷低減
価値を創出し続ける企業文化への変革	新たな価値の創造には、多様な社会要求の変化に対する柔軟な思考と挑戦が必要であります。それを生み出す土台が人的資本の充実やダイバーシティ&インクルージョン、ウェルビーイングであり、その上にイノベーション活動があつて、変革に結び付くものと考え、各種の取り組みを進めております。	・全員参加型イノベーションによる価値創出 ・多様な人材が前向きに活躍できる施策の推進
持続的成長を支える経営基盤強化	リスク管理とコンプライアンス遵守、人権配慮、サプライチェーンのCSRなどを実践していくことは、社会の一員としての責任を果たすだけでなく、企業価値の向上ひいては社会の持続的成長の実現につながるものと考え、取り組んでおります。	・リスク管理・コンプライアンスの徹底 ・人権尊重の徹底 ・責任ある調達活動の推進

③ リスク管理

OKIグループのサステナビリティ全般のリスクは、サステナビリティ推進部門が中心となり、外部動向や社内状況などを踏まえ、関連部門への共有や連携を図り管理しております。

サステナビリティリスクは、その性質により、全社的な経営判断が必要なリスク、事業に関連し認識・特筆すべきリスク、法令のように各社各部門に共通に存在しグループ横断的に管理すべき共通リスクに大別し、それぞれに有効な方法で管理されております。

また、2024年度には、「自社の人権」「サプライヤーの人権・環境・倫理」のリスク管理に関して、「人権方針に則った人権デュー・ディリジェンス」「サステナブル調達」「責任ある鉱物調達」の取り組みについて強化策を推進しております。

④ 指標及び目標（マテリアリティ目標）

マテリアリティに対する2024年度実績と2025年度以降の目標については、以降の「気候変動への対応」、並びに「人的資本・多様性」の章をご参照ください。一部2024年度の実績は、2025年度版の統合報告書「OKIレポート2025」で開示する予定であります。

(2) 気候変動への対応

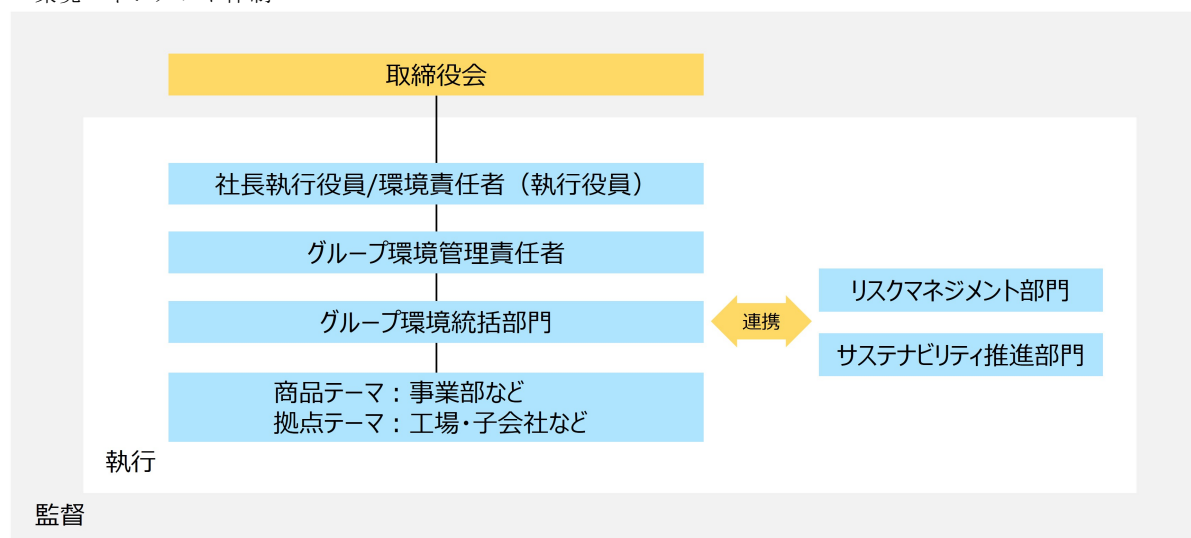
OKIグループは、気候変動が深刻化するなか、社会課題の解決を通してより良い地球環境を次世代に継承することをミッションと捉え、環境に関連する経営上のリスクや機会を中長期の視点で考慮し、環境経営を推進しております。気候変動については、緩和（温暖化の防止・省エネルギー・再生可能エネルギーの利用拡大）と適応（温暖化の結果などで生じるとされる風水害による被害への対応）に大別し、管理しております。この取り組みはTCFD※のスキームにより情報開示するとともに、自社の取り組みを環境マネジメントシステムISO14001とTCFDに照らして確認しております。

※ TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）気候変動に対する企業の対応について、投資家への情報開示の必要性に関する提言

① ガバナンス

サステナビリティ全般に記載した内容のほか、2023年度より執行役員の中から環境責任者を任命し、気候変動を含む環境ガバナンスを強化しております。環境責任者は環境の領域において、グループ全体方針及び中期計画の立案を行い、グループ全体計画の達成に対する責任を負っております。

環境マネジメント体制



OKIグループでは、環境マネジメントシステムの国際認証ISO14001を、グループ全体で統合認証として取得しております。独自に認証取得している拠点も含め、国内外全19カ所の生産拠点におけるISO14001の取得率は100%となっております。

② 戦略

シナリオ分析によるリスクと機会の特定及び対応を実施しております。

- ・国際機関が発行する気候変動に関するレポートなどを踏まえて、物理的／移行リスクを特定し、気温上昇が4℃になった場合の気候変動の激甚化、気温上昇を1.5℃に抑えるための社会変動を念頭にシナリオ分析を行っております。
- ・シナリオ分析においては、後述のとおり気候変動、資源循環、汚染の予防の観点も網羅し、これらのシナリオ下におけるリスクと機会を特定、対応策を設定して、今後発生しうる事象への柔軟な対応力の向上を図っております。

<シナリオ分析を踏まえた戦略>

気候変動のシナリオを2つに大別し、リスクと機会を想定しながら事業を進めております。気温上昇が3～4℃になると、風水害などの激甚化による物理的リスクが高まるため、サプライチェーン上のBCM／BCP対策を進めております。一方で、OKIグループが環境貢献商品と位置づける防災情報システムなど、得意分野のニーズも高まることが期待されます。気温上昇を1.5℃に抑えるための社会変化が進むと、脱炭素商品へのニーズが増加することから、ハードウェア製品の省電力化や、お客様や社会の脱炭素に貢献するソリューションの拡大など、環境貢献商品の取り組みを推進しております。

シナリオ分析					リスク機会プロセスへの対応
カテゴリー	想定する事象	リスク／機会	将来の財務への影響	時間軸※	
1.5℃シナリオ<移行リスク>	脱炭素ニーズの一層の高まり、広範囲化	リスク	・商品の省エネ基準や顧客要求未達による受注減	中期	・商品：ハードウェア製品の省電力化 ・サプライチェーン：お取引先とのコミュニケーションの強化 ・拠点：省エネの徹底と再エネの導入によるCO2削減
			・事業拠点における脱炭素強化に伴うコストアップ	中期	
		機会	・脱炭素／省力化ソリューション需要の拡大 ・再エネ普及を支援する技術ニーズの拡大 ・商品に対する再エネ駆動型製品の需要拡大	中期	・商品：脱炭素に資する環境貢献商品の拡大と創出 例：IoTやAIを活用した脱炭素／省力化ソリューションの創出、再エネ駆動型ハードウェア製品の拡大、研究開発の強化（AI軽量化など）
4℃シナリオ<物理的リスク>	異常気象の増加と激甚化	リスク	・拠点・調達先：工場や調達先の被災 ・拠点：気温上昇に伴う空調費用の増加	短期	・拠点：気候変動BCP／BCMの強化 ・調達先：調達BCPの強化
		機会	・商品：防災・減災高度化需要の拡大	中期	

※ 時間軸の定義 長期＝10年以上／中期＝3～10年未満／短期＝1～3年未満

③ リスク管理

気候変動関連リスクについては、以下の対応を実施しております。

- ・年に1回以上、気候変動に関連する最近の事象を抽出し、これらがもたらすリスクや機会の影響度／頻度／発生時期などを評価し、重要度を特定しております。
- ・上記のリスクと機会に対する対応策を検討し、環境経営のグループ全体の計画を策定し、各組織や各拠点の環境実行計画に落とし込んでおります。これらの計画の実行状況は内部監査などによりチェックされ、必要に応じて是正されます。このプロセスはOKIグループ全体の環境マネジメントシステムにおいて統合的に管理されております。

④ 指標及び目標

OKIグループでは、気候変動への対応に関する各戦略に対し、以下の指標を設け管理をしております。

テーマ	指標	2025年度までの行動計画・目標	2030年度目標	2050年度目標
全体	環境貢献商品の拡大と創出※1	環境貢献売上高の対全体売上高比率の増加（35%）	50%	—
気候変動の緩和	自社拠点からのCO ₂ 排出量削減※1（2020年度比）	21.0%削減	42.0%削減※2	バリューチェーン全体でネットゼロ※3
	調達先と製品使用時のCO ₂ 排出量削減（2020年度比）	12.5%削減	25.0%削減※2	

※1 マテリアリティ項目

※2 SBT（Science Based Targets, パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標）1.5℃基準認定済み

※3 SBTネットゼロ基準認定済み

<実績>

- ・当社Webサイトをご参照ください。2024年度の各指標に関する実績は、統合報告書「OKIレポート2025」発行時（2025年10月予定）に掲載いたします。
- ・Webサイト サステナビリティ <https://www.oki.com/jp/sustainability/eco/index.html>

(3) 人的資本・多様性

OKIグループは、人材を最も重要な経営資本と位置づけ、多様な人材が前向きに挑戦できる環境の整備と社員の成長支援に取り組んでおります。

人事責任者によるマネジメントのもと、コーポレート部門である人事総務部が、経営戦略に連動した人材戦略や具体的な施策を立案するとともに、各種施策の推進や人事制度の運用について、各事業部等部門及びOKIグループ各社と連携して取り組んでおります。

① 戦略

中期経営計画2025においては、マテリアリティ「価値を創出し続ける企業文化への変革」の取り組みテーマの一つとして「多様な人材が前向きに活躍できる施策の推進」を掲げております。イノベーションの推進やグローバルビジネスのリスタートなどの戦略を遂行し、価値創造につなげていくためには、前向きに挑戦できる組織風土の醸成、人材の多様性の実現、多様な経験と学びの機会の整備などを推進する必要があります。人材マネジメントと経営戦略との連動性を一層高めるとともに、グループOne Teamによる取り組みと人材への投資を強化しております。

<人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針>

OKIグループが、社会やお客様の多様なニーズを的確に理解し、最適な商品・サービスを提供し続けるためには、経営から現場に至るまであらゆる領域で多様性を保ちながら適材を確保する必要があると認識しております。また、OKIグループの年齢構成は50歳代にピークがあり今後離脱が増えること、加えて、特に、ニーズを理解しDXにつなげていける人材、グローバルに活躍できる人材、競争力あるモノづくりを実現する人材等は労働市場での獲得競争が激しいことが想定されております。これらの現状を踏まえ、OKIグループでは経営戦略の実現に必要なさまざまな経験・知識・スキルを持った人材の獲得と育成、一人ひとりが十分に能力を発揮できるための成長支援を推進してまいります。

<社内環境整備に関する方針>

OKIグループは、社員一人ひとりが働きやすく、働きがいを感じられる職場環境の実現を重視しております。「心理的に安全な職場」「心身の健康」「働きがいの醸成」が実現できている状態を『OKI Well being』と定義し、多様な人材が前向きに挑戦できる環境づくりに取り組んでおります。社員エンゲージメントの向上、全員参加型イノベーションの推進、組織を越えた自由闊達なコミュニケーションの促進を通じて、挑戦する風土の醸成を目指しております。さらに、社員一人ひとりが最大限に力を発揮できるよう、仕事と育児の両立支援をはじめとする多様な働き方を支える諸制度を整備しております。

戦略に基づく各種取り組みは、以下のとおりであります。

・人材の多様化に向けた取り組み

性別などの属性にかかわらずさまざまな経験、知識及びスキルを持った人材が活躍する状態を目指し、女性活躍の推進、外部人材の獲得などを推進しております。

・社員の成長支援の取り組み

2024年度は、特に、若手・中堅社員に自らの意思で成長の場を獲得できる機会を増やす取り組みを実施いたしました。具体的には、国内の社会課題解決型プロジェクトへの参画や、開発途上国の課題や支援活動に直接触れる機会、さらには、OKIグループの海外拠点のポストに「グローバルチャレンジ」と称して意欲ある社員が手を挙げて挑戦できる機会を提供しました。社員の自律的キャリア形成を積極的に支援することで社員の成長が加速されると考えております。

・安心・安全な職場環境の整備に向けた取り組み

多様な人材が自分らしく安心・安全に働くことができるよう、仕事とプライベートの両立支援制度などの拡充、社員の健康と安全の実現に向けた各種取り組みを推進しております。2024年度は、育休取得者が担当する業務が育休期間中にも円滑に行われるよう支援した社員を対象に、最大10万円を分配して支給する育休サポート報奨金制度を新設いたしました。また、不妊治療補助金や育児家事援助金、ベビーシッター割引券等の施策も導入しております。子育てをする社員だけでなく、サポートする周りの社員も含めて会社は支援してまいります。

・前向きに挑戦できる組織風土の醸成に向けた取り組み

前向きに挑戦できる組織風土の醸成と組織パフォーマンスの向上のための取り組みとして、部門横断のワークショップやオフサイトミーティング等を行っております。

② 指標及び目標

OKIグループでは、人的資本・多様性に関する各戦略に対し、以下の指標及び目標を設け管理をしております。

戦略（大項目）	指標	目標	2023年度実績	2024年度実績
人材の多様化に向けた取り組み	女性管理職比率（OKI）※1	5%以上 (2026年4月)	5.1%※3	6.1%※4
安心・安全な職場環境の整備に向けた取り組み	男性の育児目的の休暇及び育児休職の取得率（OKI）	50%以上 (2026年4月)	78.6%	103.0%
	健康経営の推進（OKI） ＜からだ＞肥満予防・肥満者数の低減：肥満者率	31.0% (2026年度)	30.9%	30.7%
	健康経営の推進（OKI） ＜こころ＞メンタルヘルス不調の予防：ストレスチェック受検率	100.0% (2026年度)	93.7%	88.8%
	健康経営の推進（OKI） ＜いしき＞行動につながる健康意識向上：運動習慣定着率 (1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している社員の割合)	30.0% (2026年度)	27.3%	26.0%
前向きに挑戦できる組織風土の醸成に向けた取り組み	国内OKIグループ全社員を対象とした意識調査の「働きがい（働きやすく、働きがいをもって働けるか）」項目のポジティブ回答※1※2	70% (2025年度)	53%	57%

※1 マテリアリティ項目

※2 ポジティブ回答：とてもそう思う／どちらかと言えばそう思う

※3 2024年4月1日時点の実績

※4 2025年4月1日時点の実績

3【事業等のリスク】

OKIグループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（経営成績等）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクには以下のようなものがあります。なお、当該事項は2025年3月31日現在においてOKIグループが判断したものであります。

また、業績に影響を与える要因は、これらに限定されるものではありません。OKIグループはこれらのリスクを認識し、その影響の低減に取り組んでまいります。

（1）世界の政治経済の動向に係るもの

OKIグループの製品に対する需要は、製品を販売している日本国内、海外の各地域の政治経済状況の影響を受けます。

OKIグループの海外市場は米州、欧州、アジア等であり、当該地域における売上は当連結会計年度においては500億円（連結売上高比率11.1%）を占めております。これらの海外市場をはじめとする各地域においてエネルギー不足、物価上昇、サプライチェーンの混乱等が発生した場合、OKIグループ製品への需要縮小や、部品供給不足によるハードウェア製品の製造遅延等が発生し、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、各国での急激な金融引き締めによる景気後退及びそれに伴う需要の縮小、製品に対する輸入規制、関税政策、世界的に強化されつつある環境規制や各国で施行される情報保護関係等の各地域の法律・規制等の変更により、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、各事業における海外向け売上については、定期的に売上状況等をモニタリングするとともに、海外各国の政治経済の変動による影響を極力早期に認識するよう努め、また各種規制、法律の動向についても日本本社で把握、対応を行い、さらに売上が個別地域に過度に集中しないようにする等適切な対策が必要であることを認識しております。また、サプライチェーンリスクについては、調達先の拡大や設計変更による代替部材対応等によりその影響の低減を図っております。

（2）カントリーリスクに係るもの

OKIグループは海外に30の子会社を有しており、数多くの販売・生産拠点が存在しております。対象地域は、主な生産・製造拠点としてタイ、ベトナム、また、主な販売拠点として欧州、米国のほか、インド等があります。

それらの国、地域において、感染症等の疾病の蔓延に起因した社会的混乱、生産、物流の停滞等が発生する可能性があり、その影響を受け、原材料部品の調達の支障、生産の遅延等により事業そのものに影響が及ぶ可能性があることを認識しております。

さらには、クーデター・紛争・革命、または、暴動・テロ・自然災害等による社会的混乱、それらに関連して、OKIグループの資産の接収、収用、また、人的・物的被害が発生する可能性があることを認識しております。

そのようなリスクが高まる場合、または、具体的な危機事象が発生した場合は、代替の原材料部品・物流ルートの確保、また、関連する拠点の機能の移管、それらの影響により人材が不足する場合は、補充人員の確保等の代替手段の確保が必要であると考えております。

また、発生した事象を的確に分析し、採算性等から適切な事業運営が継続できないと判断した場合には、撤退も含めた対応の検討が必要であることを認識しております。

（3）外国為替の影響に係るもの

OKIグループは海外での事業展開、主要製品の生産を行っており、日本国内、海外の政治経済の状況に影響を受ける為替変動リスクにさらされております。その結果、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、外貨建て資産と負債のポジション不均衡に対して、一定の方針に基づき為替予約やマリー取引等によりリスクヘッジを実施しております。さらに、投機的な取引は原則禁止しております。これらにより、OKIグループとして外国為替の影響を極力抑制するよう努めております。

なお、当連結会計年度における具体的に為替レートが1円円安に変動した場合の各通貨が営業利益に与える影響は、ユーロは欧州での利益増により約1億円の良化、米ドルは調達・製造コスト増等により約2億円の悪化となっております。

（4）金融市場・金利変動に係るもの

OKIグループの有利子負債は、金融市場及び金利変動の影響を受けます。現在のOKIグループの長期・短期借入金残高の合計は982億円でありD/Eレシオは0.7倍となっております。また、当連結会計年度における支払利息は23億円となりました。金融市場、または、OKIグループの信用力の変動等により、借入金利の上昇、資金調達方法の制限等が発生した場合、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、借入には、金利スワップ取引を行う等さまざまな対策を講じるとともに、健全な借入レベルを維持することで、OKIグループとして金利上昇の影響を極力抑制するよう努めております。

また、株式市場の低迷や資産の運用環境が悪化した場合には、OKIグループが保有する上場株式や年金資産の価値が下落し、評価損の計上や純資産の減少により、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

保有する上場株式の縮減や年金資産の定期的なポートフォリオの見直しなどによりOKIグループとして金融市場の影響を極力抑制するよう努めております。

(5) 法規制に係るもの

OKIグループは事業展開する日本国内、海外の各地域において、事業・投資の許認可、国家安全保障、環境関連法規制、情報保護関連規制、外国貿易及び外国為替法関連規制、競争法関連規制、贈収賄関連規制、経済制裁規制等の理由による輸出入制限、税務制度等といったさまざまな法規制の適用を受けております。

日本国内、海外において、これらの法規制（類似・同種の法規制含む）等を遵守できなかった場合、追加費用が発生し、事業活動に支障をきたす可能性があります。加えて、お客様の信用、社会の負託を失うこととなり、結果としてOKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、上記の法規制をはじめとしてOKIグループの事業に密接に関係する各法規制については、OKIグループ内にて法規制の遵守を徹底させるべく、統括する主体となる部署を指定し、社員教育の推進、遵守状況のモニタリング等、全社横断的に法規制の遵守を推進しております。

また、必要に応じ、弁護士、コンサルタント等の専門家並びに専門機関の協力を得て、対策を講じております。

(6) 市場の動向・製品・サービスに係るもの

①市場動向・顧客需要の変動に係るリスク

防衛、民間航空、海洋の各事業領域においては、国内防衛予算の増加及び民間航空機市場の成長を背景とした外部市場環境を捉え、生産能力増強のための工場拡大、グループ内での技術者シフト、供給能力の向上に取り組んでおります。

この事業領域においては、地政学的リスクに伴う部材調達遅延、労働者不足による生産遅延等により、契約した製品の供給遅延が生じて、成長機会を捉えきれない可能性が考えられます。

部材調達の懸念に対しては、入手性と原価率とのバランスを考慮しつつも、お客様への製品供給責任を果たすことが重要と考え、内製化できる部分や代替品を採用できる部分を見極めてまいります。労働者不足に対しては、グループ内での技術者のシフトに加え、キャリア採用・新人採用の拡大も図りながら、中長期にわたる技術者の確保に努めております。

現金処理機、ATM、発券端末といったメカトロ製品とそのサービス提供の事業環境においては、少子高齢化・人口減少に伴う労働力不足、キャッシュレス・ペーパーレス等の現物レス化による市場縮小という2つのリスクがあります。

これらのリスクに対しては、環境変化を事業機会と捉え、セルフ化・省人化を実現する商品の品揃えを強化してまいります。さらにパートナーのお客様には組込みが容易なモジュールとして提供してまいります。

また、新規市場として医療分野での人手による作業、監査業務などの支援機器、空港のセルフ化・自動化機器、製造現場における組立支援ツールなど、各種業種における人手不足・労働力不足に対する課題解決をテーマに研究開発投資を行ってまいります。

プリンター、PBXは成熟から減少へ市場が変化しており、この分野は事業の縮小が避けられない状況にあります。プリンターは海外販売比率が高く、海外景況の悪化による販売減少の可能性があります。さらに商品をグローバルに展開する上では、各地域の規制に対応できない場合、市場から受け入れられない可能性があります。

これらのリスクに対してプリンター、PBXは販売力強化、市場シェア維持施策により影響の最小化・残存者利益の最大化を図ってまいります。同時に、残存者利益によって得た利益を積極的に今後成長が期待できる領域へ投資・育成することで、事業全体の規模維持・安定化を進めてまいります。

また、各国の規制情報を素早く把握し製品への適用を進めるとともに、省エネ・省資源といった環境性能を一段と高める製品を提供してまいります。

プリンター事業については、2025年10月から開発・生産に関する事業をエトリア株式会社に統合することを発表しました。当該事業の統合により開発力の強化やコストダウンを図りながら、お客様に付加価値の高い商品を安定して提供できるようエトリア株式会社と協力してまいります。

EMS/DMS事業（設計・製造受託サービス事業）や部品事業、エンジニアリング事業領域におけるリスクとしては、半導体製造装置（フラッシュメモリ関連）やFA・ロボット関連などの市況低迷が継続し、既存のお客様の需要が落ち込む可能性があります。また、部材・燃料費、人件費の高騰などによる原価圧迫による利益減少により経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

EMS事業におけるビジネスリスクに対しては、市況好調な領域（A I 半導体関連等）や海外チャネル拡大に向けたリソース強化によるポートフォリオの多角化に加え、タイムリーな価格転嫁等により収益減少リスクの解消を図り、事業成長を実現してまいります。

②競争激化に係るリスク

技術革新のスピードに追従できない場合や、顧客ニーズの変化に応える技術開発ができない場合には競争力の低下や市場シェアの縮小につながり、経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

「中期経営計画2025」では、技術コンセプト「エッジプラットフォーム」を提唱し、A I ・データ技術とコンポーネント技術の強化を重要な柱としていますが、この計画の実行に支障が生じた場合、計画した成長目標の達成が困難になる可能性があります。

また、道路・交通、消防・防災、官公といった社会インフラ事業におけるデジタル化は省エネルギーやCO₂削減といった側面で重要な役割を担っております。社会インフラ市場におけるデジタル化の更なる加速に対応するためには、技術の進展と活用が不可欠であります。これらに遅れをとった場合、新領域における事業機会を逸する可能性があります。さらに、お客様のニーズの変化に迅速に対応できなかった場合、計画通りにビジネスを獲得できない可能性も考えられます。

対応策としては、研究開発への積極的な投資により、新製品や新サービス、革新的な技術開発を進め、競争優位性を高めるとともに、新たなビジネスチャンスを捉え事業拡大につなげてまいります。

③サプライチェーンに係るリスク

社会インフラ市場、及びキャリアネットワークを中心とする通信インフラ市場は、次世代社会インフラや次世代ネットワークなどへ大きく変化・発展していくものと予想されます。

この領域での主要なリスクとしては、世界的に需要が増加しているサーバー機器、半導体、光ファイバー、I o T機器などの製品や部材の供給不足や価格変動、過去に販売した製品の品質に関するトラブル、案件失注などによる売上・利益の減少が挙げられます。

これらのリスクに対応するため、主要製品や部品の調達先の多様化を進めるとともに、内製化を推進し、国内外のサプライチェーン環境の変化に対応する力を強化してまいります。また、開発製品の省電力化、クラウド化によるサーバーやストレージ機器共有の合理化を通じて、省電力化への貢献にも取り組んでまいります。

メカトロ製品、プリンター、P B X、各種I o T製品は、部品・原材料についてサプライヤーと連携し安定調達に努めておりますが、天災や事故等によりサプライヤーの生産活動が停止した場合には、部品・原材料の調達に困難が生じる可能性があります。これに加えて、外国の関税政策の変更等により、輸入部品・原材料の価格上昇やサプライヤーからの供給そのものに支障が生じる可能性があります。サプライヤーの生産・供給能力に支障が生じる場合、部品・原材料の調達が困難となり、製造プロセスや納期に遅れが生じることが懸念されます。これらの事態が発生した場合、生産に影響が生じる可能性があります。

これらの部品・原材料の調達リスクに対し、サプライヤーとの連携を強化し調達課題を検知した際は影響の極小化に向けて代替部材の採用を促進する体制を組んでおります。

④新規事業に係るリスク

OK I は、イノベーション戦略2025において「物流」「ヘルスケア・医療」「高度遠隔運用」「C F B（Crystal Film Bondingの略）」の4領域をイノベーション注力領域と位置付け、パートナー各社との共創により市場参入を目指しています。

新規事業におけるリスクとしては、研究・開発投資が市場のニーズに合致せず想定ユーザー数を獲得することができない可能性や、開発遅延、品質問題等の発生により、ビジネス機会の逸失や売上が想定を下回る可能性があります。これらに対してはリスクに応じて技術開発の軌道修正、パートナー戦略の見直し等によりリスクを回避してまいります。

（7）調達に係るもの

国内外での自然災害・紛争・テロ等や調達先の事業方針転換等の不測の事態が発生することによる資材調達不足、それらの影響を受けてOK I グループ自体の工場稼働率が低下した場合、OK I グループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。また、サプライチェーンにおける人権侵害の発生も調達先の操業に影響を与え、資材調達の不足や遅延が生じる可能性があります。

OK I グループでは特定の製品、部品や材料を複数の調達先より調達する仕組みをとっております。資材不足、生産設備の非稼働が余儀なくされる場合は、資材調達先の代替確保、代替生産設備の確保や適切な在庫管理等に尽力する体制を構築しております。また、調達先へのサステナブル調査の実施等により、人権侵害等のリスクについても配慮した取組みを進めてまいります。

これらによりOKIグループとして調達に係るリスクの影響を極力抑制するように努めております。

(8) 重要な特許知的財産関連契約及び技術援助契約に係るもの

OKIグループは、日本国内、海外の複数の企業との間で知的財産関連契約または技術援助契約を締結しております。これらの契約が適正に遂行されない場合の他、不公平な内容で契約が締結された場合、また、その知的財産、援助技術が適正に活用されない場合には、OKIグループの関連する日本国内、海外の事業に影響を及ぼす可能性があります。

なお、OKIグループの製品・サービスには、OKIグループ独自の技術を効果的に活用し、多方面にわたり、その性能に反映させております。他方で、他者の知的財産を尊重すると共に、OKIグループの製品・サービスに許可なく実施することのないように侵害予防調査を実施しております。

また、関連する契約に関しては、社内の知的財産及び法務に関連する専門部署による内容の精査等を実施しております。あわせて専門人材の育成、配置や経験豊富かつ知見ある国内外の弁護士との連携を積極的に行っております。

(9) 品質に係るもの

OKIグループは、国内外の生産拠点及び生産委託先において厳格な品質管理を実施し、製品・サービスの品質向上に努めております。しかしながら、品質責任が十分に担保されない場合、その欠陥によりリコール対応費用やお客様への賠償責任が発生する可能性があります。さらに、欠陥への対応に多額の対策費用を必要とするほか、問題が企業ブランドや製品ブランドを損なうことで顧客の信頼を失い、OKIグループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを抑制するために、OKIグループでは「品質理念」に基づき、事業ごとに品質責任と権限を定め、各事業の特性に応じた品質マネジメントシステムを構築しております。商品の企画から製造・保守・運用に至るまで、すべての業務プロセスにおいて品質向上を追求し、継続的な改善に努めております。

また、品質問題に関係する情報はグループ全体で一元管理され、適時かつ適切に関連部門と共有される体制を整備しております。これにより迅速な対応を可能とし、品質問題の早期解決につなげております。

特に安全性の確保については、法令遵守を基本としつつ、OKIグループが掲げる「商品安全基本方針」に基づき、安全・安心の確保に取り組んでおります。

さらに、品質不正の防止に向けた取り組みとして、教育・品質アンケート・現場調査などの施策を実施し、現場レベルでの運用徹底を図っております。これらの施策を通じ、OKIグループとして品質に関するリスクの影響を可能な限り抑えるための努力を継続しております。

(10) M&A、アライアンスに係るもの

OKIグループは、業容拡大、経営の効率化等を目的に、研究開発、製造、販売等、多岐にわたり他社とのアライアンス、事業買収、関係会社の統合等を国内、海外で適宜推進しております。これらの活動はグループの事業ポートフォリオ強化にとって有効な手段であると考えております。双方が有する技術、お客様基盤、人材等経営資源の有効活用につながり、持続的な事業成長の機会に直結するものと認識しております。

しかしながら、経営戦略、製品・技術開発、資金調達等について相手先と当初想定した協力関係が維持できない場合や、不公平な内容の契約締結、関連契約の相手先による一方的な反故、契約違反等が発生した場合、また、M&A、アライアンスにより参入を計画した市場において、当初想定した市場の開拓がなされない場合は、OKIグループの経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

その対策として相手先との取引開始時には、先方についての信用調査、コンサルタントの活用、また、各種の契約締結時には、社内の知的財産、及び法務に関連する専門部署による内容の精査、市場調査等を実施し、M&A及びアライアンスに関するリスクの影響を極力抑制するよう努めております。

(11) 環境保全に係るもの

OKIグループでは、生産活動において、大気・水質・土壌汚染等の原因となりうる化学物質等を使用・排出する工場があります。また、工場やオフィスにおける電力等のエネルギーの使用やお客様による製品使用を通じて間接的にCO₂を排出しております。

気候変動に伴う社会変動リスク（移行リスク）としては、投資家やお客様等から、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出量の抑制等への要求が急速に高まりつつあり、こうした要求に応えられない場合や、OKIが得意とするIoT、AI、制御等の技術を気候変動に伴うビジネス機会に活かせない場合には、販売機会の逸失等につながる可能性があるものと考えられます。

OKIグループでは当該リスクを低減するために、ISO14001統合認証を取得し、環境法規制等の遵守、環境負荷の低減活動、環境関連データの監視、再生可能エネルギーの導入検討のほか環境貢献売上高の拡大等を推

進しております。

これらの活動により、OKIグループに関連する環境リスクは限定的と考えております。

(12) 情報セキュリティに係るもの

OKIグループでは、業務において多種多様なコンピューターシステムを利用、運用しております。システムの利用、運用については、適切な使用、システムトラブルの回避、情報の社外漏洩の防止等を実施すべく、各種マニュアル類の制定、システム機器の適切な取扱いの励行、情報の暗号化、多要素認証導入等、多方面にわたり様々な対応を行っております。

しかしながら、防御策を講じてもお外部からのサイバー攻撃、コンピューターウイルスの感染、システム機器の不適切な取扱等により、システムの停止、データの紛失・改ざんや個人情報、機密情報といった情報漏洩の発生等の可能性があること、及びそれらの事象発生による企業価値やブランドの毀損、信用低下などのレピュテーションリスクを招く可能性があることを認識しております。

特に企業を狙ったサイバー攻撃が多発しておりますが、OKIグループにおいても、過去に海外子会社のサーバーを経由して第三者による日本のファイルサーバーへの不正アクセスを受けました。この事案を受け、OKIグループではエンドポイント・セキュリティツールの全端末への導入及び24時間365日の監視体制の構築等により対策を強化しております。

OKIグループでは、このような事態を極力抑制するため、社員教育の徹底、システムの運用状況のモニタリング、情報セキュリティの推進体制の整備を継続、推進しております。特に新たに認識した課題については、是正並びに強化策の対応を推進しております。

また、サプライチェーン全体における情報セキュリティレベルの向上を目指し、重要な秘密情報を取り扱うお取引先を対象に、情報セキュリティ施策に関する取り組み状況の確認を継続的に実施しています。この取り組みでは、OKIが作成したチェックリストを基にお取引先がセルフチェックを実施し、その結果を独自の評価指標で点数化しています。この取り組みを通じて、OKIとお取引先が課題を共有し、問題点の改善に向け、対策を進めています。

(13) 人財に係るもの

OKIグループが、社会やお客様のニーズを理解し、最適な商品・サービスを提供し続けるために、経営から現場まであらゆる領域で多様性を持ちながら適材を確保し、一人ひとりが十分に力を発揮する必要があります。また、年齢構成に起因して今後離脱が増える可能性もあります。加えて、特に、ニーズを理解しDXにつなげていける人財、グローバルに活躍できる人財、競争力あるモノづくりを実現する人財等は労働市場での獲得競争が激しさを増すことが想定されております。

こうした背景のなか、離脱者の補完や事業計画で必要としている人財の確保ができない場合、今後のOKIグループの中長期的な事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

OKIグループでは、質・量ともに十分な人財を確保するために、採用方法の見直し・強化、種々の採用形態・チャネル開拓等を推進しております。また、特に若手・中堅社員には、自らの意思で成長の場を獲得できる機会を増やしていくことで成長を促し、会社全体の人財の質を高め、事業場間の人員シフトやシニア人財の活用にもつなげてまいります。

さらに、多様な人財が自分らしく安心・安全に働くことができるよう、育休サポート報奨金制度の導入等、仕事とプライベートの両立支援制度などの拡充、社員の健康と安全の実現に向けた各種取り組みを推進しております。

(14) 人権に係るもの

OKIグループでは、事業活動を行う国や地域における法規制を遵守しつつ、国際的な人権の原則の尊重に取り組んでおります。しかしながら、予期せぬ事態によりOKIグループで差別やハラスメント等の人権問題が発生した場合、行政罰や顧客との取引停止の可能性に加え、OKIグループの社会的信頼の失墜や企業価値を低下させるリスク等があり、事業活動全般に影響を与えるとともに、経営成績等の状況に影響を及ぼす可能性があります。

OKIグループは、「国連グローバル・コンパクト」の署名企業として、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの人権に関わる国際規範を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNG P）」に基づいた取り組みを推進しております。こうした考え方について、グループのすべての役員・社員、そしてOKIグループの事業、製品やサービスに直接関わるサプライヤーその他の関係者にも理解を得るため、UNG Pを踏まえた「OKIグループ人権方針」を制定し、調達先に対しては「OKIグループサステナブル調達ガイドライン」に基づいた人権、労働などの取り組みに関する調査を計画的に実施する等、人権デュー・ディリジェンスの取り組みや、社内浸透のための教育にも力を入れております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2025年3月期の活動の成果は、次のとおりであります。

日本経済は、雇用及び所得環境の改善のもと、各種政策の効果によって緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策の動向や為替変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、社会インフラを止めず、その維持に貢献する企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供していくことが、創業150年を迎える2031年に向けたOKIのありたい姿です。このありたい姿の実現に向け、昨年度から中期経営計画2025（中計2025）をスタートさせました。中計2025の2年目となる今年度は、カルチャー改革とスタイルチェンジを加速させ、成長への舵切りを更に進めております。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりであります。

パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業が堅調に推移し、EMS事業の需要低迷によるマイナスをカバーした結果、売上高は4,525億円、前年度比306億円の増収となりました。

利益面につきましては、人件費や成長投資による固定費の増加があったものの、増収によるプラス影響により、営業利益は前年度比1億円減益となる186億円となりました。経常利益は、為替差損益の悪化等により、前年度比15億円減益となる168億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比131億円減益の125億円となりました。

事業別の業績状況は、以下のとおりであります。

パブリックソリューション事業の売上高は1,305億円、前年度比365億円増収、営業利益は141億円、同97億円増益となりました。社会インフラソリューション、特機システムともに伸長し、売上高は1.4倍規模に拡大、営業利益率も2倍の10%水準になりました。

エンタープライズソリューション事業の売上高は1,798億円、前年度比3億円減収、営業利益は131億円、同89億円減益となりました。前年度後半からの大型案件等により売上・利益とも高水準で推移しました。

コンポーネントプロダクツ事業の売上高は758億円、前年度比24億円増収、営業利益は29億円、同23億円増益となりました。利益重視のマネジメントにより営業利益は改善しました。

EMS事業の売上高は659億円、前年度比80億円の減収、営業損失は8億円、同19億円悪化となりました。半導体市場やFA・ロボット市場の低迷長期化により、2期連続減収減益となりました。

その他の事業の売上高は4億円、前年度比と同等、営業損失は将来事業創出に向けたR&Dなど成長に不可欠な投資を行ったため、15億円、前年度比4億円悪化となりました。

総資産は前年度末から124億円減少の4,110億円となりました。自己資本は、親会社株主に帰属する当期純利益を125億円計上した一方で、その他の包括利益累計額が55億円減少したこと及び普通配当を26億円実施したこと等により、前年度末に対して44億円増加の1,456億円となりました。その結果、自己資本比率は35.4%となりました。

資産では主に、棚卸資産が58億円、投資有価証券が49億円減少しております。

負債では主に、借入金が減少しており、前年度末1,100億円から118億円減少し、982億円となりました。

また、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローとを合わせたフリー・キャッシュ・フローは197億円の収入（前年度104億円の収入）となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益を計上したことにより、393億円の収入（同247億円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得による支出があったことにより、196億円の支出（同143億円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金及びリース債務の返済による支出により、179億円の支出（同157億円の支出）となりました。

以上の要因により、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は前年度末の344億円から362億円となりました。

事業活動に必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金又は借入金等により充当することとしております。

主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、事業活動に必要な運転資金、設備投資等の資金の調達に関しては問題なく実施可能と認識しております。

現在保有している手元現預金に加え、コミットメントラインも保有しており十分な流動性を確保しております。

OKIグループは財務規律を重視し、成長に必要な投資に重点をおいて実行してまいります。

また、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末現在の未使用残高は、804億円となっております。

なお、当連結会計年度末の借入金及びリース債務の概要は以下のとおりであります。

(単位：億円)

契約債務	年度別要支払額				
	合計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
短期借入金	231	231	—	—	—
長期借入金	750	182	378	190	—
リース債務	76	28	26	14	9

(注) 1. 連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年以内に返済予定の長期借入金(182億円)は、本表においては、「長期借入金」として表示しております。

2. オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は37億円であります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

2025年3月31日現在における重要な契約は、下記のとおりであります。

(1) 技術提携契約

契約会社名	相手先	国名	契約対象機器	契約の内容	契約期間
当社	International Business Machines Corporation	米国	情報処理機器	特許実施許諾 (クロスライセンス)	契約特許 存続期間中
当社	キヤノン (株)	日本	プリンター、 FAX、複合機	特許実施許諾 (クロスライセンス)	契約特許 存続期間中

(2) 事業提携契約

契約会社名	相手先	国名	契約の内容
当社	Hewlett-Packard Company	米国	1992年4月7日に情報通信分野でのシステムインテグレーションビジネスを強化することを目的として、双方向かつ長期的な関係を維持・発展させるための基本契約を締結しました。
当社	シスコシステムズ合同会社	日本	2000年2月9日に、同社製品の再販及びこれに付加価値化を行い、トータルソリューションをエンドユーザーに提供するパートナーとして基本契約を締結しました。

(3) 借入契約

借入先	契約締結時期	契約の内容
みずほ銀行 三井住友銀行 他	2021年2月	安定資金の確保を目的とした総額112億円のシンジケートローン
みずほ銀行 三井住友銀行 他	2022年3月	安定資金の確保を目的とした総額203億円のシンジケートローン
みずほ銀行 三井住友銀行 他	2023年7月	安定資金の確保を目的とした総額222億円のシンジケートローン
みずほ銀行 三井住友銀行 他	2024年1月	安定資金の確保を目的とした総額170億円のシンジケートローン
みずほ銀行 三井住友銀行 他	2025年1月	安定資金の確保を目的とした総額188億円のシンジケートローン (注1)

(注1) みずほ銀行及び三井住友銀行、他26行と2025年1月21日付で締結した当該契約（当連結会計年度末現在の借入残高は188億円、弁済期限は2030年1月24日）には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における株主資本の金額を2024年3月決算期の末日における連結の貸借対照表における株主資本の金額の75%以上に維持すること。
- ②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2024年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は2025年3月期及びその直前の期の決算を対象として行われる。
- ③各年度の決算期における連結の損益計算書に示される親会社株主に帰属する当期純損益が、2024年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は2025年3月期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(注2) 2024年4月1日前に締結された契約については、財務制限条項に関する記載を省略しております。

(4) その他

① 連結子会社の一部事業譲渡

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、連結子会社である沖マイクロ技研株式会社の精密小型モーター事業について、マブチモーター株式会社に譲渡することを決議し、2024年6月4日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

1) 譲渡の理由

当社とマブチモーター株式会社は、沖マイクロ技研株式会社のステッピングモーターなどの信頼性の高い技術力及び製品ラインアップと、マブチモーター株式会社の技術、販売チャネル及び顧客基盤とを組み合わせることにより相乗効果を生み出し、製品開発と市場開拓の推進により新規事業の創出と既存事業の拡大を図ることができると判断し、今回の事業譲渡の合意に至りました。

2) 譲渡する事業の内容

精密小型モーター事業

3) 譲渡の時期

2025年7月1日（予定）

② 持分譲渡契約

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、連結子会社である沖電気軟件技術（江蘇）有限公司及び日冲信息（大連）有限公司の一部の持分についてFPTジャパンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年12月25日付で持分譲渡契約を締結いたしました。

1) 持分譲渡する会社の事業の内容

沖電気軟件技術（江蘇）有限公司：ソフトウェア及び通信機器の設計・開発及びサービス

日冲信息（大連）有限公司：プリンターのソフトウェア・ハードウェア開発

2) 持分譲渡の時期

2025年7月1日（予定）

③ 事業統合契約

当社は、株式会社リコー（以下、リコー社）と東芝テック株式会社（以下、東芝テック社）が2024年7月1日に組成した複合機等の開発・生産を担う合弁会社エトリア株式会社（以下、ETRIA社）への参画に向け、当社、リコー社、ETRIA社の3社間で、2025年10月1日を効力発生日として、会社分割等によりプリンターの開発・生産に関する事業を統合（以下、本事業統合）するに当たっての諸条件を定めた契約及び、本事業統合に係る株主間契約を当社、リコー社、東芝テック社の3社間で締結することを2025年2月13日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結いたしました。

詳細は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

OKIグループ（当社及び連結子会社）は、2023年5月に発表した「中期経営計画2025」のとおり、「『進取の精神』をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する」という企業理念のもと、「社会の大丈夫をつくっていく。」のキーメッセージ実現に向けて、成長領域へ向けた研究開発と先行技術開発に集中して技術開発に取り組んでおります。

当連結会計年度のOKIグループの研究開発費は10,975百万円であり、各事業及び全社共通等における研究開発活動の主な成果及び研究開発費は次のとおりであります。

（1）全社共通等領域における活動

OKIは、光ファイバーセンサー技術で洋上風力発電の海底電力ケーブルの異常予兆をリアルタイムに検知し、メンテナンスや導入コストを削減可能にする検討を開始しました。損保ジャパン株式会社、SOMPOリスクマネジメント株式会社と連携し、異常予兆検知サービスを付帯した新たな保険商品開発などの検討を進めていきます。

OKIは、シリコンフォトニクス技術を活用し、多彩な光センサーを実現する超小型光集積回路チップを開発しました。これにより、次世代の光通信やセンサー技術の発展が期待されます。

OKIは、屋内外を問わず、倉庫などに保管された荷物の保管位置を自動記録・追跡する「荷物位置自動測位技術」を開発しました。これにより操作ミスによる荷物の紛失を防ぐことができ、保管管理における業務効率向上に寄与します。

OKIは、CFB技術（注）を用いた薄膜アナログICの3次元集積を実現しました。新技術により、高精度・低コスト半導体デバイスのヘテロジニアス集積を可能にし、AIや自動運转向けの高機能化ニーズに応えます。

（注）CFB：Crystal Film Bondingの略。OKIが開発した、結晶膜を成長基板から剥離し異種材料基板へ接合する技術。なお、CFBは沖電気工業株式会社の登録商標であります。

OKIは、健康行動の習慣化を支援する行動変容プラットフォーム「WellbitTM」を開発し、その第一弾として、健康経営に取り組む企業向けに睡眠習慣を改善するサービス「WellbitTMSleep」を発売しました。従業員の生産性向上に貢献します。

全社共通等に係る研究開発費は、3,241百万円であります。

（2）事業セグメントにおける活動

（パブリックソリューション）

OKIは、ディープラーニングを活用し、海中音から船舶を分類する「船舶分類AIシステム技術」を開発しました。これにより、海洋監視や環境保護の分野での応用が期待されます。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構の経済安全保障重要技術育成プログラムにおいて、「海面から海底に至る空間の常時監視技術と海中音源自動識別技術の開発」を受託しました。これにより、海洋の安全保障や資源管理に貢献します。

株式会社OKIコムエコーズは、洋上発電開発や海底資源開発などでの使用を想定した、コンパクトで持ち運び可能な水中音圧計「SW1050」を発売しました。これにより、水中音の計測や監視が簡単に行え、現場作業者の負担を軽減し、より正確なデータ収集と分析に寄与します。

（エンタープライズソリューション）

OKIは、流通小売店舗や交通機関、配送業界向けに、バックヤードに限定せず設置可能なリサイクル型入出金装置「USCOSⅢ」を発売しました。コンパクトな筐体でありながら最大4,000枚の硬貨回収に対応しています。今後も自動化技術を活かし、多様な業界の課題解決を支援していきます。

（コンポーネントプロダクト）

OKIは、カーボンニュートラル実現に向け、製造現場の電力使用量を設備単位で正確に把握するためのセンサーネットワークを構築することのできる無線技術「SmartHop[®]」を保有しており、CFP算定に不可欠なCO₂排出量の見える化を実現、環境負荷軽減に取り組む企業のESG経営に貢献しています。従来比で導入コストや工事費を大幅に削減し、レイアウト変更や多様なセンサーにも柔軟に対応が可能です。今後は、さらに収集したデータの活用を含めたGXソリューションの実現へと繋げていきます。

また、電源や配線が不要で設置が容易な「ゼロエナジーIoTシリーズ」に新たに多様なアナログセンサーを接続できるアナログセンサーIFユニットを開発しました。橋梁の塩害や支承部、山岳部の落石状況など、幅広い遠隔モニタリングの現場で活用されています。今後はLTE不感地帯への非地上系ネットワーク（NTN）の活用や、大容量電源モデルへの展開など、インフラの安心・安全を実現するため、国内外を問わず、さらなる適用範囲の拡大を目指してまいります。

(EMS)

OKIサーキットテクノロジー株式会社は、従来比55倍の放熱性を実現する「凸型銅コイン埋め込みプリント配線板技術」を開発しました。これにより、小型装置や宇宙空間などで空冷技術が使用できない高性能電子機器の熱対策が大幅に向上します。

事業セグメント毎の研究開発費の内訳は次のとおりであります。

パブリックソリューション	2,595百万円
エンタープライズ	2,178百万円
コンポーネントプロダクツ	1,970百万円
EMS	280百万円
その他	710百万円

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

OKIグループ（当社及び連結子会社）は、事業の選択と資源の集中を明確にし、長期的に成長が期待できる分野を重点に各々の事業性と投資の関連（キャッシュ・フロー、投資効率など）を見ながら、研究開発、新商品開発及び生産活動等に設備投資を行っております。

当連結会計年度の設備投資の内訳は以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
パブリックソリューション	1,838	95.5
エンタープライズソリューション	3,828	106.1
コンポーネントプロダクツ	2,073	153.6
EMS	2,595	67.3
その他・全社（共通）	1,129	207.0
合 計	11,465	101.6

（注）1．所要資金は、主として自己資金及び借入金等を充当しました。

2．上記には、リース資産（1,432百万円）が含まれております。

3．各事業の設備投資の主な内容、目的は次のとおりであります。

パブリックソリューション事業では、社会インフラ、ネットワークシステム等の分野、防衛事業（海上、航空）に加え、海洋ビジネス分野において新商品対応のための設計・製造設備、工場建物付帯設備の更新などを中心に投資を行いました。

エンタープライズソリューション事業では、労働力不足とアフターコロナにおける業務効率化、非接触・非対面などの社会課題解決を実現するソリューション並びに自動化新商品・モジュールの開発などを中心に投資を行いました。また、大型案件需要に伴う増産に対応し生産設備投資及び生産性向上・原価低減のための金型投資を行いました。

コンポーネントプロダクツ事業では、製品・サービスの安定供給を実現するための設備更新と共に、事業成長のためのエッジ領域の新商品創出、既存商品の競争力強化への投資を行いました。

EMS事業では、市場動向を見極めつつ、モノづくり総合サービス強化に向けた最新設備への更新及び労働力不足解決、生産性改善を目的とした生産設備の自動化、IT化投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

OKIグループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

（１）提出会社

（2025年３月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 （人）
			建物及び 構築物 （百万円）	機械装置及 び運搬具 （百万円）	土地 （百万円） （面積千㎡）	その他 （百万円）	合計 （百万円）	
芝浦オフィス （東京都港区）	パブリックソ リユーション コンポーネン トプロダクツ 全社（共通）	開発及び その他 設備	383	0	－ （－）	182	566	980
沼津工場 （静岡県沼津市）	パブリックソ リユーション	開発及び 生産設備	1,439	595	275 （10）	978	3,289	401
本庄工場 （埼玉県本庄市）	パブリックソ リユーション コンポーネン トプロダクツ EMS	生産設備	6,134	453	40 （131）	477	7,106	254
富岡工場 （群馬県富岡市）	エンタープラ イズソリユ ーション	生産設備	1,911	470	15 （63）	163	2,560	56
高崎事業所 （群馬県高崎市）	エンタープラ イズソリユ ーション コンポーネン トプロダクツ	開発設備	2,380	72	492 （56）	292	3,238	888
蕨システムセンタ ー （埼玉県蕨市）	パブリックソ リユーション エンタープラ イズソリユ ーション コンポーネン トプロダクツ	開発及び 生産設備	144	3	7,057 （17）	1,632	8,838	1,106
福島工場 （福島県福島市）	コンポーネン トプロダクツ	生産設備	553	9	567 （43）	10	1,141	－
西横手工場 （群馬県高崎市）	コンポーネン トプロダクツ	開発及び 生産設備	329	503	74 （3）	179	1,087	64
小峰工場 （東京都あきる野 市）	パブリックソ リユーション	生産設備	86	23	－ （－）	388	498	80
本社 （東京都港区他）	全社（共通）	その他 設備	216	－	143 （12）	728	1,088	386

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。

２．福島工場の設備はすべて連結子会社へ賃貸しているものであります。

(2) 国内子会社

(2025年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
OKIサーキットテクノロジー(株)	本社工場 (山形県鶴岡市)	EMS	生産設備	772	581	427 (32)	1,349	3,131	187
(株)OKIプロサーブ	蔵システムセンター (埼玉県蔵市)	その他	賃貸用建物	2,272	—	— (—)	11	2,283	36
OKIサーキットテクノロジー(株)	上越工場 (新潟県上越市)	EMS	生産設備	1,272	838	— (—)	53	2,163	79
沖電線(株)	群馬工場 (群馬県伊勢崎市)	EMS	生産設備	949	23	1,069 (167)	36	2,079	311
OKIサーキットテクノロジー(株)	青梅工場 (東京都青梅市)	EMS	生産設備	466	21	960 (11)	574	2,022	10
(株)OKIプロサーブ	笹木野工場 (福島県福島市)	その他	賃貸用建物	447	—	487 (11)	12	946	2

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。

(3) 海外子会社

(2025年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	本社工場 (AYUTTHAYA, THAILAND)	コンポーネントプロダクツ	生産設備	381	1,988	1,362 (130)	113	3,845	1,258
OKI VIET NAM CO., LTD.	本社工場 (HAY PHONG CITY, VIETNAM)	エンタープライズソリューション	生産設備	868	107	— (—)	6	982	342

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

OKIグループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設、拡充）は以下のとおりであります。

セグメントの名称	2026年3月末 計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
パブリックソリューション	4,000	新商品の開発・生産等	自己資金及び借入金等
エンタープライズソリューション	3,000	同上	同上
コンポーネントプロダクツ	1,500	同上	同上
EMS	3,000	同上	同上
その他・全社（共通）	2,000	研究開発・建物保全等	同上
合 計	13,500		

（注）1．当社は2025年10月1日を効力発生日として、コンポーネントプロダクツ事業においてプリンターの開発・生産に関する事業統合によるエトリア株式会社への参画を予定しております。これに伴い同事業に関連する設備も譲渡されます。

2．各事業の計画概要は以下のとおりであります。

パブリックソリューション事業では、社会インフラ、ネットワークシステム等の分野、防衛事業（海上、航空）に加え、海洋ビジネス分野において新商品対応のための設計・製造設備、工場建物付帯設備の更新などを中心に投資を計画しております。

エンタープライズソリューション事業では、労働力不足における業務効率化などの社会課題解決を実現するソリューション・サービス並びに自動化新商品・モジュールの開発・原価低減技術の開発や生産マップを再構築するためのベトナム新工場移転などを中心に投資を計画しております。

コンポーネントプロダクツ事業では、製品・サービスの安定供給を実現するための設備更新と共に、事業成長のためのエッジ領域の新商品創出、既存商品の競争力強化への投資を計画しております。

EMS事業では、市場動向を見極めつつ、モノづくり総合サービス強化に向けた最新設備への更新及び労働力不足解決、生産性改善を目的とした生産設備の自動化、IT化投資を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2025年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2025年6月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	87,217,602	87,217,602	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は 100株であり ます。
計	87,217,602	87,217,602	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年 7 月29日	2017年 7 月28日	2018年 7 月27日	2019年 7 月26日	2020年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役を兼務する執行役員 4 当社取締役を兼務しない執行役員 13	当社取締役を兼務する執行役員 3 当社取締役を兼務しない執行役員 15	当社取締役を兼務する執行役員 2 当社取締役を兼務しない執行役員 16	当社取締役を兼務する執行役員 4 当社取締役を兼務しない執行役員 14	当社取締役を兼務する執行役員 4 当社取締役を兼務しない執行役員 13
新株予約権の数(個)※	91 [91]	104 [104]	104 [104]	104 [104]	137 [137]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,100 [9,100]	普通株式 10,400 [10,400]	普通株式 10,400 [10,400]	普通株式 10,400 [10,400]	普通株式 13,700 [13,700]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	100	同左	同左	同左	同左
新株予約権の行使期間※	2016年 8 月17日 ～ 2041年 8 月16日	2017年 8 月16日 ～ 2042年 8 月15日	2018年 8 月15日 ～ 2043年 8 月14日	2019年 8 月15日 ～ 2044年 8 月14日	2020年 8 月19日 ～ 2045年 8 月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 861 資本組入額 431	発行価格 1,001 資本組入額 501	発行価格 879 資本組入額 440	発行価格 962 資本組入額 481	発行価格 527 資本組入額 264
新株予約権の行使の条件※	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項※					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注1) ① 新株予約権者は、役員退任日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人のうち1名(以下「承継者」という。)に限り、新株予約権を相続し(ただし、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は新株予約権を相続できない。)、これを行行使することができる。この場合、承継者は、新株予約権者の死亡日から6か月を経過する日までに当社が定める必要書類を当社に提出した上で、上表の「新株予約権の行使期間」内において、新株予約権者の死亡日から1年以内に限り、新株予約権者と当社との割当契約書に定める条件に基づき行使するものとする。
- ③ 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が2040年8月16日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合は、新株予約権者は、2040年8月17日から2041年8月16日の間に新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記①の定めに拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から15日間に限り、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- ⑥ 新株予約権者が割当てられた新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑦ 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- (注2) ① 新株予約権者は、役員退任日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人のうち1名(以下「承継者」

という。)に限り、新株予約権を相続し(ただし、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は新株予約権を相続できない。)、これを行行使することができる。この場合、承継者は、新株予約権者の死亡日から6か月を経過する日までに当社が定める必要書類を当社に提出した上で、上表の「新株予約権の行使期間」内において、新株予約権者の死亡日から1年以内に限り、新株予約権者と当社との割当契約書に定める条件に基づき行使するものとする。

- ③ 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が2041年8月15日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合は、新株予約権者は、2041年8月16日から2042年8月15日の間に新株予約権を行行使することができる。
- ④ 上記①の定めに拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から15日間に限り、新株予約権者は新株予約権を行行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- ⑥ 新株予約権者が割当てられた新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行行使することができない。
- ⑦ 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注3)

- ① 新株予約権者は、役員退任日の翌日から10日間に限って新株予約権を行行使することができる。
- ② 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人のうち1名(以下「承継者」という。)に限り、新株予約権を相続し(ただし、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は新株予約権を相続できない。)、これを行行使することができる。この場合、承継者は、新株予約権者の死亡日から6か月を経過する日までに当社が定める必要書類を当社に提出した上で、上表の「新株予約権の行使期間」内において、新株予約権者の死亡日から1年以内に限り、新株予約権者と当社との割当契約書に定める条件に基づき行使するものとする。
- ③ 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が2042年8月14日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合は、新株予約権者は、2042年8月15日から2043年8月14日の間に新株予約権を行行使することができる。
- ④ 上記①の定めに拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から15日間に限り、新株予約権者は新株予約権を行行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- ⑥ 新株予約権者が割当てられた新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行行使することができない。
- ⑦ 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注4)

- ① 新株予約権者は、役員退任日の翌日から10日間に限って新株予約権を行行使することができる。
- ② 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人のうち1名(以下「承継者」という。)に限り、新株予約権を相続し(ただし、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は新株予約権を相続できない。)、これを行行使することができる。この場合、承継者は、新株予約権者の死亡日から6か月を経過する日までに当社が定める必要書類を当社に提出した上で、上表の「新株予約権の行使期間」内において、新株予約権者の死亡日から1年以内に限り、新株予約権者と当社との割当契約書に定める条件に基づき行使するものとする。
- ③ 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が2043年8月14日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合は、新株予約権者は、2043年8月15日から2044年8月14日の間に新株予約権を行行使することができる。
- ④ 上記①の定めに拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から15日間に限り、新株予約権者は新株予約権を行行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- ⑥ 新株予約権者が割当てられた新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行行使することができない。
- ⑦ 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注5)

- ① 新株予約権者は、役員退任日の翌日から10日間に限って新株予約権を行行使することができる。
- ② 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人のうち1名(以下「承継者」という。)に限り、新株予約権を相続し(ただし、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は新株予約権を相続できない。)、これを行行使することができる。この場合、承継者は、新株予約権者の死亡日から6か月を経過する日までに当社が定める必要書類を当社に提出した上で、上表の「新株予約権の行使期間」内において、新株予約権者の死亡日から1年以内に限り、新株予約権者と当社との割当契約書に定める条件に基づ

き行使するものとする。

- ③ 上記①の定めに拘わらず、新株予約権者が2044年8月18日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合は、新株予約権者は、2044年8月19日から2045年8月18日の間に新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記①の定めに拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から15日間に限り、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- ⑥ 新株予約権者が割当てられた新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑦ 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注6) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(イ) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ロ) 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

次の議案につき再編成対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編成対象会社の取締役会決議がなされた場合）、再編成対象会社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

(イ) 再編成対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 再編成対象会社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

(ハ) 再編成対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(ニ) 再編成対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要すること又は当該種類の株式について再編成対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記（注1）に準じて決定する。

(注7) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会

社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（イ）交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ロ）再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

次の議案につき再編成対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編成対象会社の取締役会決議がなされた場合）、再編成対象会社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

（イ）再編成対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ロ）再編成対象会社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

（ハ）再編成対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（ニ）再編成対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（ホ）新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要すること又は当該種類の株式について再編成対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記（注2）に準じて決定する。

（注8）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(イ) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ロ) 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

次の議案につき再編成対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編成対象会社の取締役会決議がなされた場合）、再編成対象会社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

(イ) 再編成対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 再編成対象会社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

(ハ) 再編成対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(ニ) 再編成対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要すること又は当該種類の株式について再編成対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記（注3）に準じて決定する。

（注9）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(イ) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ロ) 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- ⑧ 新株予約権の取得条項

次の議案につき再編成対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編成対象会社の取締役会決議がなされた場合）、再編成対象会社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

（イ）再編成対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ロ）再編成対象会社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

（ハ）再編成対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（ニ）再編成対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（ホ）新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要すること又は当該種類の株式について再編成対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記（注４）に準じて決定する。

- （注10）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（イ）交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ロ）再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- ⑧ 新株予約権の取得条項

次の議案につき再編成対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編成対象会社の取締役会決議がなされた場合）、再編成対象会社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

（イ）再編成対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ロ）再編成対象会社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

（ハ）再編成対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(ニ) 再編成対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編成対象会社の承認を要すること又は当該種類の株式について再編成対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記（注５）に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(３) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(４) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残高 （百万円）
2016年10月１日 (注)	△784,958	87,217	－	44,000	－	15,000

(注) 10株を１株とする株式併合によるものであります。

(５) 【所有者別状況】

(2025年３月31日現在)

2023年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	29	44	385	216	64	50,187	50,925	－
所有株式数（単元）	－	242,193	20,199	43,749	242,261	371	321,149	869,922	225,402
所有株式数の割合（％）	－	27.84	2.32	5.03	27.85	0.04	36.92	100.00	－

(注) １．自己株式507,427株は、「個人その他」の欄に5,074単元、「単元未満株式の状況」の欄に27株を含めて表示しております。

２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ72単元及び86株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2025年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区赤坂1－8－1	13,385	15.44
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海1－8－12	4,999	5.77
沖電気グループ従業員持株会	東京都港区芝浦4－10－16	2,149	2.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南2－15－1）	1,778	2.05
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. （東京都千代田区丸の内1－4－5）	1,721	1.99
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1－5－5	1,419	1.64
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2－1－1	1,400	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都港区港南2－15－1）	1,273	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. （東京都港区港南2－15－1）	1,211	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2－15－1）	1,167	1.35
計	－	30,508	35.18

(注) 1. 2024年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が、2024年4月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園 1-1-1	3,177	3.64
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂 9-7-1	3,973	4.56
計	—	7,150	8.20

2. 2024年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が、2024年12月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1-5-5	1,419	1.63
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1-5-1	129	0.15
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1-3-3	406	0.47
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-2	2,420	2.78
計	—	4,376	5.02

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2025年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 507,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 86,484,800	864,848	同上
単元未満株式	普通株式 225,402	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	87,217,602	—	—
総株主の議決権	—	864,848	—

(注) 1. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式27株が含まれております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7,200株及び86株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数72個が含まれております。

② 【自己株式等】

(2025年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
当社	東京都港区虎ノ門1-7-12	507,400	—	507,400	0.58
計	—	507,400	—	507,400	0.58

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定による普通株式の取得（単元未満株式の買取請求）

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	1,383	1,421,125
当期間における取得自己株式	156	153,092

(注) 当期間における取得自己株式には2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （新株予約権の権利行使）	36,100	29,347,100	—	—
保有自己株式	507,427	—	507,583	—

(注) 当期間における保有自己株式には2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び新株予約権の権利行使による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つとして位置づけております。

配当については、安定的な配当の継続を基本としながら、業績及び将来の成長に不可欠な投資（設備投資、研究開発投資、人的資本投資）を踏まえたキャッシュ・フローの状況、内部留保の水準を総合的に勘案した上で配当金額を決定することとしております。今後とも財務基盤の強化を図りつつ、株主利益の増大に努めます。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

また、当社は連結配当規制適用会社であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年6月25日 定時株主総会決議 (予定)	普通株式	3,901	45.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

OKIグループは、「『進取の精神』をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する」との企業理念の下、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であるとの認識に立ち、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 体制の概要

当社は監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離による「意思決定プロセスの迅速化」を図っております。また、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うため、複数の社外取締役を招聘し、人事・報酬に関わる任意の委員会を設置するなど、「経営の公正性・透明性の向上」に努めております。さらに監査役、監査役会による監査に加え、リスク管理委員会の設置などにより、「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」に取り組んでおります。

当期（2024年度）は、社外取締役4名を含む取締役8名（うち女性取締役1名）、社外監査役3名を含む監査役5名、取締役を兼務しない執行役員13名の体制により経営にあたってまいりました。また、社外取締役及び社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。なお、新家寛氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行っておりません。また、元代表取締役社長等による相談役・顧問等の制度はございません。

提出日現在の機関ごとの構成は、次のとおりであります。（◎は議長、委員長を表します。）

	氏名	取締役会	人事・報酬 諮問委員会	監査役会	
取締役	鎌上 信也	○	○		取締役会長
	森 孝廣	○			代表取締役社長執行 役員兼最高経営責任 者
	寺本 禎治	○			代表取締役副社長執行 役員
	片桐 勇一郎	○			取締役専務執行役員
	浅羽 茂	○	◎委員長		独立社外取締役
	斎藤 保	○	○		独立社外取締役
	川島 いづみ	◎議長	○		独立社外取締役
	木川 眞	○	○		独立社外取締役
監査役	布施 雅嗣	△		◎議長	常勤監査役
	横田 俊之	△		○	常勤監査役
	津田 良洋	△		○	独立社外監査役
	小田 康之	△		○	独立社外監査役
	新家 寛	△		○	社外監査役

○構成員

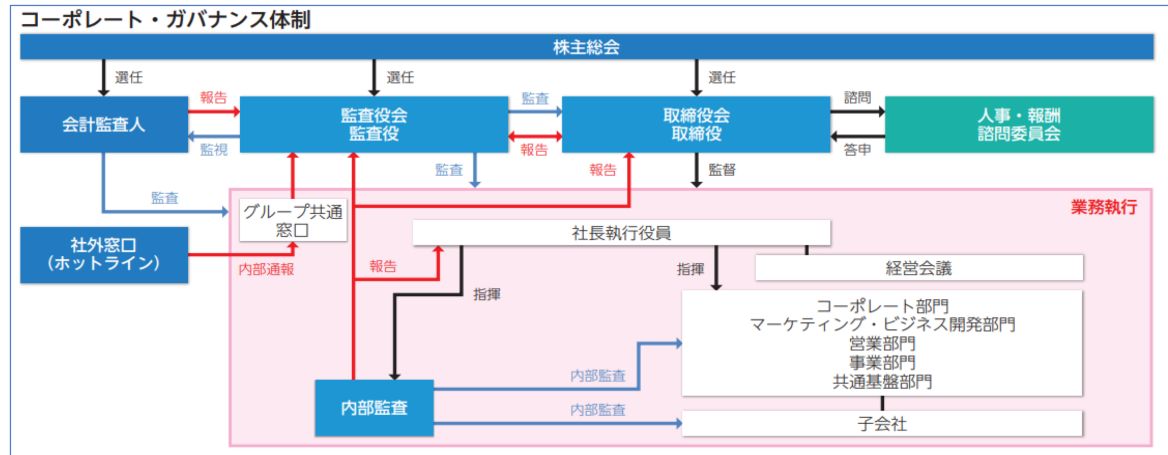
◎議長、委員長

△構成員のほか、出席の権利と義務を有する者

（注）2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役8名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、社外取締役4名を含む取締役8名（うち女性取締役2名）、社外監査役3名を含む監査役5名、取締役を兼務しない執行役員12名となります。

2) 当該体制を選択している理由

当社は、①業務執行と監督を分離し、複数の社外取締役の積極的な関与などにより取締役会の監督機能を強化すること、②経営から独立し、強力な調査権限を有する監査役による客観的な監査を行うこと、③任意の人事・報酬諮問委員会を設置すること、などの工夫を行うことにより、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」が着実に実現できると判断しております。引き続き、ステークホルダーの皆様に対する責務を認識し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。



③ その他の企業統治に関する事項

1) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの構築・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。当該基本方針は以下のとおりであります。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

当社は、自発的・自律的な目標の達成を目指し、企業価値向上を通じて社会の持続的な発展に貢献することを目的として、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制に関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善に努める。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び執行役員は、当社及び子会社（以下「OKIグループ」という。）における企業倫理の確立並びに取締役、執行役員及びその他の使用人による法令、定款及び社内規程等の遵守の確保を目的として制定した「OKIグループ企業行動憲章」、「OKIグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し発信し、周知徹底を図る。
- コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、OKIグループにおけるコンプライアンスに関する事項について報告・審議・決定する。
- コンプライアンス委員会で決定された事項に基づき、OKIグループ各人のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、コンプライアンス所管部門が取締役及び執行役員並びに使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案し、推進する。
- 法令・定款等の違反行為に対しては、懲罰規定に基づき厳正に処分する。
- 社長直轄の独立した内部監査部門によるOKIグループにおける法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。
- 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・社内規程に則り適切に保存し、管理する。
- 情報セキュリティについては、電子情報管理規程及び関連規定に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、OKIグループにおける情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する体制を構築する。
- 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理する。
- 会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等又は取引所の諸規則等の要求に従い開示すべ

き情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) リスク管理は、リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置して、OKIグループの事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
- b) リスクマネジメント規程に則り、OKIグループ各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては統括部門を定め、統括部門はリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
- c) OKIグループにおいて、危機等の発生あるいは兆しを認識した場合、速やかにリスク管理委員会事務局にその状況を報告する。事務局は対応を指示し、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。尚、災害等の発生時においては、その発生地域、災害規模等を勘案し緊急対策本部の設置等により対応する。
- d) 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- b) 取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。さらに、執行役員等で構成する経営会議を開催し、社長執行役員の意思決定を補佐する。
- c) 業務執行に当たっては業務分掌規程、権限規程において責任と権限を定める。
- d) 取締役会は、OKIグループの中期経営計画並びに年間計画を決定し、その執行状況を監督する。
- e) 執行役員は、取締役会で定めたOKIグループの中期経営計画及び年間計画に基づき効率的な職務執行を行い、年間計画の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。

(ホ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a) 子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- b) OKIグループにおける経営の健全性及び効率性向上を図るため、関係会社管理規程に則り、各子会社に対して取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に所管本部を定め、当該所管本部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。また、特に重要な事項については当社の経営会議あるいは取締役会への付議を行う。
- c) 各子会社は、その社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置し、当社への報告の上、不正行為の早期発見と是正を図る。
- d) 当社はグループで準拠すべき各種規程類をグループ共通規程として定め、各社の意思決定あるいは業務の効率化を図る。
- e) 当社内部監査部門は、OKIグループの業務の適正性について監査を実施し、検証及び助言等を行う。

(ヘ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a) OKIグループの財務報告の信頼性を確保するために、会社計算規則及び金融商品取引法その他適用される関連諸法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。
- b) 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(ト) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a) 監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
- b) 独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直接あるいは所管本部を通して直ちに監査役に報告する。
- b) 取締役は、取締役会のほか、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように、常勤監査役の経営会議出席の機会を確保するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を可能とする体制を整備する。
- c) 取締役は、監査役がリスク管理委員会に出席し報告を受ける体制を整備する。
- d) 取締役は、監査役が内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、監査役へ内部通報に関わる状況を報告する体制を確保する。
- e) 取締役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況並びに内部監査の状況についての監査役への定期

的な報告、及び監査役が必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制を確保する。

f) 監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

g) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社所管本部に報告する。

(リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。

b) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

c) 監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

d) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、会社の費用負担により、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

2) 内部統制システムの運用状況

当社における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。なお、当該運用状況については毎期末に評価を行い、その結果を取締役会において報告しております。

(イ) コンプライアンスに関する取り組みの状況

a) コンプライアンスを確保するための基礎として、企業理念に基づき、OKIグループが果たすべき社会的責任を明示した「OKIグループ企業行動憲章」、それを実現するためにOKIグループの全役員・社員が準拠すべき規範として「OKIグループ行動規範」を定め、経営陣がコンプライアンスの重要性を自ら再認識し率先垂範するとともに、OKIグループにおけるコンプライアンス意識の醸成と徹底に努めることを、あらためて株主やお客様、そして社員を含めた社内外のステークホルダーの皆様にお約束するために採択した「コンプライアンス宣言」に則り、当社及びグループ各社の役員はコンプライアンス活動に努めております。

b) コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催しており、前年度の総括、教育計画の策定、各部門における施策の実施状況などをレビューしております。

c) OKIグループのコンプライアンス管理者・推進者に対するコンプライアンス管理者研修、営業部門を中心とした関係者に対する独占禁止法研修を映像配信で開催したほか、国内全従業員を対象に、個人情報保護、情報セキュリティ、内部統制、コンプライアンス一般について、eラーニングを実施いたしました。また、一部の内容については海外子会社従業員も受講しております。なお、イントラネットや社内報を通じて定期的にコンプライアンスに関する事例を展開しております。

d) コンプライアンス違反時に就業規則等に照らして懲戒処分を行うことを明確化し、その処分を審議するために社長執行役員を委員長とするグループ懲戒委員会を設置しております。

e) 不正行為の早期発見と是正の実効性を確保するために、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員への周知を徹底しております。

f) 内部監査部門において、OKIグループを対象とした業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の有効性及び効率性並びに財務報告の信頼性を確保しております。

(ロ) リスク管理に関する取り組みの状況

a) リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化を防ぐための施策及びリスクの発生に備えた体制を構築しております。

b) OKIグループのリスク管理においては、全体を網羅すべくグループ内に存在するリスクを分類してリスク分野として定め、その分野を担当するリスク分野責任部門は担当分野において発生する事象等に関して各部門・子会社に対して支援、指導、助言等を行います。また、リスク分野責任部門は、当該分野でOKIグループに共通して存在し重点的に管理する必要があるリスクについて、リスク主管部門と連携して対応しております。

c) リスクが顕在化した場合、発生部門は当該リスクに対して必要な措置を取るとともに、「OKIグループ緊急連絡体制」に則って速やかに危機情報をリスク管理委員会事務局へ報告しております。リスク管理委員会事務局は危機情報を一元管理するとともに、当該危機の重大性及び緊急性に基づき速やかに対応体制及び責任者を決定し、必要な措置を取らせるとともに発生部門の支援をしております。

(ハ) 子会社管理に関する取り組みの状況

a) 関係会社管理規程において定められている各子会社の経営所管部門担当役員が権限規程等に定める権限と責任を持って、所管する子会社のミッションを明確にし、必要な支援・指導を行っております。子会社の筆頭役員については当社社長執行役員が任免を決裁し、その他の役員の任免は経営所管部門担当役員が決裁しております。

b) 経営所管部門長は事業施策を立案・実行するにあたり支援・指導・定期的モニタリングを行い、会社業績評価を実施しており、子会社の株主総会や取締役会の運用状況、子会社取締役のコンプライアンス遵守についてもモニタリングしております。なお、必要に応じて特定の事業の管理を実施する事業所管部門を設置いたします。

c) 子会社経理部門には必要な知識と経験を持った従業員を配置し、関連諸法令に基づき財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努めております。

d) 子会社の取締役、監査役に対し、法令・ルール・倫理に係る違反・不正・不祥事・事故、リスク管理不良による損失の未然防止を図るために、子会社役員の責任と義務、コンプライアンス、内部統制などについての研修を定期的に行っております。

(二) 監査役の監査の適切性確保に関する取り組みの状況

a) 監査役の職務を補助するために執行から独立したスタッフを1名配置しております。また、常勤監査役は取締役会に加えて経営会議への出席、及び決裁稟議書等の閲覧により、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しております。

b) 監査役は、内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、その運用状況について密に報告を受けております。

c) 監査役は、取締役会において内部統制システムの構築状況・運用状況について報告を受けているほか、取締役、執行役員、部門長、子会社の代表者との意見交換を実施し、その過程において内部統制システムの整備及び運用の確認を行っております。

d) 監査役は、内部監査部門の実施する往査及び監査結果報告会に参加して内部監査部門との協議・意見交換を行い、監査結果を監査役監査に活用しております。

e) 監査役は、会計監査人との会合や意見交換、会計監査人の往査等への立ち会いなどにより、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、全社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役及び監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に規定する最低責任限度額を限度として責任を負う。
- ・上記の限度が認められるのは、その責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員、常務理事及び社外取締役等兼務者、すべての国内子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員、並びに米国、中国、タイ国等に所在する一部の海外子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社または子会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。このように免責事由及び免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑥ 株主総会に関する事項

当社の株主総会は、取締役会設置会社として、法令・定款に定める事項を決議いたします。法令の定めに基づき取締役会に授權している事項等は次のとおりであります。なお、中間配当以外の配当は株主総会において決定する定めとなっております。

1) 自己の株式の取得の決定機関

機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2) 中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

3) 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑦ 取締役会に関する事項

1) 職務・構成・運営等

当期の取締役会は8名の取締役で構成され、原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、法令・定款に基づき、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

取締役会の機能を確保するために、取締役候補者の選定に際しては株主総会参考書類のスキル・マトリックスに基づいた専門分野、職務経験及び性別などの多様性に配慮するとともに、社内・業務執行取締役と独立性の高い社外取締役のバランスが概ね半々程度が適切であると考え、当期は4名を独立社外取締役（うち女性取締役1名）とし、経営の公正性・透明性の向上を図っております。

取締役会の議長は互選により選出しておりますが、当期は独立社外取締役が務めました。

当期に開催された取締役会は臨時取締役会を含め14回であり、毎回全員が出席しております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の開催前に資料を配布し、取締役会事務局等より事前説明が行われております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数（出席率）
取締役	鎌上 信也	14回（100％）
代表取締役	森 孝廣	14回（100％）
代表取締役	寺本 禎治	14回（100％）
取締役	片桐 勇一郎	11回（100％）
社外取締役	浅羽 茂	14回（100％）
社外取締役	斎藤 保	14回（100％）
社外取締役	川島 いづみ	14回（100％）
社外取締役	木川 眞	14回（100％）

（注）片桐勇一郎氏における出席回数は2024年6月就任以降の出席数となっております。

当期の取締役会におきましては、「中期経営計画2025」の進捗確認に注力し、オフサイトミーティングの場も含め定期的に各担当部門から現状を直接報告し、それに基づき取締役会で活発な議論が継続して行われました。さらにコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、株主との対話（SR実施計画・SR実施結果）、統合報告書「OKIレポート」2024年度版の発行、取締役会実効性評価、ROIC等の収益管理についても継続して議論を深めております。

2) 取締役に関する事項

i. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

ii. 取締役の選任決議の要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票を行わない旨を定款に定めております。

iii. 任期

取締役の任期は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、1年とする旨を定款に定めております。

⑧ 人事・報酬諮問委員会

当社は、取締役の選解任及び役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するため、任意の委員会として人事・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、必要に応じて適宜開催し、取締役会での決議に先立ち、取締役・執行役員等の選解任及び報酬制度・水準などについて諮問を受け、客観的な視点から審議のうえ、取締役会に答申を行います。また監査役候補者の人事については、委員会としての意見を監査役に伝えております。当期の同委員会は、4名の社外取締役及び1名の非業務執行社内取締役で構成され、委員長は取締役会の決議により独立社外取締役が務めました。当期は同委員会を12回開催いたしました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数（出席率）
取締役	鎌上 信也	12回（100％）
社外取締役	浅羽 茂	12回（100％）
社外取締役	斎藤 保	11回（92％）
社外取締役	川島 いづみ	12回（100％）
社外取締役	木川 眞	12回（100％）

当期は、「中期経営計画2025」達成に向けての執行体制の検討、また継続的な企業価値向上のため、業績向上へのインセンティブとして十分に機能させるための役員報酬制度の審議、さらに長期課題である後継者（経営人材）育成計画の検討などを中心に審議を行い、取締役会に答申をしております。

⑨ 役員の選解任

当社は、取締役候補者、監査役候補者、執行役員の指名・選任を行うにあたり、法律上の適格性を満たしていることと、以下の事項をあわせて総合的に判断しております。

- 人格、見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に富んでいること
- OKIグループの企業理念の実現と、持続的な企業価値向上に向けて職務を遂行できること
- 就任期間の長さ
- 監査役については、必要な財務・会計・法務に関する知識を有すること
- 社外役員については当社独立性基準

取締役、監査役、執行役員の解任案提出の基準は、法令及び定款に違反する行為またはそのおそれのある行為があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合とし、発生後直ちに人事・報酬諮問委員会に審議し、取締役会に提案いたします。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

1) 2025年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性12名 女性1名（役員のうち女性の比率7.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役会長	鎌上 信也	1959年 2月9日生	1981年 4月 沖電気工業株式会社入社 2001年 4月 " システムソリューションカンパニー システム機器事業部ハード開発第二部長 2005年 4月 " 情報通信事業グループシステム機器カンパニー システム機器開発本部長 2010年 4月 " システム機器事業本部自動機事業部長 2011年 4月 " 執行役員 " " " システム機器事業本部長 2012年 4月 " 常務執行役員 2014年 4月 " 技術責任者 " 6月 " 取締役常務執行役員 2015年 4月 " コンプライアンス責任者 " " " 経営企画部長 2016年 4月 " 代表取締役社長執行役員 2022年 4月 " 代表取締役会長執行役員 " " " 最高経営責任者 2023年 4月 " 取締役会長（現）	注 1	19,100株
代表取締役 社長執行役員	森 孝廣	1964年 8月29日生	1988年 4月 沖電気工業株式会社入社 2006年 11月 株式会社沖データ 国内営業本部パートナー統括営業部長 2012年 1月 " 営業統括本部国内営業本部マーケティング部長 2015年 4月 " 国内営業本部副本部長 2016年 10月 " 商品事業本部副本部長 " " " オフィスプリント事業部長 2017年 10月 " 取締役 2019年 4月 " 常務執行役員 " " " 商品事業本部長 2019年 10月 " 国内営業本部長 2020年 4月 " 代表取締役社長 " " 沖電気工業株式会社執行役員 2021年 4月 " コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビ ジネスコラボレーション推進本部長 2022年 4月 " 社長執行役員 " " " 最高執行責任者 " 6月 " 代表取締役社長執行役員（現） 2023年 4月 " 最高経営責任者（現）	注 1	10,500株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役 副社長執行役員	寺本 禎治	1962年 6月10日生	1985年 4月 株式会社富士銀行入行 2010年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行 欧州業務管理部長 2012年 4月 〃 投資銀行業務管理部長 〃 〃 株式会社みずほ銀行 投資銀行業務管理部長 2013年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員 投資銀行業務部長 〃 〃 株式会社みずほ銀行 執行役員 投資銀行業務部長 2014年 4月 〃 執行役員 国際ユニット長付審議役 2015年 4月 〃 常務執行役員 欧州地域ユニット長 〃 10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 欧州地域ユニット長 2017年 4月 〃 常務執行役員 グローバルコーポレートカンパ ニー特定業務担当役員 〃 〃 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 グローバルコーポレート部門長 2018年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 専務執行役員 米州地域本部長 〃 〃 株式会社みずほ銀行 専務執行役員 米州地域本部長 2021年 7月 沖電気工業株式会社入社 〃 〃 〃 常務執行役員 〃 〃 〃 統合営業本部副本部長 〃 〃 〃 コンポーネント&プラットフォーム事業本部副 本部長 2022年 4月 〃 統合営業本部長 〃 〃 〃 コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビ ジネスコラボレーション推進本部長 2023年 4月 〃 専務執行役員 〃 6月 〃 取締役専務執行役員 2024年 4月 〃 代表取締役副社長執行役員（現） 〃 〃 〃 社長補佐（現） 〃 〃 〃 コンプライアンス責任者（現） 〃 〃 〃 財務責任者（現） 〃 〃 〃 人事責任者（現） 〃 〃 〃 内部統制統括	注 1	6,300株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 専務執行役員	片桐 勇一郎	1961年 8月9日生	1984年 4月 沖電気工業株式会社入社 2000年 4月 " システムソリューションカンパニー交通システム事業部SE部長 2006年 5月 " 情報通信事業グループ公共システムカンパニー交通システム本部統括部長 2008年 4月 " 情報通信事業グループ官公ソリューション本部事業推進部長 2010年 4月 " 社会システム事業本部企画室長 2011年 4月 " 社会システム事業本部交通・防災システム事業部長 2015年 4月 " 執行役員 " " " 社会システム事業本部副本部長 " " " 次世代社会インフラ事業推進室長 2016年 4月 " 情報通信事業本部副本部長 2020年 4月 " 上席執行役員 " " " ソリューションシステム事業本部副本部長 2022年 4月 " 常務執行役員 " " " ソリューションシステム事業本部長 2023年 4月 " 品質責任者（現） " " " 環境責任者（現） " " " 建設業業務執行責任者（現） " " 株式会社OKIソフトウェア代表取締役社長（現） 2024年 4月 沖電気工業株式会社専務執行役員 " " " 社長補佐（現） " " " クロスインダストリー事業推進センター長 " 6月 " 取締役専務執行役員（現） 2025年 4月 " 情報責任者（現）	注1	6,200株
取締役	浅羽 茂	1961年 5月21日生	1992年 4月 学習院大学経済学部助教授 1994年 3月 経済学博士号（東京大学）取得 1997年 4月 学習院大学経済学部教授 2013年 4月 早稲田大学大学院商学研究科教授 2016年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科教授（現） " 6月 日本甜菜製糖株式会社社外取締役（現） " 9月 早稲田大学大学院経営管理研究科長 2017年 6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現）	注1	3,000株
取締役	斎藤 保	1952年 7月13日生	1975年 4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 2006年 6月 " 執行役員航空宇宙事業本部副本部長 2008年 4月 " 取締役執行役員航空宇宙事業本部長 2011年 4月 " 代表取締役副社長 2012年 4月 " 代表取締役社長 2016年 4月 " 代表取締役会長 2017年 6月 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 2018年 6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現） 2020年 4月 株式会社IHI取締役 " 6月 " 相談役 2021年 6月 古河電気工業株式会社社外取締役（現） 2022年 6月 鹿島建設株式会社社外取締役（現） 2023年 4月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長（現） 2024年 4月 株式会社IHI特別顧問（現）	注1	7,800株
取締役	川島 いづみ	1955年 6月25日生	1989年 4月 岐阜経済大学経済学部助教授 1996年 4月 専修大学法学部教授 2004年 9月 早稲田大学社会科学総合学院教授（現） 2018年 6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現） 2023年 8月 株式会社TAKARA & COMPANY社外取締役（現）	注1	1,500株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	木川 眞	1949年 12月31日生	1973年 4月 株式会社富士銀行入行 1996年 11月 〃 総合企画部副部長 1998年 5月 〃 人事部長 2001年 6月 〃 執行役員人事部長 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 人事グループ統括役員 〃 6月 〃 常務執行役員 リスク管理グループ統括役員 (兼) 人事グループ統括役員 2004年 4月 〃 常務取締役 リスク管理グループ統括役員 (兼) 人事グループ統括役員 2005年 3月 〃 退行 〃 4月 ヤマト運輸株式会社グループ経営戦略本部長 〃 6月 〃 常務取締役グループ経営戦略本部長 〃 11月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役常務 2006年 4月 〃 代表取締役常務執行役員 〃 6月 〃 代表取締役専務執行役員 2007年 3月 〃 代表取締役執行役員 〃 〃 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 (兼) 社長執行役員 2011年 4月 ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長 (兼) 社長執行役員 2015年 4月 〃 代表取締役会長 2016年 6月 株式会社小松製作所社外取締役 2018年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長 〃 6月 株式会社セブン銀行社外取締役 (現) 2019年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役 〃 6月 〃 特別顧問 〃 〃 沖電気工業株式会社社外取締役 (現) 2020年 4月 株式会社肥後銀行社外監査役 2021年 6月 〃 社外取締役 (現) 2022年 6月 株式会社ICMG社外取締役 (現) 2023年 6月 ヤマトホールディングス株式会社参与	注 1	1,400株
常勤監査役	布施 雅嗣	1961年 2月23日生	1984年 4月 沖電気工業株式会社入社 1991年 4月 〃 経営推進室 1994年 6月 オキ・アメリカ社 2012年 10月 株式会社沖データ経理部長 2015年 4月 沖電気工業株式会社経理部長 〃 6月 サクサホールディングス株式会社社外取締役 2016年 4月 沖電気工業株式会社執行役員 〃 〃 〃 経営管理本部経理部長 2017年 4月 〃 経営企画本部経理部長 〃 〃 〃 経営企画本部財務部長 2018年 4月 〃 上席執行役員 〃 〃 〃 経営管理本部長 2019年 4月 〃 法務・知的財産部長 〃 6月 〃 取締役上席執行役員 2020年 4月 〃 取締役常務執行役員 〃 〃 〃 コーポレート本部長 〃 〃 〃 内部統制統括 2021年 4月 株式会社OKIプロサーブ代表取締役社長執行役員 2022年 4月 沖電気工業株式会社情報責任者 〃 12月 〃 コーポレート本部モノづくり基盤推進部長 2023年 4月 〃 取締役 〃 〃 〃 理事 〃 6月 〃 監査役 (現)	注 3	20,700株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
常勤監査役	横田 俊之	1960年 4月14日生	2008年 7月 経済産業省中小企業庁参事官 2009年 7月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構総務部長 2010年 7月 総務省情報通信国際戦略局次長 2012年 8月 経済産業省大臣官房審議官（政策総合調整担当） 2013年 7月 〃 中小企業庁次長 2014年 7月 独立行政法人日本貿易振興機構ニューヨーク事務所長 2016年 11月 沖電気工業株式会社顧問 2017年 4月 〃 理事 2018年 4月 〃 執行役員 2019年 6月 株式会社J E C C社外取締役 2021年 4月 沖電気工業株式会社顧問 〃 6月 〃 監査役（現） 2023年 4月 亜細亜大学国際関係学部特任教授（現）	注 2	9,500株
監査役	津田 良洋	1962年 7月25日生	1985年 3月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1988年 3月 公認会計士登録 1993年 7月 米国デロイト&トウシュデロイト事務所出向 1998年 6月 監査法人トーマツ社員（現パートナー）登用 2002年 9月 英国デロイト&トウシュロンドン事務所出向 2007年 6月 監査法人トーマツ代表社員登用 2019年 7月 有限責任監査法人トーマツ退任 〃 8月 津田良洋公認会計士事務所長 〃 9月 株式会社沖データ監査役 2020年 2月 トライベック・ストラテジー株式会社（現トライベック株 式会社）常勤監査役（現） 2021年 6月 株式会社プロネクス社外監査役（現） 〃 〃 沖電気工業株式会社社外監査役（現）	注 2	—
監査役	小田 康之	1957年 9月5日生	1980年 4月 藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）入社 1983年 10月 〃 海外事業部クウェート駐在員事務所 1989年 7月 Fujikura International Management (Netherlands) BV 2001年 4月 Fujikura USA Inc.General Manager 2005年 4月 America Fujikura Ltd.VP CFO 2006年 5月 株式会社フジクラ経理部長 2009年 4月 〃 コーポレート企画室長 2013年 4月 〃 執行役員 2015年 1月 Fujikura Europe Ltd.取締役社長（在英国） 2016年 6月 株式会社フジクラ常勤監査役 2017年 6月 〃 取締役常勤監査等委員（委員長） 2023年 6月 社会福祉法人藤倉学園理事長（現） 2024年 6月 沖電気工業株式会社社外監査役（現）	注 4	1,100株
監査役	新家 寛	1972年 4月24日生	1998年 3月 司法修習終了（50期） 〃 4月 弁護士登録 〃 〃 東京弁護士会登録 〃 〃 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同 事業）入所 2003年 6月 第一勧業アセットマネジメント株式会社（現アセットマネ ジメントO n e 株式会社）監査役 2006年 1月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー 2021年 1月 〃 執行委員パートナー（現） 2024年 6月 沖電気工業株式会社社外監査役（現）	注 4	1,500株
計	13名				88,600株

- (注) 1. 2024年6月から1年
 2. 2021年6月から4年
 3. 2023年6月から4年
 4. 2024年6月から4年
 5. 取締役浅羽茂、斎藤保、川島いづみ及び木川眞は、社外取締役であります。
 6. 監査役津田良洋、小田康之及び新家寛は、社外監査役であります。
 7. 当社は、2000年4月1日より業務執行と監督の分離による意思決定プロセスの迅速化を目的として執行役員制度を導入しております。

2025年6月23日（有価証券報告書提出日）における各執行役員の職位、氏名及び担当業務は次のとおりであります。

	職位	氏名	担当業務
※1	社長執行役員	森 孝廣	最高経営責任者、内部監査室担当
※1	副社長執行役員	寺本 禎治	社長補佐、コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者、総務部、秘書室、内部統制推進部、法務・知財・リスクマネジメント部担当
※2	専務執行役員	片桐 勇一郎	社長補佐、情報責任者、品質責任者、環境責任者、建設業業務執行責任者、クロスインダストリー事業推進センター、システム本部担当
	常務執行役員	西村 浩	生産調達統括本部長
	常務執行役員	加藤 洋一	技術責任者、技術本部長
	執行役員	井上 崇	コンポーネントプロダクツ事業部長
	執行役員	伊藤 貴志	経営企画部長、広報・プロモーション部、ビジネスサービスセンター担当
	執行役員	中津 正太郎	建設業業務執行責任者補佐、エンタープライズソリューション事業部長
	執行役員	小笠原 鑑	財務責任者補佐、経理財務部長
	執行役員	鈴木 宣也	建設業業務執行責任者補佐、営業企画部、キャリア・ネットワーク営業本部、官公・社会インフラ営業本部、エンタープライズ営業本部、産業営業本部担当
	執行役員	本杉 正哉	特機システム事業部長
	執行役員	前野 蔵人	EMS事業部長
	執行役員	加藤 圭	グローバルマーケティングセンター長
	執行役員	中西 裕恵	人財戦略部長
	執行役員	天本 直弘	経営戦略部長
	執行役員	田辺 博	建設業業務執行責任者補佐、社会インフラソリューション事業部長

※1 代表取締役であります。

※2 取締役であります。

2) 2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役8名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定であります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会等の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性11名 女性2名（役員のうち女性の比率15.4%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役 社長執行役員	森 孝廣	1964年 8月29日生	1) に記載のとおり	注1	10,500株
代表取締役 副社長執行役員	寺本 禎治	1962年 6月10日生	1) に記載のとおり	注1	6,300株
取締役 専務執行役員	片桐 勇一郎	1961年 8月9日生	1) に記載のとおり	注1	6,200株
取締役 常務執行役員	加藤 洋一	1963年 2月12日生	1987年 4月 沖電気工業株式会社入社 2012年 4月 " 社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部技術第一部長 2015年 4月 " 社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部SE第一部長 2016年 4月 " 情報通信事業本部ディフェンスシステム事業部長 2020年 4月 " ソリューションシステム事業本部特機システム事業部長 2021年 4月 " 執行役員 2022年 4月 " ソリューションシステム事業本部副本部長 " " " 特機システム事業部長 2023年 4月 " 上席執行役員 2025年 4月 " 常務執行役員 " " " 技術責任者（現） " " " 技術本部長（現） " 6月 " 取締役常務執行役員（現）	注1	1,700株
取締役	斎藤 保	1952年 7月13日生	1) に記載のとおり	注1	7,800株
取締役	川島 いづみ	1955年 6月25日生	1) に記載のとおり	注1	1,500株
取締役	木川 眞	1949年 12月31日生	1) に記載のとおり	注1	1,400株
取締役	遠山 亮子	1965年 1月4日生	2001年 4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授 2008年 4月 中央大学大学院戦略経営研究科教授（現） 2009年 6月 エムスリー株式会社監査役 2016年 6月 " 社外取締役（監査等委員） " " 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）社外取締役（現） 2025年 6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現）	注1	—
常勤監査役	布施 雅嗣	1961年 2月23日生	1) に記載のとおり	注2	20,700株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
常勤監査役	井上 肇	1964年 1月29日生	1986年 4月 沖電気工業株式会社入社 2002年 4月 " ネットワークシステムカンパニーネットワーク SE本部V o I P S E第一部長 2015年 4月 " 通信システム事業本部スマートコミュニケーシ ョン事業部長 2016年 4月 " 情報通信事業本部プラットフォーム開発センタ ー長 2017年 4月 " 情報通信事業本部I o Tプラットフォーム事業 部長 2019年 10月 " 情報通信事業本部ネットワークシステム事業部 長 2020年 4月 " ソリューションシステム事業本部ネットワー クシステム事業部長 2022年 4月 " 執行役員 " " " ソリューションシステム事業本部副本部長 " " " 社会インフラソリューション事業部長 2025年 4月 " 理事 " 6月 " 監査役（現）	注4	1,400株
監査役	津田 良洋	1962年 7月25日生	1)に記載のとおり	注4	—
監査役	小田 康之	1957年 9月5日生	1)に記載のとおり	注3	1,100株
監査役	新家 寛	1972年 4月24日生	1)に記載のとおり	注3	1,500株
計	13名				60,100株

- (注)
1. 2025年6月から1年
 2. 2023年6月から4年
 3. 2024年6月から4年
 4. 2025年6月から4年
 5. 取締役斎藤保、川島いづみ、木川眞及び遠山亮子は、社外取締役であります。
 6. 監査役津田良洋、小田康之及び新家寛は、社外監査役であります。
 7. 当社は、2000年4月1日より業務執行と監督の分離による意思決定プロセスの迅速化を目的として執行役員制度を導入しております。

2025年6月25日における各執行役員の職位、氏名及び担当業務は次のとおりであります。

	職位	氏名	担当業務
※1	社長執行役員	森 孝廣	最高経営責任者、内部監査室担当
※1	副社長執行役員	寺本 禎治	社長補佐、コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者、総務部、秘書室、内部統制推進部、法務・知財・リスクマネジメント部担当
※2	専務執行役員	片桐 勇一郎	社長補佐、情報責任者、品質責任者、環境責任者、建設業業務執行責任者、クロスインダストリー事業推進センター、システム本部担当
※2	常務執行役員	加藤 洋一	技術責任者、技術本部長
	常務執行役員	西村 浩	生産調達統括本部長
	執行役員	井上 崇	コンポーネントプロダクツ事業部長
	執行役員	伊藤 貴志	経営企画部長、広報・プロモーション部、ビジネスサービスセンター担当
	執行役員	中津 正太郎	建設業業務執行責任者補佐、エンタープライズソリューション事業部長
	執行役員	小笠原 鑑	財務責任者補佐、経理財務部長
	執行役員	鈴木 宣也	建設業業務執行責任者補佐、営業企画部、キャリア・ネットワーク営業本部、官公・社会インフラ営業本部、エンタープライズ営業本部、産業営業本部担当
	執行役員	本杉 正哉	特機システム事業部長
	執行役員	前野 蔵人	EMS事業部長
	執行役員	加藤 圭	グローバルマーケティングセンター長
	執行役員	中西 裕恵	人財戦略部長
	執行役員	天本 直弘	経営戦略部長
	執行役員	田辺 博	建設業業務執行責任者補佐、社会インフラソリューション事業部長

※1 代表取締役であります。

※2 取締役であります。

② 社外役員の状況

2025年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役浅羽茂は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授であり、日本甜菜製糖株式会社の社外取締役であります。なお、浅羽茂氏が社外取締役を務めている日本甜菜製糖株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役斎藤保は、株式会社IHI特別顧問であり、古河電気工業株式会社社外取締役、鹿島建設株式会社社外取締役、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長であります。なお、斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHI、社外取締役を務めている古河電気工業株式会社及び鹿島建設株式会社、理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には営業上の取引関係があります。

社外取締役川島いづみは、早稲田大学社会科学総合学院教授であり、株式会社TAKARA & COMPANY社外取締役であります。なお、川島いづみ氏が社外取締役を務めている株式会社TAKARA & COMPANYと当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役木川眞は、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社肥後銀行社外取締役、株式会社ICMG社外取締役であります。なお、木川眞氏が社外取締役を務めている株式会社肥後銀行及び株式会社ICMGと当社との間には営業上の取引関係があり、また、ICMG Groupが設立し、ICMG Groupのシンガポールにおける投資運用会社であるICMG Ventures Pte. Ltd.が運営するICMG Co-Creation Fund IIへの出資契約を締結しました。また、同氏が社外取締役を務めている株式会社セブン銀行と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役津田良洋は、等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）の出身であります。またトライベック・ストラテジー株式会社（現トライベック株式会社）常勤監査役、株式会社プロネクサス社外監査役であります。なお、津田良洋氏が社外監査役を務めている株式会社プロネクサスと当社との間には営業上の取引関係があります。また、同氏が常勤監査役を務めているトライベック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

せん。

社外監査役小田康之は、藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）の出身であります。また、社会福祉法人藤倉学園理事長であります。なお、小田康之氏が理事長を務めている社会福祉法人藤倉学園と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役新家寛は、あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）の出身であります。なお、新家寛氏が執行委員パートナーを務めている西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には営業上の取引関係があります。

各社外取締役及び各社外監査役は、OKIグループから取締役、監査役報酬以外に多額の報酬は受け取っておらず、OKIグループとの間に特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役が所有する当社株式数については、「① 役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役に、豊富な経営経験と専門知識及び高い倫理観を当社の攻めのガバナンスと守りのガバナンスの両面に活かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされるよう監督する機能を担っていただいております。

社外監査役には、豊富な経営経験と専門知識及び高い倫理観を活かし、当社の取締役会の審議に関して、取締役の経営判断の適法性等を判断し監査する機能を担っていただいております。

当社は社外取締役及び社外監査役の選任にあたっての独立性判断基準を制定しており、候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

- 1) OKIグループの業務執行者*1でないこと。
- 2) OKIグループを主要な取引先（OKIグループへの売上高が、当該取引先グループの総売上高の2%を超える者）とする者又はその業務執行者でないこと。
- 3) OKIグループの主要な取引先（当該取引先へのOKIグループの売上高が、OKIグループ総売上高の2%を超える者）又はその業務執行者でないこと。
- 4) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者でないこと。
- 5) OKIグループが主要株主となっている者の業務執行者でないこと。
- 6) OKIグループから役員報酬以外に多額の金銭（年間1,000万円超）その他の財産（年間1,000万円超相当の財産）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
- 7) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- 8) 過去10年間に於いて、上記1)から7)までに該当していた者でないこと。
- 9) 下記に掲げる者の二親等以内の近親者でないこと。
 - a. 上記2)から7)までに掲げる者（但し、2)から5)までの「業務執行者」においては重要な業務執行者*2、6)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者並びに7)の「監査法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。）。
 - b. OKIグループの重要な業務執行者。
 - c. 過去10年間に於いて、上記bに該当した者。

*1 「業務執行者」とは、取締役（除く社外取締役）、執行役員、使用人等の業務執行をする者をいう。

*2 「重要な業務執行者」とは、取締役（除く社外取締役）、執行役員、部門長等の重要な業務執行をする者をいう。

以上の方針に基づき選任している社外取締役4名、社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、2025年6月25日開催予定の第101回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名で、以下のとおりとなる予定であります。

社外取締役斎藤保は、株式会社IHI特別顧問であり、古河電気工業株式会社社外取締役、鹿島建設株式会社社外取締役、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長であります。なお、斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHI、社外取締役を務めている古河電気工業株式会社及び鹿島建設株式会社、理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には営業上の取引関係があります。

社外取締役川島いづみは、早稲田大学社会科学総合学院教授であり、株式会社TAKARA & COMPANY社外取締役であります。なお、川島いづみ氏が社外取締役を務めている株式会社TAKARA & CO

MPANYと当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役木川眞は、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社肥後銀行社外取締役、株式会社ICMG社外取締役であります。なお、木川眞氏が社外取締役を務めている株式会社肥後銀行及び株式会社ICMGと当社との間には営業上の取引関係があり、また、ICMG Groupが設立し、ICMG Groupのシンガポールにおける投資運用会社であるICMG Ventures Pte. Ltd.が運営するICMG Co-Creation Fund IIへの出資契約を締結しました。また、同氏が社外取締役を務めている株式会社セブン銀行と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役遠山亮子は、中央大学大学院戦略経営研究科教授であり、TOPPANホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、遠山亮子氏が社外取締役を務めているTOPPANホールディングス株式会社と当社との間には営業上の取引関係があります。

社外監査役津田良洋は、等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）の出身であります。またトライベック・ストラテジー株式会社（現トライベック株式会社）常勤監査役、株式会社プロネクス社外監査役であります。なお、津田良洋氏が社外監査役を務めている株式会社プロネクスと当社との間には営業上の取引関係があります。また、同氏が常勤監査役を務めているトライベック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役小田康之は、藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）の出身であります。また、社会福祉法人藤倉学園理事長であります。なお、小田康之氏が理事長を務めている社会福祉法人藤倉学園と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役新家寛は、あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）の出身であります。なお、新家寛氏が執行委員パートナーを務めている西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には営業上の取引関係があります。

前述の方針に基づき選任している社外取締役4名、社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

会計監査人からは、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、内部監査部門、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は5名で、2名が社内出身の常勤監査役、3名が社外監査役であります。監査役の選任にあたっては、監査役会において定めた「監査役候補者の選任議案に対する同意方針」に基づき、業務執行者からの独立性を確保していること、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して監査役候補者の選定への同意を行っております。

各監査役の状況は以下のとおりであります。

役職	氏名	経歴等
常勤監査役	布施 雅嗣	当社の経理担当役員及び情報責任者として、財務基盤及びOKIグループ情報基盤の強化を推進した経験を有するほか、当社子会社の代表取締役社長としての経験を通じ、経営に関する相当程度の知見及び財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
常勤監査役	横田 俊之	経済産業省、公正取引委員会等の要職を歴任し、独占禁止法、知財法制等に造詣を有するほか、当社の執行役員・イノベーション責任者としてイノベーション・マネジメントシステムの企画・導入・展開を主導し、亜細亜大学特任教授としてキャリア教育を行う等、人材マネジメントに関する相当程度の知見を有しております。
監査役	津田 良洋	公認会計士として、海外勤務の経験のほか、永年にわたり各種業界のグローバルを含めた会計監査の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役	小田 康之	メーカーにおいて経理部門長、本社企画部門長、海外子会社社長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役	新家 寛	弁護士として会社法、金融法関係に関して上場企業を多く担当したほか、投資顧問会社の監査役を歴任しており、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数（出席率）
常勤監査役	布施 雅嗣	17回（100%）
常勤監査役	横田 俊之	17回（100%）
監査役	志波 英男	6回（100%）
監査役	牧野 隆一	6回（100%）
監査役	津田 良洋	17回（100%）
監査役	小田 康之	11回（100%）
監査役	新家 寛	11回（100%）

（注）1. 志波英男氏及び牧野隆一氏は、2024年6月に退任しております。

2. 小田康之氏及び新家寛氏における出席回数は、2024年6月就任以降の出席数となります。

当社の監査役会は、各監査役による自己評価アンケートという手法により監査役会の実効性評価を行い、評価結果に基づいて今後の監査活動の改善について検討を行った上で、年間の監査計画を定めることで、監査役監査の成熟度を高める活動を行っております。前事業年度に実施した監査役会の実効性評価においては、内部統制システムに対する監視と検証、法令遵守体制・リスクマネジメント体制の監視、取締役・取締役会・内部監査部門・会計監査人との連携、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応等、16分野57項目について点検を行いました。この結果を踏まえ、当事業年度については、前事業年度に顕在化した事象の改善状況監視、重要な拠点への訪問等の取り組みを行いました。監査計画に基づく活動を通じて得られた認識事項を踏まえて、取締役会及び経営会議等の場において、取締役や執行部門に多くの課題提起や提言を行いました。

監査役は、内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、その運用状況について密に報告を受けております。また、取締役会において内部統制システムの構築状況・運用状況について報告を受けているほか、取締役、執行役員、部門長、子会社の代表者との意見交換を実施し、その過程において内部統制システムの整備及び運用の確認を行っております。内部監査部門の実施する往査及び監査結果報告会に参加して内部監査部門との協議・意見交換を行い、監査結果を監査役監査に活用しております。会計監査人との会合や意見交換、会計監査人の往査等への立ち会いなどにより、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

常勤監査役は、取締役会に加えて、経営会議をはじめとする社内の重要な会議への出席、及び決裁稟議書等の閲覧により、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しております。

主な活動内容は次のとおりであります。

活動内容	概要	常勤	社外
取締役の職務執行監査	代表取締役との面談・聴取 4回	○	○
	社外取締役との意見交換 4回	○	○
	業務執行取締役との意見交換 6回	○	○
	執行役員、主要部門長との意見交換 72回	○	※
取締役会の監視・監査	意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証 14回	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	経営会議への陪席、監査意見の申述（社外監査役には議論内容等を毎月報告） 37回	○	—
内部統制システムに係る監査	内部監査部門による監査結果報告の受領 21件 内部監査部門との情報共有・意見交換 21回	○	※
	金融商品取引法の財務報告内部統制につき、会計監査人及び内部監査部門からの報告内容の確認・検証 2回	○	○
会計監査	会計監査計画の説明の受領 会計監査の実施状況報告の受領及び意見交換 19回	○	○
	会計監査人、内部監査部門との連携 2回 （監査活動状況の共有、監査関連事項に関する意見交換）	○	○
	会計監査人の評価の実施 1回	○	○
サステナビリティに係る監査	サステナビリティ推進部門との意見交換 3回	○	○
企業集団における監査	関係会社の業況報告を聴取 2回	○	—
	国内子会社監査役による監査状況の確認等 1回 （子会社監査役の活動状況報告）	○	○
	子会社代表者との意見交換 25回	○	—
	子会社拠点往査・意見交換 国内6回、海外1回	○	※

※ 原則常勤監査役が実施しますが、社外監査役が同席する場合があります。

なお当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き5名の監査役（うち3名は社外監査役）で構成されることになります。

② 内部監査の状況

当社は、有価証券報告書提出日現在、社内各部門から独立した内部監査部門として、社長執行役員直属の内部監査室を設置しております。内部監査要員には内部監査士資格の取得を義務付けており、公認内部監査人3名、公認不正検査士2名を含む28名で構成されております。内部監査規程、年度の監査計画に基づき、O K Iグループにおける適法かつ適正及び効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、問題点の指摘とその改善状況のフォローアップを行っております。内部監査の状況及び結果については、社長執行役員、副社長執行役員及び常勤監査役に適宜報告しており、また定期的に取締役会へ報告しております。

さらに、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用状況の評価を行っており、内部統制推進部門と定期的（必要がある時には随時）に意見交換を行い、相互連携を図っております。

内部監査室は、監査役との定期的な情報交換会を実施し、当社グループの監査結果や内部統制の状況について監査役と意見交換を行っております。また、内部監査室が実施する内部監査にも監査役が適宜参加することにより、緊密な連携を図り内部監査の実効性を担保しております。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人との緊密な連携を強化させ、それぞれの監査の実効性をより進化させることを目的として監査実施内容に関する情報交換会を定期的（必要がある時は随時）に実施しており、監査結果や会計監査人が把握した内部統制の状況等に関する意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

会計監査についてはPwC Japan有限責任監査法人を選任しております。同監査法人による継続監査期間は8年になります。定期的に会計監査を受けるほか、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

会計監査を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

会計監査を執行した公認会計士

- ・PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 齊藤 剛
 - ・PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 新保 智巳
 - ・PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 岩本 展枝
- なお、継続監査年数については、全員7年以下のため記載を省略しております。

また、同監査法人は、業務執行社員が当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう、自主的な措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士11名
- ・その他62名

監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制、グループ監査体制及び、監査報酬見積額等の指標を基に総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	296	7	350	10
連結子会社	82	—	86	—
計	378	7	436	10

（注）当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「債権流動化に関する手続業務」を委託し、対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（PricewaterhouseCoopers）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

（前連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社であるOKI EUROPE LTD. 他は、当社の監査法人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersに対する、監査証明業務に基づく報酬は236百万円、非監査業務に基づく報酬は28百万円であります。非監査業務の内容としては「税務コンサルティング業務」等を委託しております。

（当連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社であるOKI EUROPE LTD. 他は、当社の監査法人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersに対する、監査証明業務に基づく報酬は232百万円、非監査業務に基づく報酬は27百万円であります。非監査業務の内容としては「税務コンサルティング業務」等を委託しております。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定は、規程等で特に定めておりませんが、監査法人の監査計画等を十分勘案のうえ、監査時間、監査内容等の妥当性を検証したうえで行っております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

・ 基本的な考え方

取締役及び執行役員の報酬は、継続して企業価値向上と企業競争力を強化するために、業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、優秀な人材を確保できる報酬制度であることを基本的な考え方としております。

・ 報酬構成

報酬体系は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等から構成されており、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である年次インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬で構成しております。これは、OKIグループの「持続的な成長」を成し遂げることを目的に、「よりアグレッシブな目標設定」や「中長期的成長」に重点を置いた経営へのシフトのための環境整備の一環として実施しているものであります。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみの構成としております。

	基本報酬	年次インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬
社内取締役 (執行役員を兼務)	○	○	○
社外取締役	○	—	—

中長期インセンティブ報酬については、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度が決議され、2023年度から中期経営計画（3ヵ年）の業績達成状況に応じて株式を交付する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用しております。

・ 報酬の内容

報酬の内容は下表のとおりであります。

報酬の種類		報酬の内容
基本報酬	固定報酬	・ 執行役員を兼務している場合にはその役位を中心に、職位に応じて個人別に支給額を決定し、金銭を月次に分割して支給。
年次インセンティブ報酬	業績連動報酬	・ 単年度のOKIグループ連結業績及び担当部門別業績と連動した支給金額を個人別に決定し、金銭を年1回支給。 ・ 支給率は、業績による定量評価と社長または人事・報酬諮問委員会の委員による定性評価に応じて0～250%の範囲で決定。 ・ 上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の35%から45%の金額に設定。
中長期インセンティブ報酬		・ 業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用。 ・ 業績評価期間を中期経営計画期間である3ヵ年とし、中期経営計画の業績達成状況に応じて、評価期間終了後に株式を交付（ただし、交付株式の一部は金銭で支給）。 ・ 支給率は、目標の達成度に応じて0～250%の範囲で決定。 ・ 上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の15%から20%の金額に設定。 ・ 取締役等が法令等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、株式の交付を受ける権利は喪失（クローバック条項）。

・業績連動報酬の算定方法

年次インセンティブ報酬は、支給額の80%を定量評価により役位に応じて予め設定された標準報酬額に業績評価に基づく係数を乗じた額とし、20%を定性評価により支給額を算定しております。定量評価に用いる業績評価指標は、O K I グループの持続的な成長を成し遂げるために業績評価指標として適切であると判断された指標（売上高、営業利益、運転資本）を採用しております。定量評価は、O K I グループ連結業績連動分及び担当部門別業績連動分で構成され、O K I グループ連結業績連動分に係る業績評価指標の公表値（目標値は以下の公表値を基に設定）及び実績値は以下のとおりであります。なお、運転資本は日数ベースで算出しております。

業績評価指標	公表値	実績値
売上高	4,600億円	4,525億円
営業利益	160億円	186億円
運転資本	—	1,090億円

（注）公表値は、2024年5月9日に公表された数値であります。

中長期インセンティブ報酬は、中長期的な企業価値・株主価値向上並びに株主との価値共有を図るうえで適切な指標であると判断したR O E、並びに中長期的成長に一層重点をおき中期経営計画との連動性を高めるために適切な指標であると判断した売上高及びE S G（自社拠点C O₂排出量の削減率や女性幹部社員比率等）に関する指標※を業績評価指標として採用しております。その算定方法は、予め設定した役位別の標準報酬額を、業績評価期間の開始時点の株価で除した数について、業績評価による係数を乗じた数を交付株式数として算定しております（ただし、交付株式の一部は交付時の株価で金銭に換算して支給）。また、業績評価指標の実績値は、業績評価期間の終了時に算定するため、報告時点では確定しておりません。

※中期経営計画2025目標値（R O E 8%、売上高4,500億円、自社拠点C O₂排出量21%削減、女性幹部社員比率5%）

・報酬決定プロセス

取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するために、当期は、4名の社外取締役及び1名の非業務執行社内取締役で構成され、かつ社外取締役が委員長を務める人事・報酬諮問委員会を設け、取締役及び執行役員の報酬制度、水準等について、取締役会の決議に先立ち審議し、取締役会への答申を行い、決定しております。その際には、外部機関の客観的な評価データ等を活用しながら、妥当性を検証しております。

当期に開催された人事・報酬諮問委員会は12回で、そのうち2回において役員の報酬制度に関する議論を行い、2回の答申を行っております。

取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、取締役は年額6億円以内（これには使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）であります。

また当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）として、各業績評価期間につき上限数は362,100株、上限額は362,100株に交付時の株価を乗じた額と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名（うち、対象取締役3名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、年次インセンティブ報酬に関する取締役の個人別の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき具体的内容の決定を、次のとおり委任しております。社長執行役員を兼務する取締役に委任した部分については、当該取締役の権限が適切に行使されるよう、人事・報酬諮問委員会で検証のための審議を行う等の措置を講じております。

対象となる取締役	受任者	委任権限の内容	権限を委任した理由
社長執行役員を兼務する取締役	人事・報酬諮問委員会の委員 (鎌上信也・浅羽茂・斎藤保・川島いづみ・木川眞)	年次インセンティブ報酬の 20%に当たる部分に関する定 性評価	プロセスの透明性と判断の客 観性を確保するため
上記以外の業務執行取締役	社長執行役員を兼務する取締役 (森孝廣)		個人の担当業務ごとのアグレ ッシブな目標設定に重点をお くため

(注) 受任者の地位・担当につきましては、(2) 役員の状況① 役員一覧 1) 2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況に記載のとおりであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （人）
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	年次インセン ティブ報酬	中長期インセン ティブ報酬	
取締役（社外取締役を除く）	265	183	58	22	5
監査役（社外監査役を除く）	46	46	—	—	2
社外役員					
社外取締役	55	55	—	—	4
社外監査役	27	27	—	—	5

(注) 1. 中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)ですが、その内容は、(4)①に記載のとおりであり、当事業年度において費用計上した額を記載しております。

2. 当事業年度末現在の取締役(社外取締役を除く)及び社外監査役の人数と相違しておりますのは、2024年6月21日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した役員が含まれているためであります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式値上がりの利益や、配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的としている投資を純投資目的、それ以外を純投資目的以外と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社及び株式発行会社の中長期的な企業価値向上その他の事情を総合的に検証し、政策保有株式を段階的に縮減しております。2022年度末には純資産の約30%を保有しておりましたが、2024年度末には約24%まで縮減しました。中期経営計画2025の最終年度にあたる2025年度末には純資産比率20%以下（プリンターの開発・生産に関する事業統合によるエトリア株式会社への参画に伴い交付される株式を除く）を見込んでおります。保有する政策保有株式について、毎年取締役会で検証しております。個別の銘柄毎に、定量的、定性的要因を考慮し総合的に保有の適否を判断しております。

2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	45	5,669
非上場株式以外の株式	12	29,937

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	4	取引先持株会による定期購入

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	503
非上場株式以外の株式	10	4,527

3) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 1
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ヒューリック (株)	13,000,000	15,000,000	不動産賃借等の取引があり、円滑な取引の 推進・継続を目的に株式を保有しており、 定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保 有の適否を検証しております。	有
	18,681	23,572		
(株) みずほフィナ ンシャルグループ	1,104,592	1,104,592	A T Mや金融関連システムの販売取引先で あり、かつ財務取引先であり、円滑な取引 の推進・継続を目的に株式を保有してお り、定量的・定性的要因を考慮し、総合的 に保有の適否を検証しております。	有
	4,474	3,364		
東京建物 (株)	769,616	769,616	不動産管理サービスの提供を受けており、 円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保 有しており、定量的・定性的要因を考慮 し、総合的に保有の適否を検証しておりま す。	有
	1,944	2,025		
(株) 紀陽銀行	544,448	544,448	A T Mや金融関連システムの販売取引先で あり、かつ財務取引先であり、円滑な取引 の推進・継続を目的に株式を保有してお り、定量的・定性的要因を考慮し、総合的 に保有の適否を検証しております。	有
	1,253	1,008		
S O M P Oホールデ ィングス (株) (注) 2	259,200	86,400	コミュニケーション関連システムの販売取 引先であり、円滑な取引の推進・継続を目 的に株式を保有しており、定量的・定性的 要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証 しております。	有
	1,171	826		
日本ドライケミカル (株)	178,000	178,000	防災関連システムの販売取引先であり、円 滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有 しており、定量的・定性的要因を考慮し、 総合的に保有の適否を検証しております。	有
	718	477		
サクサ (株) (注) 3	208,236	208,236	ビジネスホンやプリンターの販売取引先で あり、円滑な取引の推進・継続を目的に株 式を保有しており、定量的・定性的要因を 考慮し、総合的に保有の適否を検証してお ります。	有
	641	643		
安田倉庫 (株)	300,000	300,000	倉庫貸借の取引があり、円滑な取引の推 進・継続を目的に株式を保有しており、定 量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有 の適否を検証しております。	有
	504	364		
(株) 九州フィナン シャルグループ	594,410	800,310	A T Mや金融関連システムの販売取引先で あり、かつ財務取引先であり、円滑な取引 の推進・継続を目的に株式を保有してお り、定量的・定性的要因を考慮し、総合的 に保有の適否を検証しております。	無
	437	913		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 1
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フィデアホールディングス (株)	58,010	58,010	A T Mの販売取引先であり、かつ財務取引先であり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。	無
	88	92		
(株) 大光銀行	9,800	9,800	A T Mや金融関連システムの販売取引先であり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。	無
	14	15		
(株) 池田泉州ホールディングス	20,000	20,000	金融関連システムの販売取引先であり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。	無
	8	7		
スルガ銀行 (株)	—	446,500	—	有
	—	398		
(株) りそなホールディングス	—	380,503	—	無
	—	361		
(株) 阿波銀行	—	83,348	—	無
	—	229		
(株) 大塚商会	—	29,305	—	無
	—	187		
A N Aホールディングス (株)	—	50,000	—	無
	—	160		
(株) 群馬銀行	—	109,272	—	無
	—	95		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 1
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株) 第四北越フィ ナンシャルグループ	—	19,825	—	無
	—	88		
(株) 筑邦銀行	—	20,090	—	無
	—	31		

- (注) 1. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分（実質所有株式数）を勘案し記載しております。
2. SOMPOホールディングス（株）は、2024年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割しております。
3. サクサ（株）は、2024年7月1日付で、サクサホールディングス（株）から商号変更しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 3
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2		
ヒューリック (株)	12,631,000	12,631,000	不動産賃借等の取引があり、円滑な取引の 推進・継続を目的に株式を保有しており、 定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保 有の適否を検証しております。現在は退職 給付信託に拠出しております。この議決権 行使については、当社が指図権を留保して おります。	有
	18,150	19,849		
サクサ (株) (注) 4	605,980	605,980	ビジネスホンやプリンターの販売取引先で あり、円滑な取引の推進・継続を目的に株 式を保有しており、定量的・定性的要因を 考慮し、総合的に保有の適否を検証して おります。現在は退職給付信託に拠出して おります。この議決権行使については、当 社が指図権を留保しております。	有
	1,866	1,872		
芙蓉総合リース (株)	111,500	111,500	当社が借手となるファイナンス・リース取 引があり、円滑な取引の推進・継続を目的 に株式を保有しており、定量的・定性的要 因を考慮し、総合的に保有の適否を検証し ております。現在は退職給付信託に拠出し ております。この議決権行使については、 当社が指図権を留保しております。	有
	1,290	1,534		
岡谷電機産業 (株)	3,602,033	3,602,033	生産管理システムやミドル・ソフトウェア の販売取引先であり、円滑な取引の推進・ 継続を目的に株式を保有しており、定量 的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の 適否を検証しております。現在は退職給付 信託に拠出しております。この議決権行使 については、当社が指図権を留保して おります。	有
	760	986		
(株) 千葉興業銀行	492,057	492,057	A T Mや金融関連システムの販売取引先で あり、かつ財務取引先であり、円滑な取引 の推進・継続を目的に株式を保有して おり、定量的・定性的要因を考慮し、総合 的に保有の適否を検証しております。現在 は退職給付信託に拠出しております。この 議決権行使については、当社が指図権を 留保しております。	有
	636	534		
T P R (株)	120,364	120,364	プリンター保守サービスの提供先であり、 円滑な取引の推進・継続を目的に株式を 保有しており、定量的・定性的要因を考慮 し、総合的に保有の適否を検証して おります。現在は退職給付信託に拠出して おります。この議決権行使については、当 社が指図権を留保しております。	有
	278	290		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 3
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2		
安田倉庫 (株)	165,300	165,300	倉庫貸借の取引があり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。現在は退職給付信託に拠出しております。この議決権行使については、当社が指図権を留保しております。	有
	277	200		
ANAホールディングス (株)	50,000	50,000	予約発券端末の販売取引先であり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。現在は退職給付信託に拠出しております。この議決権行使については、当社が指図権を留保しております。	無
	137	160		
(株) ふくおかフィナンシャルグループ	32,054	32,054	金融関連システムの販売取引先であり、かつ財務取引先であり、円滑な取引の推進・継続を目的に株式を保有しており、定量的・定性的要因を考慮し、総合的に保有の適否を検証しております。現在は退職給付信託に拠出しております。この議決権行使については、当社が指図権を留保しております。	有
	125	129		
(株) 九州フィナンシャルグループ	—	315,000	—	無
	—	359		
(株) 秋田銀行	—	36,800	—	無
	—	77		
(株) 四国銀行	—	53,700	—	無
	—	65		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注) 3
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2	貸借対照表計上額 (百万円) (注) 2		
(株) 大垣共立銀行	—	25,000	—	無
	—	54		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
2. みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。
3. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分（実質所有株式数）を勘案し記載しております。
4. サクサ（株）は、2024年7月1日付で、サクサホールディングス（株）から商号変更しております。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナー等に参加しております。

(2) 将来の指定国際会計基準の適用を検討するに当たり、国際財務報告基準(IFRS)と日本基準の差異把握や影響等の調査を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,044	36,865
受取手形、売掛金及び契約資産	※1 114,115	※1 112,215
リース債権及びリース投資資産	5,866	4,728
製品	17,981	18,441
仕掛品	17,380	15,122
原材料及び貯蔵品	35,409	31,436
その他	13,909	13,187
貸倒引当金	△19	△118
流動資産合計	239,687	231,878
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,951	25,319
機械装置及び運搬具（純額）	8,654	7,338
工具、器具及び備品（純額）	8,845	8,605
土地	15,979	16,075
建設仮勘定	2,138	2,948
有形固定資産合計	※2 60,569	※2 60,288
無形固定資産	15,924	18,153
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 43,336	※3, ※4 38,380
退職給付に係る資産	37,234	34,617
その他	36,959	40,523
貸倒引当金	△10,313	△12,875
投資その他の資産合計	107,218	100,645
固定資産合計	183,711	179,086
資産合計	423,399	410,965
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	64,030	61,429
短期借入金	※3 60,012	※3 41,390
未払金	19,757	22,543
その他	※5 44,569	※5 41,629
流動負債合計	188,369	166,992
固定負債		
長期借入金	50,017	56,773
リース債務	5,119	4,839
繰延税金負債	5,072	4,152
退職給付に係る負債	27,887	27,100
その他	5,619	5,361
固定負債合計	93,715	98,226
負債合計	282,084	265,219

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,000	44,000
資本剰余金	18,960	18,940
利益剰余金	73,622	83,501
自己株式	△761	△713
株主資本合計	135,820	145,728
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,069	7,769
繰延ヘッジ損益	△10	△126
為替換算調整勘定	△7,020	△7,301
退職給付に係る調整累計額	3,315	△448
その他の包括利益累計額合計	5,353	△105
新株予約権	73	44
非支配株主持分	65	78
純資産合計	141,314	145,745
負債純資産合計	423,399	410,965

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 421,854	※1 452,457
売上原価	※2, ※3 316,443	※2, ※3 339,096
売上総利益	105,411	113,361
販売費及び一般管理費	※3, ※4 86,718	※3, ※4 94,733
営業利益	18,692	18,627
営業外収益		
受取利息	1,094	1,175
受取配当金	1,401	1,438
為替差益	500	—
保険配当金	418	397
雑収入	1,153	609
営業外収益合計	4,569	3,620
営業外費用		
支払利息	2,289	2,289
為替差損	—	1,397
雑支出	2,678	1,752
営業外費用合計	4,967	5,439
経常利益	18,293	16,808
特別利益		
投資有価証券売却益	1,390	1,448
特別利益合計	1,390	1,448
特別損失		
固定資産処分損	※5 1,481	※5 690
減損損失	—	※6 1,834
特別退職金	—	528
特別損失合計	1,481	3,052
税金等調整前当期純利益	18,202	15,205
法人税、住民税及び事業税	3,562	3,417
法人税等調整額	△11,014	△705
法人税等合計	△7,452	2,711
当期純利益	25,654	12,493
非支配株主に帰属する当期純利益	5	13
親会社株主に帰属する当期純利益	25,649	12,479

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	25,654	12,493
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,988	△1,298
繰延ヘッジ損益	21	△115
為替換算調整勘定	1,325	△276
退職給付に係る調整額	8,788	△3,763
持分法適用会社に対する持分相当額	3	△1
その他の包括利益合計	※ 18,128	※ △5,455
包括利益	43,783	7,037
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	43,773	7,020
非支配株主に係る包括利益	10	17

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,000	18,994	49,705	△841	111,858
当期変動額					
剰余金の配当			△1,732		△1,732
親会社株主に帰属する当期純利益			25,649		25,649
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△33		81	47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△33	23,916	79	23,962
当期末残高	44,000	18,960	73,622	△761	135,820

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,077	△32	△8,341	△5,473	△12,770	121	69	99,279
当期変動額								
剰余金の配当								△1,732
親会社株主に帰属する当期純利益								25,649
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,991	21	1,321	8,788	18,124	△47	△3	18,072
当期変動額合計	7,991	21	1,321	8,788	18,124	△47	△3	42,035
当期末残高	9,069	△10	△7,020	3,315	5,353	73	65	141,314

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,000	18,960	73,622	△761	135,820
当期変動額					
剰余金の配当			△2,600		△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益			12,479		12,479
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△20		50	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△20	9,879	48	9,907
当期末残高	44,000	18,940	83,501	△713	145,728

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,069	△10	△7,020	3,315	5,353	73	65	141,314
当期変動額								
剰余金の配当								△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益								12,479
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,299	△115	△280	△3,763	△5,459	△29	12	△5,476
当期変動額合計	△1,299	△115	△280	△3,763	△5,459	△29	12	4,431
当期末残高	7,769	△126	△7,301	△448	△105	44	78	145,745

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,202	15,205
減価償却費	14,201	14,978
減損損失	228	1,834
引当金の増減額 (△は減少)	△7,681	3,207
受取利息及び受取配当金	△2,496	△2,614
支払利息	2,289	2,289
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,389	△1,406
固定資産処分損益 (△は益)	1,413	659
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,379	1,648
棚卸資産の増減額 (△は増加)	8,439	5,814
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,779	△2,822
その他	8,175	3,962
小計	25,223	42,755
利息及び配当金の受取額	1,556	1,585
利息の支払額	△2,220	△2,252
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	162	△2,827
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,721	39,261
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,195	△10,503
無形固定資産の取得による支出	△4,788	△6,339
投資有価証券の売却による収入	2,928	5,064
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,199	—
長期前払費用の取得による支出	△1,004	△7,881
その他の支出	△663	△758
その他の収入	189	784
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,335	△19,634
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△32,249	△13,392
長期借入れによる収入	44,250	25,000
長期借入金の返済による支出	△21,645	△23,276
配当金の支払額	△1,726	△2,586
リース債務の返済による支出	△4,403	△3,650
その他	65	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,709	△17,861
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,246	49
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,076	1,814
現金及び現金同等物の期首残高	37,498	34,422
現金及び現金同等物の期末残高	※ 34,422	※ 36,237

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社57社すべてを連結の範囲に含めております。

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社1社すべてに対する投資について持分法を適用しております。

主要な会社名

(株) フォース

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

…当社及び国内連結子会社は、保有目的等の区分に応じて、それぞれ以下のとおり評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…主として移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

…当社及び国内連結子会社はそれぞれ以下のとおり評価しております。海外連結子会社は主として低価法を採用しております。

製品

…主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

…主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

…主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③デリバティブ

…時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

…当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

…当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアは見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法を、また、自社利用のソフトウェアは見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

③リース資産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

…売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。海外連結子会社は、主として特定の債権について、その回収可能性を検討して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

…退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

…過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①製品の販売

…パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②役務の提供

…パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

なお、主としてパブリックソリューション事業及びエンタープライズソリューション事業における請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

…繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

…外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

③ヘッジ方針

…相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資その他の資産のその他	18,094	16,561
貸倒引当金	△334	△4,167

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①概要

当社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,967百万円）及び損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続き（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行いました。さらにOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請しました。

その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,584百万円）の他、遅延利息及び弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しております。さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上訴をしましたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上訴を棄却する判決が下りました。

怡化実業がA事件の裁定内容を履行するまでに相当程度の期間が見込まれることから、OBSZは上記の訴訟の状況を勘案し、資産保全されている不動産（以下、「保全不動産」）を含む怡化電腦等が保有する資産（以下、「怡化電腦等の保有資産」）への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して将来キャッシュ・フロー及び今後の回収期間を見直しております。これらの影響により、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額3,928百万円を販売費及び一般管理費として、受取利息1,028百万円を営業外収益として処理しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

OBSZは、未回収となっている売上債権を基に、回収までに要すると見積もった期間での割引計算（以下、「割引計算」）により投資その他の資産のその他を804,367千人民元（当連結会計年度末での円換算額16,561百万円）計上し、怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して回収可能と判断したキャッシュ・フローに基づく割引計算で、回収不能と見積もった202,412千人民元（当連結会計年度末での円換算額4,167百万円）を貸倒引当金に計上しております。なお、保全不動産の公正価値の測定には、主として不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を用いております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値変動により、回収不能と見積もっている金額及び回収までに要すると見積もった期間が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額	66,309	86,833
上記のうち、期末に進行中の工事案件の金額	35,026	49,303

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法として、見積総原価に対する実際原価の割合で算出するインプット法を採用しております。

なお、見積総原価は工事監理者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積もっております。例えば、顧客の要望に基づく作業内容の変更に関する情報を十分かつ詳細に収集したうえで積み上げた実行予算を適時かつ適切に見直しております。

② 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社グループが行う請負製造や社会インフラ系の工事では、顧客の指図に基づき設計されるため個性が強いことから、顧客要望による作業内容の変更やソフトウェアの製造過程における予期しない不具合等の発生により、製造に必要な工数が大幅に増加する可能性があります。一方で、自社努力により将来発生する原価が低減される場合もあります。

これらの影響等により見積総原価が変動した場合には、進捗度の変動に伴って売上高が変動する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	21,547	22,031
上記のうち、当社通算グループに係るもの	21,178	21,702

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部が将来の課税所得の見積りに対して利用できる可能性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の評価をしております。

当社グループのうち、グループ通算制度を適用している当社及び国内連結子会社（以下、「通算グループ」）の繰延税金資産について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2022年10月28日）に基づき企業分類の判定を行い、当該企業分類に応じた将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

上記企業分類の当連結会計年度末における検討に際して、通算グループでは、過去に重要な税務上の欠損金が生じた事実があるものの、当該重要な税務上の欠損金が生じた原因、中期経営計画、過去における中期経営計画の達成状況、並びに過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案した結果、将来の複数年において一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的な根拠をもって見込まれることから、当該繰延税金資産に回収可能性があると判断しております。その結果、通算グループで当連結会計年度において21,702百万円の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎として作成しております。これらの計画では、主要な仮定として、過去の実績及び現状の経営環境を考慮した経営戦略に基づく将来の売上高や各費用等を見込んでおります。

② 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者により合理的と判断しております。ただし、経営環境の著しい変化等により、将来の課税所得の結果が見積りと異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期営業債権」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期営業債権」に表示しておりました21,791百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示しておりました59,976百万円は、「未払金」19,757百万円、「その他」40,219百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「未払法人税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「未払法人税等」に表示しておりました4,349百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「保険配当金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示しておりました1,571百万円は、「保険配当金」418百万円、「雑収入」1,153百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「雑支出」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」に表示しておりました678百万円は、「雑支出」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「減損損失」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました8,403百万円は、「減損損失」228百万円、「その他」8,175百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	3,960百万円	5,222百万円
売掛金	75,482	75,700
契約資産	34,229	30,931

- ※2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	167,201百万円	170,832百万円

- ※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	8,322百万円	4,474百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	3,500百万円	2,500百万円

- ※4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,099百万円	1,124百万円

- ※5 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	6,116百万円	6,852百万円

6 保証債務

当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入について、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
従業員(住宅融資借入金)	21百万円	14百万円

7 偶発債務

当社の連結子会社であるOKI INDIA PRIVATE LIMITED(以下、OKI India)は、インドの関税当局からの359百万インドルピー(当連結会計年度末での円換算額629百万円)の基本関税の支払要求に関して、2024年12月27日にOKI Indiaの異議申し立てを却下する旨の通知を受領しました。OKI Indiaは、当局からの支払要求に承服しかねるため、裁判所に異議申し立て書を提出しております。

なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

- 8 当社及び連結子会社の一部においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	99,073百万円	99,593百万円
借入実行残高	21,213	19,163
差引額	77,859	80,429

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
383百万円	△448百万円

※3 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。製造費用には研究開発費は含まれておりません。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
12,533百万円	10,975百万円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料賃金	29,406百万円	29,968百万円
貸倒引当金繰入額	△4,314	4,017
支払手数料	13,052	12,708
研究開発費	12,533	10,975

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していた「退職給付費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては主要な費目として表示しておりません。

※5 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	205百万円	432百万円
工具、器具及び備品	241	116
無形固定資産	971	79
その他	62	61
計	1,481	690

※6 減損損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

記載すべき重要な減損損失は発生しておりません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループは1,834百万円の減損損失を計上しており、主な内訳は以下のとおりであります。

事業	用途	種類	減損損失（百万円）
EMS 事業	事業用資産	建物及び構築物	173
		機械装置及び運搬具	1,100
		工具、器具及び備品	96
		建設仮勘定	106
		無形固定資産	12

当社グループは、原則として事業用資産については事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。ただし、処分予定資産など独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別資産毎にグルーピングを行っております。

EMS事業の事業用資産については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額は売却が困難なため零として、使用価値は将来キャッシュ・フローを1.0%で割り引いてそれぞれ算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	12,365百万円	△298百万円
組替調整額	△871	△1,407
法人税等及び税効果調整前	11,493	△1,706
法人税等及び税効果額	△3,505	408
その他有価証券評価差額金	7,988	△1,298
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	18	△153
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	18	△153
法人税等及び税効果額	3	37
繰延ヘッジ損益	21	△115
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,325	312
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	1,325	312
法人税等及び税効果額	—	△589
為替換算調整勘定	1,325	△276
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	11,000	△4,393
組替調整額	△652	△1,031
法人税等及び税効果調整前	10,347	△5,425
法人税等及び税効果額	△1,558	1,661
退職給付に係る調整額	8,788	△3,763
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	△1
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	3	△1
その他の包括利益合計	18,128	△5,455

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	87,217	—	—	87,217
合計	87,217	—	—	87,217
自己株式				
普通株式(注)1, 2	598	2	58	542
合計	598	2	58	542

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加2千株は、単位未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少58千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		—				73
合計			—				73

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,732	利益剰余金	20.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,600	利益剰余金	30.00	2024年3月31日	2024年6月24日

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	87,217	—	—	87,217
合計	87,217	—	—	87,217
自己株式				
普通株式（注）1, 2	542	1	36	507
合計	542	1	36	507

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加1千株は、単位未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少36千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権		—				44
合計			—				44

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,600	利益剰余金	30.00	2024年3月31日	2024年6月24日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,901	利益剰余金	45.00	2025年3月31日	2025年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	35,044百万円	36,865百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△499	△529
引出制限預金	△122	△99
現金及び現金同等物	34,422	36,237

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	743	745
1年超	3,640	2,924
合計	4,383	3,670

(注) IFRS第16号の適用によって連結貸借対照表に資産及び負債を計上しているリース取引については含めておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金や安全性の高い有価証券を基本としております。また、資金調達については金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、各社の売掛債権管理規程等に従い取引先の信用調査等を行い管理しており、営業債権の確実な回収に努めております。

借入金については、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資等に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジをしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップにおけるヘッジの有効性の評価方法については、特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持を図ることで管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券※2	35,736	35,748	11
(2) 長期営業債権	21,791		
貸倒引当金※3	△4,024		
	17,766	19,017	1,251
資産計	53,503	54,765	1,262
(1) 長期借入金※4	73,293	73,624	331
負債計	73,293	73,624	331
デリバティブ取引※5	(31)	(31)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	7,600

※3 長期営業債権に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※4 連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年以内に返済予定の長期借入金（23,276百万円）は、本表においては、「長期借入金」として表示しております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券※2	30,882	30,893	11
資産計	30,882	30,893	11
(1) 長期借入金※3	75,017	74,951	△65
負債計	75,017	74,951	△65
デリバティブ取引※4	(171)	(171)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び投資事業組合への出資金は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	7,123
投資事業組合への出資金	375

※3 連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年以内に返済予定の長期借入金（18,244百万円）は、本表においては、「長期借入金」として表示しております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	35,044	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	108,805	5,310	—	—
合計	143,849	5,310	—	—

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,865	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	99,841	12,374	—	—
合計	136,707	12,374	—	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	36,736	—	—	—	—	—
長期借入金	23,276	17,944	15,228	10,220	6,625	—
合計	60,012	17,944	15,228	10,220	6,625	—

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	23,146	—	—	—	—	—
長期借入金	18,244	21,403	16,395	12,800	6,175	—
合計	41,390	21,403	16,395	12,800	6,175	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	35,730	—	—	35,730
資産計	35,730	—	—	35,730
デリバティブ取引※	—	(31)	—	(31)

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,876	—	—	30,876
資産計	30,876	—	—	30,876
デリバティブ取引※	—	(171)	—	(171)

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	—	17	—	17
長期営業債権	—	—	19,017	19,017
資産計	—	17	19,017	19,035
長期借入金	—	73,624	—	73,624
負債計	—	73,624	—	73,624

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	—	17	—	17
資産計	—	17	—	17
長期借入金	—	74,951	—	74,951
負債計	—	74,951	—	74,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、ゴルフ会員権は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、ゴルフ会員権については、活発でない市場における同一資産の市場価格によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期営業債権

長期営業債権の時価については、取引先から回収可能と判断したキャッシュ・フローを基に、回収までに要すると見積もった期間での割引計算により算定しており、その時価をレベル 3 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。長期借入金の時価はレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	34,436	21,285	13,151
	小計	34,436	21,285	13,151
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,299	1,459	△160
	小計	1,299	1,459	△160
合計		35,736	22,745	12,991

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	30,774	19,471	11,302
	小計	30,774	19,471	11,302
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	107	125	△17
	小計	107	125	△17
合計		30,882	19,597	11,285

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,378	856	0
合計	2,378	856	0

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,563	1,447	42
合計	4,563	1,447	42

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、有価証券について記載すべき重要な減損処理はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ著しく下落した場合に、回復可能性等を総合的に判断したうえで、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	1,540	—	△173	△173
	為替予約取引 買建 米ドル	1,282	—	155	155
合計		2,822	—	△18	△18

当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	1,670	—	4	4
	為替予約取引 買建 米ドル	1,099	—	△8	△8
合計		2,770	—	△3	△3

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	8,591	—	△258
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	7,636	—	244
合計			16,227	—	△13

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	5,298	—	△143
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	7,647	—	△23
合計			12,945	—	△167

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	61,965	41,957	※

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	61,457	46,279	※

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

積立型制度である確定給付企業年金制度では、キャッシュ・バランス・プランを導入しております。当該制度では、給与水準に基づき付与される「年金ポイント」に、国債の金利動向に基づく利息を付与した累積ポイントを加算員ごとの仮想個人口座に積立て、年金又は一時金として支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります）では、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。成績に応じて付与される「成果ポイント」と勤務期間に基づいた退職一時金を支給しております。

海外連結子会社では、従業員の退職に備えて確定給付型及び確定拠出型の退職金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度に退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社及び一部の国内連結子会社は複数事業主制度であるOKI企業年金基金に加入しており、下記の金額には複数事業主制度に係る部分を含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	96,879百万円	102,173百万円
勤務費用	2,579	2,495
利息費用	1,293	1,300
数理計算上の差異の発生額	804	300
退職給付の支払額	△8,172	△8,818
その他	△636	154
退職給付債務の期末残高	92,748	97,605

(注) 当連結会計年度の期首残高より、一部の海外連結子会社の退職給付債務である9,424百万円を含めております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	93,165百万円	111,520百万円
期待運用収益	1,506	1,864
数理計算上の差異の発生額	11,934	△4,137
事業主からの拠出額	464	451
退職給付の支払額	△4,974	△5,274
その他	—	697
年金資産の期末残高	102,096	105,121

(注) 当連結会計年度の期首残高より、一部の海外連結子会社の年金資産である9,424百万円を含めております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	76,963百万円	81,826百万円
年金資産	△102,096	△105,121
	△25,132	△23,294
非積立型制度の退職給付債務	15,785	15,778
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,347	△7,516
退職給付に係る負債	27,887	27,100
退職給付に係る資産	△37,234	△34,617
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,347	△7,516

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	2,579百万円	2,495百万円
利息費用	1,293	1,300
期待運用収益	△1,506	△1,864
数理計算上の差異の費用処理額	△725	△1,253
過去勤務費用の費用処理額	72	222
その他	117	△394
確定給付制度に係る退職給付費用	1,831	504

(注) 上記確定給付制度に係る退職給付費用以外に、特別退職金として当連結会計年度において528百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	72百万円	222百万円
数理計算上の差異	10,274	△5,647
合計	10,347	△5,425

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	371百万円	149百万円
未認識数理計算上の差異	△5,880	△233
合計	△5,509	△84

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	33%	38%
株式	37%	32%
オルタナティブ	18%	17%
その他	12%	13%
合計	100%	100%

(注) 1. オルタナティブは、主にヘッジファンド及びプライベートエクイティへの投資であります。

2. 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度22%、当連結会計年度20%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、直近の3年間の運用収益率実績の平均値に基づき決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.9%	0.9%
長期期待運用収益率	1.66%	1.87%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,068百万円、当連結会計年度2,026百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年7月29日決議分 ストック・オプション	2017年7月28日決議分 ストック・オプション	2018年7月27日決議分 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 執行役員 13名	取締役 3名 執行役員 15名	取締役 2名 執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 55,700株	普通株式 61,700株	普通株式 60,400株
付与日	2016年8月16日	2017年8月15日	2018年8月14日
権利確定条件	2017年3月31日までに役員 退任日が到来した場合に は、在任月数相当分の新株 予約権に限る。	2018年3月31日までに役員 退任日が到来した場合に は、在任月数相当分の新株 予約権に限る。	2019年3月31日までに役員 退任日が到来した場合に は、在任月数相当分の新株 予約権に限る。
対象勤務期間	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日
権利行使期間	2016年8月17日～ 2041年8月16日	2017年8月16日～ 2042年8月15日	2018年8月15日～ 2043年8月14日

	2019年7月26日決議分 ストック・オプション	2020年7月30日決議分 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 執行役員 14名	取締役 4名 執行役員 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 61,600株	普通株式 60,500株
付与日	2019年8月14日	2020年8月18日
権利確定条件	2020年3月31日までに役員 退任日が到来した場合に は、在任月数相当分の新株 予約権に限る。	2021年3月31日までに役員 退任日が到来した場合に は、在任月数相当分の新株 予約権に限る。
対象勤務期間	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
権利行使期間	2019年8月15日～ 2044年8月14日	2020年8月19日～ 2045年8月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2016年7月29日決議分 ストック・オプション	2017年7月28日決議分 ストック・オプション	2018年7月27日決議分 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—		
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	12,500	17,300	17,300
権利確定	—	—	—
権利行使	3,400	6,900	6,900
失効	—	—	—
未行使残	9,100	10,400	10,400

	2019年7月26日決議分 ストック・オプション	2020年7月30日決議分 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	18,500	24,500
権利確定	—	—
権利行使	8,100	10,800
失効	—	—
未行使残	10,400	13,700

(注) 2016年10月1日付株式併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年7月29日決議分 ストック・オプション	2017年7月28日決議分 ストック・オプション	2018年7月27日決議分 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,009	1,063	1,063
公正な評価単価 (付与日) (円)	860	1,000	878

	2019年7月26日決議分 ストック・オプション	2020年7月30日決議分 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	1,063	1,081
公正な評価単価 (付与日) (円)	961	526

(注) 2016年10月1日付株式併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	22,901百万円	19,607百万円
退職給付に係る負債	11,171	10,792
未払賞与	4,056	4,049
棚卸資産評価損	2,679	2,912
貸倒引当金超過及び貸倒損失	1,191	1,272
減価償却超過額	1,016	1,173
資産除去債務	870	960
工事損失引当金	1,112	909
退職給付信託財産運用収支	801	883
その他	4,650	4,341
繰延税金資産小計	50,453	46,901
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△20,530	△16,672
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,375	△8,197
評価性引当額	△28,905	△24,870
繰延税金資産合計	21,547	22,031
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△11,342	△10,610
投資有価証券評価益	△5,050	△4,504
その他有価証券評価差額金	△3,928	△3,520
退職給付信託設定益	△1,866	△1,816
子会社取得に伴う時価評価	△940	△922
その他	△1,497	△1,513
繰延税金負債合計	△24,625	△22,889
繰延税金資産 (負債) の純額	△3,077	△857

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	214	479	1,323	631	479	19,773	22,901
評価性引当額	△214	△475	△1,323	△614	△471	△17,429	△20,530
繰延税金資産	—	3	0	17	7	2,343	2,371

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	838	1,388	682	176	223	16,298	19,607
評価性引当額	△836	△1,388	△682	△152	△197	△13,415	△16,672
繰延税金資産	2	—	—	23	25	2,882	2,934

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9	△1.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.7	4.6
繰延税金資産に係る評価性引当額の増減	△80.2	△13.1
住民税均等割	1.5	1.9
税額控除	△3.4	△5.7
その他	△2.4	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△40.9	17.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は195百万円増加しております。法人税等調整額は75百万円増加し、その他有価証券評価差額金は99百万円、為替換算調整勘定は4百万円、退職給付に係る調整累計額は15百万円それぞれ減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

事業分離

当社は、株式会社リコー（以下、リコー社）と東芝テック株式会社（以下、東芝テック社）が2024年7月1日に組成した複合機等の開発・生産を担う合弁会社エトリア株式会社（以下、ETRIA社）への参画に向け、当社、リコー社、ETRIA社の3社間で、2025年10月1日を効力発生日として、会社分割等によりプリンターの開発・生産に関する事業を統合（以下、本事業統合）するに当たっての諸条件を定めた契約及び、本事業統合に係る株主間契約を当社、リコー社、東芝テック社の3社間で締結することを2025年2月13日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

エトリア株式会社

(2) 分離する事業の内容

プリンターの開発・生産に関する事業

(3) 事業分離を行う理由

当社は、「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献することを企業理念としております。「社会の大丈夫をつくっていく。」企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供しております。今回、ETRIA社への参画を通じ、当社のLEDプリントヘッド技術を始めとした技術の融合を促進し、エンジン開発力の強化を図ることで商品競争力の向上につなげます。同時に、エンジンやキーパーツの共通化や生産調達の効率化により収益を拡大し、環境変化へ柔軟に対応可能なレジリエントな生産体制の構築を目指します。また、新規事業創出においては、ETRIA社に参画する各社の得意領域を掛け合わせ、当社単独では成し得えなかったイノベーションの創出が可能になると期待しております。より一層、お客様に安定した付加価値の高い商品の提供を目指していきます。

(4) 事業分離日

2025年10月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、分離先企業を吸収分割承継会社とする吸収分割方式

2. 分離予定の事業が含まれる報告セグメント

コンポーネントプロダクツ

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	パブリック ソリューション	エンタープ ライズソリ ューション	コンポーネ ントプロダ クツ	EMS	計		
＜売上高の内訳＞							
顧客との契約から生じる収益	93,977	177,401	73,400	73,889	418,669	429	419,098
その他の収益	—	2,742	13	—	2,756	—	2,756
売上高合計	93,977	180,144	73,413	73,889	421,425	429	421,854
＜地理的市場＞							
顧客との契約から生じる収益							
日本	91,089	170,976	40,916	65,953	368,936	429	369,365
欧州	129	258	18,690	714	19,792	—	19,792
アジア	2,759	6,064	6,836	6,124	21,784	—	21,784
北米	—	—	3,864	1,071	4,935	—	4,935
その他	—	102	3,092	25	3,220	—	3,220
その他の収益							
日本	—	2,742	13	—	2,756	—	2,756
＜収益認識の時期＞							
顧客との契約から生じる収益							
一時点で認識される収益	27,267	36,576	66,963	69,685	200,493	62	200,555
一定の期間にわたり認識され る収益	66,710	140,825	6,436	4,204	218,176	367	218,543

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、用役提供等を行っております。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	パブリック ソリューション	エンタープ ライズソリ ューション	コンポーネ ントプロダ クツ	EMS	計		
＜売上高の内訳＞							
顧客との契約から生じる収益	130,506	177,312	75,769	65,918	449,507	448	449,956
その他の収益	—	2,491	10	—	2,501	—	2,501
売上高合計	130,506	179,804	75,780	65,918	452,009	448	452,457
＜地理的市場＞							
顧客との契約から生じる収益							
日本	127,660	169,866	44,892	57,078	399,497	429	399,927
欧州	169	78	18,730	988	19,966	19	19,985
アジア	2,676	7,361	6,085	6,343	22,467	—	22,467
北米	—	—	3,995	1,446	5,441	—	5,441
その他	—	6	2,066	61	2,134	—	2,134
その他の収益							
日本	—	2,491	10	—	2,501	—	2,501
＜収益認識の時期＞							
顧客との契約から生じる収益							
一時点で認識される収益	30,332	35,461	68,998	62,773	197,566	131	197,697
一定の期間にわたり認識され る収益	100,174	141,851	6,771	3,144	251,941	317	252,258

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、用役提供等を行っております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	70,938	79,443
内、受取手形	4,691	3,960
内、売掛金	66,246	75,482
契約資産	23,199	34,229
契約負債	7,217	6,116

- (注) 1. 契約資産は、主として請負製造や各種工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は、主として一定の期間にわたり収益を認識する役務提供契約に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は5,167百万円であります。なお、過去の期間に充足した（又は部分的に充足した）履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。
3. 契約資産の増加は、主として請負製造や各種工事の進捗によるものであります。
4. 連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	79,443	80,923
内、受取手形	3,960	5,222
内、売掛金	75,482	75,700
契約資産	34,229	30,931
契約負債	6,116	6,852

- (注) 1. 契約資産は、主として請負製造や各種工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は、主として一定の期間にわたり収益を認識する役務提供契約に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は3,766百万円であります。なお、過去の期間に充足した（又は部分的に充足した）履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。
3. 連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に基づく残存履行義務については注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	45,999	68,142
1年超3年以内	31,355	32,701
3年超	2,464	2,626
合計	79,818	103,470

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「パブリックソリューション事業」、「エンタープライズソリューション事業」、「コンポーネントプロダクツ事業」、「EMS事業」の4つを報告セグメントとしております。それぞれ取り扱う製品・サービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

各報告セグメントに属する主な製品・サービスは「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	パブリッ クソリュ ーション	エンター プライズ ソリュ ーション	コンポーネ ントプロダ クツ	EMS	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	93,977	180,144	73,413	73,889	421,425	429	421,854	—	421,854
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4,376	391	6,180	594	11,543	9,522	21,066	△21,066	—
計	98,354	180,535	79,594	74,483	432,968	9,952	442,920	△21,066	421,854
セグメント利 益又は損失 (△)	4,443	21,960	565	1,118	28,088	△1,100	26,988	△8,295	18,692
セグメント資産	82,086	140,527	55,089	76,028	353,732	9,367	363,099	60,299	423,399
その他の項目									
減価償却費	1,763	3,309	2,846	3,126	11,045	276	11,321	1,911	13,233
持分法適用会 社への投資額	1,099	—	—	—	1,099	—	1,099	—	1,099
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,888	4,785	1,805	4,030	13,510	140	13,651	2,515	16,166

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	パブリッ クソリュ ーション	エンター プライズ ソリュ ーション	コンポーネ ントプロダ クツ	EMS	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	130,506	179,804	75,780	65,918	452,009	448	452,457	—	452,457
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,474	332	6,630	557	13,995	10,395	24,390	△24,390	—
計	136,981	180,137	82,410	66,476	466,004	10,843	476,848	△24,390	452,457
セグメント利 益又は損失 (△)	14,093	13,108	2,929	△803	29,328	△1,453	27,875	△9,247	18,627
セグメント資産	100,417	121,420	56,558	67,696	346,093	10,888	356,982	53,982	410,965
その他の項目									
減価償却費	1,899	3,672	2,433	2,921	10,927	348	11,275	1,912	13,187
持分法適用会 社への投資額	1,124	—	—	—	1,124	—	1,124	—	1,124
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,966	5,850	2,521	2,888	14,226	604	14,831	4,005	18,836

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、主に用役提供を行うとともに、将来事業創出に向けた活動も推進しております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント利益又は損失	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	247	494
全社費用※	△8,474	△9,658
固定資産の調整額	△68	△83
合計	△8,295	△9,247

※ 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

(単位：百万円)

セグメント資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△112,874	△106,667
全社資産※	175,288	162,846
固定資産の調整額	△2,113	△2,196
合計	60,299	53,982

※ 全社資産は、主に提出会社の余資運用資金、長期投資資金及び一般管理部門にかかる資産であります。

(単位：百万円)

減価償却費	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産にかかる減価償却費	2,206	2,206
固定資産の調整額	△294	△293
合計	1,911	1,912

(単位：百万円)

有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産	2,880	4,414
固定資産の調整額	△365	△409
合計	2,515	4,005

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア	北米	その他	合計
372,121	19,792	21,784	4,935	3,220	421,854

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア	北米	その他	合計
402,428	19,985	22,467	5,441	2,134	452,457

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	パブリックソリューション	エンタープライズソリューション	コンポーネントプロダクト	EMS	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	1,593	241	—	1,834

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,628.78円	1,679.42円
1株当たり当期純利益金額	295.93円	143.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	295.61円	143.83円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,649	12,479
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,649	12,479
普通株式の期中平均株式数(千株)	86,672	86,706
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	94	59
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	141,314	145,745
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	139	122
(うち新株予約権)	(73)	(44)
(うち非支配株主持分)	(65)	(78)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	141,174	145,622
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	86,675	86,710

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

a. 社債明細表

該当事項はありません。

b. 借入金等明細表

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	36,736	23,146	1.9%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	23,276	18,244	1.3%	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,282	2,805	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	50,017	56,773	1.6%	2026年～2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5,119	4,839	—	2026年～2035年
計	118,431	105,808	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務の一部について利息相当額を認識しない方法を採用しているため、平均利率の記載を省略しております。

2. 「長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）」の連結決算日後5年内における返済予定額は、以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	21,403	16,395	12,800	6,175
リース債務	1,638	975	721	634

c. 資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	197,664	452,457
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	3,901	15,205
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	2,380	12,479
1株当たり中間 (当期) 利益 (円)	27.45	143.93

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,990	25,962
受取手形	1,146	1,511
売掛金	※1 59,697	※1 56,637
契約資産	※1 25,906	※1 21,300
リース投資資産	5,831	4,709
製品	10,308	10,556
仕掛品	11,393	11,397
原材料及び貯蔵品	20,427	18,793
前渡金	249	101
前払費用	3,544	5,680
短期貸付金	※1 16,868	※1 18,347
未収入金	※1 10,384	※1 5,829
その他	※1 923	※1 1,035
貸倒引当金	△10	△9
流動資産合計	189,660	181,856
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,700	43,815
減価償却累計額	△30,097	△30,577
建物（純額）	13,603	13,238
構築物	2,417	2,403
減価償却累計額	△1,795	△1,821
構築物（純額）	621	581
機械及び装置	14,238	14,607
減価償却累計額	△12,626	△12,498
機械及び装置（純額）	1,612	2,108
船舶	192	192
減価償却累計額	△111	△125
船舶（純額）	81	67
車両運搬具	90	92
減価償却累計額	△83	△78
車両運搬具（純額）	6	14
工具、器具及び備品	43,569	44,125
減価償却累計額	△37,004	△37,711
工具、器具及び備品（純額）	6,565	6,414
土地	8,666	8,666
建設仮勘定	594	744
有形固定資産合計	31,751	31,835
無形固定資産		
施設利用権	32	32
ソフトウェア	14,772	16,510
無形固定資産合計	14,805	16,542

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 41,038	※2 35,982
関係会社株式	31,214	31,214
出資金	6	6
関係会社出資金	1,545	1,545
関係会社長期貸付金	24,421	21,803
破産更生債権等	26	23
長期前払費用	848	5,977
前払年金費用	21,583	24,197
敷金及び保証金	※1 2,646	※1 2,594
その他	238	277
貸倒引当金	△4,970	△7,528
投資その他の資産合計	118,598	116,094
固定資産合計	165,155	164,471
資産合計	354,816	346,327
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,498	2,719
買掛金	※1 50,358	※1 48,034
短期借入金	※2 35,550	※2 21,973
1年内返済予定の長期借入金	23,276	18,244
リース債務	2,774	2,173
未払金	※1 16,741	※1 20,816
未払費用	※1 8,351	※1 8,516
未払法人税等	633	1,062
契約負債	4,097	5,133
預り金	※1 27,192	※1 19,008
前受収益	3	3
製品保証引当金	1,115	1,163
役員賞与引当金	160	172
工事損失引当金	4,169	2,772
偶発損失引当金	484	1,526
買付契約評価引当金	18	—
独占禁止法関連損失引当金	10	—
資産除去債務	—	2
その他	95	290
流動負債合計	177,533	153,614
固定負債		
長期借入金	50,017	56,773
リース債務	4,183	3,481
長期未払法人税等	—	30
繰延税金負債	6,028	6,321
退職給付引当金	10,976	10,017
製品保証引当金	276	307
関係会社事業損失引当金	543	875
偶発損失引当金	28	15
株式給付引当金	93	147
資産除去債務	1,181	1,181
その他	※1 1,206	※1 1,145
固定負債合計	74,534	80,296
負債合計	252,067	233,911

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,000	44,000
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	6,442	6,422
資本剰余金合計	21,442	21,422
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	29,317	40,456
利益剰余金合計	29,317	40,456
自己株式	△754	△705
株主資本合計	94,006	105,173
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,678	7,324
繰延ヘッジ損益	△10	△126
評価・換算差額等合計	8,668	7,198
新株予約権	73	44
純資産合計	102,748	112,416
負債純資産合計	354,816	346,327

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※ 1 286, 525	※ 1 320, 599
売上原価	※ 1 231, 504	※ 1 253, 138
売上総利益	55, 020	67, 461
販売費及び一般管理費	※ 2 60, 018	※ 2 59, 341
営業利益又は営業損失 (△)	△4, 997	8, 120
営業外収益		
受取利息	※ 1 549	※ 1 653
受取配当金	※ 1 17, 569	※ 1 11, 467
雑収入	※ 1 2, 514	※ 1 878
営業外収益合計	20, 632	12, 999
営業外費用		
支払利息	※ 1 2, 162	※ 1 2, 213
為替差損	—	628
貸倒引当金繰入額	△4, 657	2, 525
雑支出	1, 316	※ 1 1, 222
営業外費用合計	△1, 177	6, 590
経常利益	16, 812	14, 529
特別利益		
投資有価証券売却益	1, 374	1, 433
特別利益合計	1, 374	1, 433
特別損失		
固定資産処分損	※ 3 1, 245	※ 3 467
減損損失	1, 951	620
投資有価証券売却損	—	42
関係会社株式評価損	312	212
関係会社出資金評価損	—	606
特別損失合計	3, 509	1, 949
税引前当期純利益	14, 677	14, 013
法人税、住民税及び事業税	△2, 452	△498
法人税等調整額	△6, 474	772
法人税等合計	△8, 927	273
当期純利益	23, 604	13, 739

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	44,000	15,000	6,476	21,476	7,445	7,445	△833	72,088
当期変動額								
剰余金の配当					△1,732	△1,732		△1,732
当期純利益					23,604	23,604		23,604
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			△33	△33			81	47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△33	△33	21,872	21,872	79	21,918
当期末残高	44,000	15,000	6,442	21,442	29,317	29,317	△754	94,006

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	807	△32	775	121	72,985
当期変動額					
剰余金の配当					△1,732
当期純利益					23,604
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,871	21	7,892	△47	7,844
当期変動額合計	7,871	21	7,892	△47	29,763
当期末残高	8,678	△10	8,668	73	102,748

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	44,000	15,000	6,442	21,442	29,317	29,317	△754
当期変動額							
剰余金の配当					△2,600	△2,600	
当期純利益					13,739	13,739	
自己株式の取得							△1
自己株式の処分			△20	△20			50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△20	△20	11,139	11,139	48
当期末残高	44,000	15,000	6,422	21,422	40,456	40,456	△705

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,678	△10	8,668	73	102,748
当期変動額					
剰余金の配当					△2,600
当期純利益					13,739
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,353	△115	△1,469	△29	△1,498
当期変動額合計	△1,353	△115	△1,469	△29	9,668
当期末残高	7,324	△126	7,198	44	112,416

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②市場価格のない株式等

…移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

…時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品

…主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

…主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

…主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。)

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法

自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

その他

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品販売後に発生する無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき、又は個別の見積により、将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した損失負担見込額を計上しております。

(6) 株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度に基づく役員への株式報酬の支給に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(8) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 製品の販売

製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 役務の提供

役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

なお、請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ方針

相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 連結子会社向け債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社長期貸付金	24,345	21,803
貸倒引当金	△4,912	△7,439

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①概要

当社は、中国での部材調達・物流管理を主な事業とする連結子会社OKI HONG KONG LTD. (以下、「OHL」) に対して、当事業年度末において116,000千ドル及び216,500千人民元 (当事業年度末での円換算額21,803百万円) の貸付を行っており、関係会社長期貸付金に含めて表示しております。また、OHLは沖電気実業 (深セン) 有限公司 (以下、「OSZ」) に対する売上債権を保有しており、OSZは沖電気金融設備 (深セン) 有限公司 (以下、「OBSZ」) に対する売上債権を保有しております。

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り」に記載のとおり、OBSZにおいて深圳市怡化電腦実業有限公司 (以下、「怡化実業」) に対する売上債権が未回収となっているため、OBSZからOSZへ、OSZからOHLへの支払も連動して同規模の金額が滞留しております。したがって、OHLはこのような滞留状況を鑑み、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して、OSZ向け売上債権に対して貸倒引当金を計上しております。その結果、OHLでは当事業年度末において債務超過の状態となっており、当社からの貸付金の弁済に重大な問題が生じております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

当社は、OHLに対する貸付金を貸倒懸念債権として分類しており、OHLの部材調達・物流管理事業における活動状況、経営状態及び支払能力を総合的に判断した結果、債務超過額を基礎として回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。当事業年度末においては、49,751千ドル (当事業年度末での円換算額7,439百万円) を計上しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

OHLの債務超過額は、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して変動するため、OBSZの訴訟状況に応じて、回収不能見積額が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益 (期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む) の総額	41,533	60,989
上記のうち、期末に進行中の工事案件の金額	26,986	40,856

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り」の内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	10,476	11,109

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	34,770百万円	32,547百万円
長期金銭債権	1,161	1,103
短期金銭債務	47,241	37,360
長期金銭債務	67	67

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	8,322百万円	4,474百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	3,500百万円	2,500百万円

3 当社は次のとおり従業員及び関係会社に対し、銀行借入金他の債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)
OKI EUROPE LTD.	2,868百万円	OKI EUROPE LTD.	2,906百万円
(15,000千スターリングポンド)		(15,000千スターリングポンド)	
OKI サーキットテクノロジー(株)	1,745	OKI サーキットテクノロジー(株)	1,802
OKI クロステック(株)	905	OKI INDIA PRIVATE LIMITED	1,206
OKI DATA MANUFACTURING	832	(689,164千インドルピー)	
(THAILAND)CO., LTD.			
	(5,500千米ドル)	OKI DATA MANUFACTURING	822
		(THAILAND)CO., LTD.	
OKI INDIA PRIVATE LIMITED	798		(5,500千米ドル)
(438,558千インドルピー)		OKI クロステック(株)	466
その他 3件	745	その他 3件	762
計	7,896	計	7,967

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	96,298百万円	96,762百万円
借入実行残高	20,027	17,991
差引額	76,271	78,771

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	34,326百万円	36,432百万円
仕入高	84,471	88,484
営業取引以外の取引による取引高	19,783	13,794

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料賃金	16,439百万円	17,215百万円
手数料	9,046	8,648
減価償却費	2,186	2,066
研究開発費	12,202	10,610
販売費に属する費用のおおよその割合	70%	71%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	30%	29%

※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	49百万円	322百万円
工具、器具及び備品	228	88
その他	967	56
計	1,245	467

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	31,199
関連会社株式	15

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	31,199
関連会社株式	15

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	9,605百万円	10,144百万円
税務上の繰越欠損金	12,424	9,951
退職給付引当金	4,816	4,427
連結間譲渡損失調整	3,418	3,518
貸倒引当金	1,525	2,375
棚卸資産評価損	1,365	1,602
未払賞与	1,412	1,473
退職給付信託財産運用収支	774	855
工事損失引当金	1,276	852
減損損失	825	663
減価償却超過額	465	599
その他	3,170	3,457
繰延税金資産小計	41,075	39,916
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,246	△7,213
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,352	△21,593
評価性引当額小計	△30,598	△28,806
繰延税金資産合計	10,476	11,109
繰延税金負債		
前払年金費用	△5,597	△6,574
投資有価証券評価益	△5,050	△4,504
その他有価証券評価差額金	△3,746	△3,304
退職給付信託設定益	△1,866	△1,816
その他	△245	△1,233
繰延税金負債合計	△16,504	△17,431
繰延税金資産（負債）の純額	△6,028	△6,321

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△34.7	△23.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.3	4.0
繰延税金資産に係る評価性引当額の増減	△70.6	△17.3
住民税均等割	0.5	0.5
関係会社株式評価益	—	7.0
その他	△1.9	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△60.8	2.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は272百万円増加しております。法人税等調整額は178百万円増加し、その他有価証券評価差額金は93百万円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

事業分離

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	13,603	999	45 (2)	1,318	13,238	30,577
	構築物	621	32	0	71	581	1,821
	機械及び装置	1,612	976	14 (1)	466	2,108	12,498
	船舶	81	—	—	14	67	125
	車両運搬具	6	11	0	4	14	78
	工具、器具及び 備品	6,565	3,345	574 (484)	2,922	6,414	37,711
	土地	8,666	—	—	—	8,666	—
	建設仮勘定	594	1,203	1,053	—	744	—
	計	31,751	6,568	1,688 (489)	4,797	31,835	82,812
無形固定 資産	施設利用権	32	—	—	0	32	1
	ソフトウェア	14,772	6,254	151 (126)	4,365	16,510	8,949
	計	14,805	6,254	151 (126)	4,365	16,542	8,950

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. ソフトウェア 当期増加額の主なもの

自社利用ソフトウェア

5,005百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,980	7,537	4,980	7,537
製品保証引当金	1,392	1,471	1,392	1,471
役員賞与引当金	160	172	160	172
工事損失引当金	4,169	2,772	4,169	2,772
偶発損失引当金	513	1,541	513	1,541
株式給付引当金	93	147	93	147
買付契約評価引当金	18	—	18	—
独占禁止法関連損失引当金	10	—	10	—
関係会社事業損失引当金	543	875	543	875

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
単元株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 — 無 料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載してこれを行います。 ホームページアドレス：https://www.oki.com/jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款により、当会社の株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第100期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			2024年6月21日 関東財務局長に提出
(3) 半期報告書 及び確認書	第101期中	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月14日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書			
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。			2024年5月7日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。			2024年5月9日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。			2024年6月25日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。			2025年2月13日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。			2025年5月22日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 保 智 巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 本 展 枝

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

怡化電腦實業有限公司向け債権の回収可能性 「1【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．係争中の債権に係る回収可能性の見積り」を参照	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦實業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,967百万円）及び損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続き（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行った。 さらに、OBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請した。 その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,584百万円）の他、遅延利息及び弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下され、仲裁が確定した。 さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下された。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上訴をしたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上訴を棄却する判決が下された。 OBSZは、未回収の売上債権を基に、回収までに要すると見積もった期間での割引計算により投資その他の資産のその他を804,367千人民元（当連結会計年度末での円換算額16,561百万円）計上し、怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して回収可能と判断したキャッシュ・フローに基づく割引計算で、回収不能と見積もった202,412千人民元（当連結会計年度末での円換算額4,167百万円）を貸倒引当金に計上している。保全不動産の公正価値の測定には、主として不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を用いている。 怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値に基づく将来キャッシュ・フロー及び今後の回収期間の見積りには経営者による主観的な判断や将来予測に見積りの不確実性を伴うことから、当監査法人は怡化実業向け債権の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、怡化実業向け債権の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ● 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる保全不動産について、広東省高級人民法院による執行裁定書を閲覧し、資産保全の事実を確認した。 ● 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる保全不動産の公正価値について、以下の手続を実施した。 ・ 経営者の利用する現地の専門家の鑑定評価報告書と会社が作成した対象不動産から生じる将来キャッシュ・フローの計算資料を突合した。 ・ 現地の不動産評価の専門家を利用して、保全不動産の鑑定評価の前提条件や採用した評価手法、評価額決定に至る判断過程の合理性を検討した。 ● 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる、保有資産への強制執行等の顛末の予想について、経営者が利用する専門家の見解を入手し、中国経済の動向や類似事例と照らして合理性を評価した。 ● 将来キャッシュ・フローの割引計算に用いられた回収までに要する期間の見積りについて、以下の手続を実施した。 ・ 会社の現地顧問弁護士より、保有資産への強制執行等の状況に関する見解書を入手し、閲覧した。 ・ 現地の法務の専門家を利用して、会社の現地顧問弁護士の上記見解に基づいて経営者が行った回収までに要する期間の見積りの合理性を評価した。 ● 上記にて検討した将来キャッシュ・フロー及び今後の回収期間の見積りに基づくキャッシュ・フローの割引現在価値の計算の正確性を確認した。

収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り 「1【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）2．収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り」を参照	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループ（会社及び連結子会社）は、収益認識における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法として、見積総原価に対する実際原価の割合で算出するインプット法を採用している。 当連結会計年度において、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は86,833百万円である。このうち、期末に進行中の工事案件に関して計上された金額は49,303百万円である。 見積総原価は工事監理者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積もっており、例えば、顧客の要望に基づく作業内容の変更に関する情報を十分かつ詳細に収集したうえで積み上げた実行予算を適時かつ適切に見直している。 会社グループが行う請負製造や社会インフラ系の工事では、顧客の指図に基づき設計されるため個別性が強いことから、顧客要望による作業内容の変更やソフトウェアの製造過程における予期しない不具合等の発生により、製造に必要な工数が大幅に増加する可能性がある。一方で、自社努力により将来発生する原価が低減される場合もある。これらの影響等により見積総原価が変動した場合には、進捗度の変動に伴って売上高が変動する可能性がある。 このように、工事における総原価の見積りは、経営者の判断が伴う。また、総原価の見積りに基づいて計上される収益の金額は会社の連結財務諸表全体に対して重要性がある。以上を踏まえて、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積りを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ● 以下に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 契約時の総原価の見積りを適切に行うことに係る統制 ・ 総原価の見積りを適切に見直すことに係る統制 ● 当連結会計年度において完工済みの工事について、見積総原価の契約時の見積額と最終の実績額を比較し、工事監理者や経営者が信頼性をもって総原価を見積ることができているかについて評価した。 ● サンプルで工事契約を抽出して、以下の手続を実施した。 ・ 総原価の見積りを査閲し、その内容に関連する資料や証憑等並びに工事の進捗管理に用いられる管理資料との整合性を評価した。 ・ 見積総原価の重要な変更がある場合には、その内容に関連する資料や証憑等との整合性を評価した。 ・ 監理者に見積総原価の見直しの必要性があるかどうかに関して質問し、必要に応じて関連する管理資料を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沖電気工業株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、沖電気工業株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤 剛
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 保 智 巳
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 本 展 枝
--------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖電気工業株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社向け債権の回収可能性 「2【財務諸表等】（1）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．連結子会社向け債権に係る回収可能性の見積り」を参照	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、中国での部材調達・物流管理を主な事業とする連結子会社OKI HONG KONG LTD.（以下、「OHL」）に対して、当事業年度末において116,000千円ドル及び216,500千人民元（当事業年度末での円換算額合計21,803百万円）の貸付を行い、関係会社長期貸付金に含めて表示している。また、OHLは沖電気実業（深セン）有限公司（以下、「OSZ」）に対する売上債権を保有しており、OSZは沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）に対する売上債権を保有している。 連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1．係争中の債権に係る回収可能性の見積り」に記載のとおり、OBSZにおいて深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対する売上債権が未回収となっているため、OBSZからOSZへの支払、OSZからOHLへの支払も連動して同規模の金額が滞留している。したがって、OHLはこのような滞留状況を鑑み、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して、OSZ向け売上債権に対して貸倒引当金を計上している。その結果、OHLでは当事業年度末において債務超過の状態となっており、会社からの貸付金の弁済に重大な問題が生じている。 会社は、OHLに対する貸付金を貸倒懸念債権として分類しており、OHLの部材調達・物流管理事業における活動状況、経営状態及び支払能力を総合的に判断した結果、債務超過額を基礎として回収不能見積額を貸倒引当金として計上している。当事業年度末においては、49,751千円ドル（当事業年度末での円換算額7,439百万円）を計上している。 OHLの債務超過額は、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して変動するため、OBSZの訴訟状況に応じて、回収不能見積額が著しく変動する可能性がある。かかる顛末に基づく回収不能金額の見積りには経営者の重要な判断が必要であるため、当監査法人は連結子会社向け債権の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、連結子会社向け債権の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ● OBSZにおいて計上された怡化実業向け債権の回収可能性について、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項「怡化電腦実業有限公司向け債権の回収可能性」に記載の通りの手続を実施した。 ● 上記並びにOHL、OSZ及びOBSZの財務情報を検討したうえで、OHLの支払能力に基づき、OHLへの貸付金に対する貸倒引当金が合理的に見積られているかを評価した。

収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り 「2【財務諸表等】（1）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）2．収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り」を参照	
会社は、収益認識における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法として、見積総原価に対する実際原価の割合で算出するインプット法を採用している。当事業年度において、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は60,989百万円である。このうち、期末に進行中の工事案件に関して計上された金額は40,856百万円である。 監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。	

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。